

官報

号外

昭和五十一年五月二十一日

第七十七回 衆議院會議録 第二十三号

昭和五十一年五月二十一日(金曜日)

午後二時 本会議

○本日の會議に付した案件

裁判官訴追委員辭職の件

第五次國際不協定の締結について承認を求め

るの件(參議院送付)

千九百七十五年の國際コリア協定の締結につ

て承認を求めの件(參議院送付)

北太平洋のおととせいの保存に関する暫定条約

を改正する千九百七十六年の議定書の締結に

ついて承認を求めの件(參議院送付)

國際特許分類に関する千九百七十一年三月二十

四日のストラスブル協定の締結について承

認を求めの件(參議院送付)

アジア・オセアニア郵便条約の締結について承

認を求めの件(參議院送付)

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内

閣提出)

石油開發公団法の一部を改正する法律案(内閣

提出)

建築基準法の一部を改正する法律案(第七十二

回国会、内閣提出)

午後四時三十五分開議

○議長(前尾繁三郎君) これより會議を開きま

す。

○議長(前尾繁三郎君) お諮りいたします。

裁判官訴追委員田中伊三次君から、訴追委員を

辭職したいとの申し出があります。右申し出

を許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、許可するに決しました。

○議長(前尾繁三郎君) つきましては、この際、

裁判官訴追委員の選舉を行います。

○三塚博君 裁判官訴追委員の選舉は、その手続

を省略して、議長において指名されんことを望み

ます。

○議長(前尾繁三郎君) 三塚博君の動議に御異議

ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、動議のごとく決しました。

議長は、裁判官訴追委員に早川崇君を指名いた

します。

○三塚博君 議案上程に関する緊急動議を提出し

たします。

すなわち、この際、參議院送付、第五次國際不

協定の締結について承認を求めの件、千九百

七十五年の國際コリア協定の締結について承認を

求めるの件、北太平洋のおととせいの保存に関

する暫定条約を改正する千九百七十六年の議定書の

締結について承認を求めの件、國際特許分類に

関する千九百七十一年三月二十四日のストラス

ブル協定の締結について承認を求めの件、ア

ジア・オセアニア郵便条約の締結について承認を

求めるの件、右五件を一括議題となし、委員長の

報告を求め、その審議を進められんことを望みま

す。

○議長(前尾繁三郎君) 三塚博君の動議に御異議

ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

第五次國際不協定の締結について承認を求

めるの件(參議院送付)

千九百七十五年の國際コリア協定の締結につ

いて承認を求めの件(參議院送付)

北太平洋のおととせいの保存に関する暫定条

約を改正する千九百七十六年の議定書の締

結について承認を求めの件(參議院送付)

國際特許分類に関する千九百七十一年三月二

十四日のストラスブル協定の締結につい

て承認を求めの件(參議院送付)

アジア・オセアニア郵便条約の締結について

承認を求めの件(參議院送付)

○議長(前尾繁三郎君) 第五次國際不協定の締

結について承認を求めの件、千九百七十五年の

國際コリア協定の締結について承認を求めの

件、北太平洋のおととせいの保存に関する暫定条

約を改正する千九百七十六年の議定書の締結につ

いて承認を求めの件、國際特許分類に関する千

九百七十一年三月二十日のストラスブル協定の

締結について承認を求めの件、アジア・オセア

ニア郵便条約の締結について承認を求めの件、

右五件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長鯨岡兵輔

君。

第五次國際不協定の締結について承認を求め

るの件及び同報告書

千九百七十五年の國際コリア協定の締結につ

いて承認を求めの件及び同報告書

北太平洋のおととせいの保存に関する暫定条約

を改正する千九百七十六年の議定書の締結に

ついて承認を求めの件及び同報告書

國際特許分類に関する千九百七十一年三月二十

四日のストラスブル協定の締結について承

認を求めの件及び同報告書

アジア・オセアニア郵便条約の締結について承

認を求めの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○鯨岡兵輔君 ただいま議題となりました五件に

つきまして、外務委員会における審査の経過並び

に結果を御報告申し上げます。

まず、まず協定は、第四次不協定の有効期間

が本年六月三十日に失効することとなっているた

め、これにかわるものとして、昨年六月に国連不

協定會議において採択されたものでありまして、わ

が国は本年三月十六日に本協定に署名を行ってお

ります。

本協定の主な内容は、まず地金の最低価格及び

最高価格を定めること、市場価格をこの価格帯内

に安定させるため、生産国及び消費国の供与から

なる緩衝在庫を設置すること、まずの生産が過剰

な場合は生産国に対して輸出統制を行うことがで

きること等について定めております。

次に、コリア協定は、現行の國際コリア協定の

有効期間が本年九月三十日に失効することになっ

昭和五十一年五月二十一日 衆議院會議録第二十三号

第五次國際不協定の締結について承認を求めるの件外四件 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案 石油開

七八八

ておりますため、これにかわるものとして、昨年九月から十月にかけてジュネーブで開催された国連コリア会議において採択されたものでありまして、わが国は本年四月二十六日に署名を行っております。

本協定の主な内容は、カカオ豆に一定の価格帯を定め、カカオ豆の価格をこの価格帯内に安定せしめるために輸出割当制度を設け、さらに、過剰カカオ豆を買い入れて保管し、価格高騰時にこれを放出するという操作を行うことを目的とした緩衝在庫を設置すること等を定めております。

次に、おつとせいの条約の改正議定書は、現行のおつとせいの条約の有効期間が本年十月十三日に失効することになっておりますため、昨年三月及び十二月に条約の改正を検討するための当国会議が開催され、この会議において本議定書が採択され、本年五月七日にワシントンにおいて、日本、カナダ、アメリカ、ソ連によって署名が行われました。

本議定書の主な内容は、暫定条約の有効期間をさらに四年間延長することとし、北太平洋おつとせいの委員会、海上漁獲が許容されるかどうかについて研究を継続し、これについて当事国に勧告することなどについて定めております。

次に、國際特許分類協定は、工業所有権の保護に関するパリ同盟及び欧州特許協会が中心となつて、一九七一年三月二十四日に作成され、わが国は同年九月十三日に署名を行っております。

本協定は、一九七五年十月七日に効力を生じており、その内容は、この協定による同盟の形成及び國際特許分類と呼ばれる分類の同盟国による採用などについて定めております。

次に、アジア・アフリカ・オセアニア郵便条約は、アジア・オセアニア郵便連合の基本文書でありまして、昨年十一月メルボルンで開催されました連合の第三回大会議において、現行条約にかわるものとして作成され、同年十一月二十七日にわが国を含む九カ国によって署名されたものであります。

本条約は、連合の組織、任務、加盟国間の通常郵便物の取り扱い、郵便料金などについて定めております。

以上五件は、参議院から送付されたものでありまして、本年十一月政府から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、各件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 五件を一括して採決いたします。

五件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、五件とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

○三塚博君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 三塚博君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長田中六助君。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔田中六助君登壇〕

○田中六助君 ただいま議題となりました日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、日本輸出入銀行が今後予想されます資金需要に弾力的に対処し、その業務の円滑な運営に資するため、借入金等の限度額を引き上げる等の措置を講じようとするものであります。

次に、その主な内容を申し上げますと、第一は、借入限度額の引き上げであります。日本輸出入銀行の借入金の限度額は、現在自己資本の四倍と法定されておりますが、この限度額を、後に述べます外貨債券の発行額と合わせ、自己資本の十倍に引き上げることとしております。

第二は、協調融資金融機関の範囲の拡大であります。現在、輸出入金融及び技術提供金融について日本輸出入銀行と協調融資を行う金融機関は、銀行、長期信用銀行及び外国為替銀行に限定されておりますが、中堅及び中小企業が日本輸出入銀行の資金を一層容易に活用し得るよう、この協調融資金融機関の範囲を政令により拡大できることとしております。

第三は、外貨債券の発行であります。現在、日本輸出入銀行の資金調達の方法は、政府からの借り入れ及び外国の銀行等からの外貨資金の借り入れに限られておりますが、資金調達手段の多様化を図るため、日本開港銀行の例にならい、日本輸出入銀行は大蔵大臣の認可を受けて外貨債券を発行することができるよう、新たに規定を設けることとしております。

本案につきましては、審査の結果、本日質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

た。

なお、本案に対しましては、附帯決議が付せられましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○三塚博君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、石油開発公団法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 三塚博君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

石油開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 石油開発公団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長稲村佐近四郎君。

石油開発公団法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○稲村佐近四郎君 ただいま議題となりました石

油開発公団法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

石油産業の健全な発展による石油の安定供給の確保は、エネルギー政策上きわめて重要な課題であります。わが国石油産業の現状は、多数企業による過当競争の弊害等構造的な問題を抱え、その経営基盤はきわめて悪化しており、構造改善が必要となっております。

本案は、石油企業の行う構造改善を支援するため、石油開発公団の臨時業務として、新たに石油製品販売業に係る構造改善事業に要する資金の出資及び貸し付けを行う業務を追加するものであります。

本案は、去る四月二十七日当委員会に付託され、五月十一日河本通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、以来、石油開発公団総裁を参考人として、本案審査中、常時出席を求め、慎重に審査を行い、本日質疑を終了し、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が附されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

○三塚博君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、第七十二回国会、内閣提出、建築基準法の一部を改正する法律案を議題とな

し、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 三塚博君の動議に御異議ありませんか。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(前尾繁三郎君) 建築基準法の一部を改正する法律案(第七十二回国会、内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 建築基準法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。建設委員長渡辺栄一君。

建築基準法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔渡辺栄一君登壇〕

○渡辺栄一君 ただいま議題となりました建築基準法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、大規模建築物内での火災及び都市における日照紛争等の事態に対処するため、建築物の防災対策等を推進し、及び都市環境の整備保全と土地の合理的な利用を図ろうとするものであります。その主な内容は、既存の百貨店その他特殊建築物等に対する防火避難施設の整備の義務づけ、及び工事中の建築物の使用制限の強化、建築物による日影に関する基準の設定、第二種住居専用地域内の用途規制等の強化、建築協定に関する規定の整備を行うこと等であります。

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は、昭和四十九年三月、第七十二回国会に提出され、同年四月十六日日本委員会に付託、同年四月十日提案理由の説明を聴取し、以来、継続審査となつていたものであります。

本委員会においては、数回にわたり現地視察を

行い、また、参考人の意見を聴取する等、きわめて慎重に審査を進めてまいり、本五月二十一日質疑を終了したのであります。

かくして、内海英男君外三名より、建築物による日影制限の対象区域、日影時間については、法定基準のうちから地方公共団体が条例で定めることとする修正案が、また、天野光晴君外一名より、既存の特殊建築物等に対する防火避難施設の設置義務に関する規定を削除することとする修正案がそれぞれ提出され、趣旨説明の後、両修正案に対し発言があり、討論を行い、採決の結果、本案は、多数をもって両修正案のとおり修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、既存の特殊建築物等の防火避難施設の整備改善について、速やかに有効適切な法制を整備することなどを内容とする附帯決議が附せられましたが、本問題についての審査をさらに進めるため、小委員会を設置することとしたことをあわせて申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり決しました。

○議長(前尾繁三郎君) 本日、これにて散会いたします。

午後四時五十三分散会

出席閣僚大臣

外務大臣 宮澤 喜一郎
大蔵大臣 大平 正芳君
通商産業大臣 河本 敏夫君

建設大臣 竹下 登君

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、昨二十日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任 井岡 大治君 補欠 村山 富市君

文教委員 田代 文久君 補欠 井岡 大治君

社会労働委員 井岡 大治君 補欠 山口 鶴男君

辞任 稲葉 誠一君 補欠 多賀谷貞稔君

予算委員 多賀谷貞稔君 補欠 稲葉 誠一君

辞任 稲葉 誠一君 補欠 多賀谷貞稔君

決算委員 田代 文久君 補欠 多田 光雄君

辞任 多田 光雄君 補欠 田代 文久君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

七八九

昭和五十一年五月二十一日 衆議院會議録第二十三号 朗読を省略した議長の報告 第五次国際不協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

科学技術振興対策特別委員

辞任

補欠

堂森 芳夫君 上坂 昇君
原 茂君 村山 喜一君
上坂 昇君 堂森 芳夫君
村山 喜一君 原 茂君

(条約送付)

一、昨二十日、参議院に送付した条約は次のとおりである。

国際通貨基金協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件

国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(議案送付)

一、昨二十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律案

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案

(議案通知)

一、昨二十日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、昨二十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

救急医療、休日・夜間診療に関する質問主意書(浦井洋君提出)

身体障害者の新幹線など国鉄の利用に伴う施設等の改善に関する質問主意書(栗田翠君提出)

大規模小売店舗の進出規制と商業活動調整協議会委員の選定に関する質問主意書(田中美智子君提出)

公害健康被害補償法の地域指定要件見直しと指定地域の拡大に関する質問主意書(津金佑近君提出)

米軍基地跡地利用の「三分割有償処分方式」とキャンプ洲野辺の跡地利用に関する質問主意書(増本一彦君提出)

東京都中野区におけるテレビ受信障害問題に関する質問主意書(松本善明君提出)

東京湾岸道路に関する質問主意書(米原和君提出)

寝たきり老人に対する訪問看護の実施に関する質問主意書(金子満広君提出)

京都大学医学部附属看護学校から京都大学医療技術短期大学部への制度移行に伴う施設改善等に関する質問主意書(梅田勝君提出)

第五次国際不協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十一年五月十四日

衆議院議長 前尾繁三郎殿

参議院議長 河野 謙三

第五次国際不協定の締結について承認を求めるの件

第五次全国不協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

第五次国際不協定の締結について承認を求めるの件

第一章 目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

とが予見される場合には、生産国の遭遇することがある重大な困難を緩和する措置をとること。

(i) 政府によるすずの非商業的在庫の処分を検討するとともに、生ずるおそれがある不安定及び困難を回避する措置をとること。

(j) 新たなすず鉱床を開発し及び利用する必要性並びに、特に国際連合及び国際連合関係の諸機関が有する技術上及び資金上の援助手段によつて、すず鉱石の採掘、選鉱及び製錬の最も効果的な方法の発達を促進する必要性を常に検討すること。

(k) 開発途上にある生産国がすずの市場取引において一層重要な役割を果たすことができるようにするため、開発途上にある生産国におけるすず市場の発展を促進すること。

(l) 第四次国際すず協定(以下「第四次協定」という。及びこれに先立つ国際すず協定に基づく国際すず理事会の業務を継続すること。

第二章 定義

第二条 定義

この協定の適用上、

「すず」とは、すず地金その他のすべての精錬すず及び精鉱又は鉱床から採掘したすず鉱石に含有されているすず分をいう。この定義の適用上、「鉱石」には、(a)選鉱以外の目的のため鉱体から採掘した物質及び(b)選鉱の際に廃棄する物質を含まない。

「すず地金」とは、十分な商品価値のある精錬すずで純度九十九・七五パーセント以上のものをいう。

「緩衝在庫」とは、第十章の規定に従つて設置されかつ操作される緩衝在庫をいう。

「保有されているすず地金」とは、緩衝在庫に保有されているすず地金をいい、緩衝在庫のために購入されたが緩衝在庫の管理官がまだ受領していないすず地金を含むものとし、緩衝在庫から売却されたが同管理官がまだ引き渡していないすず地金を含まない。

「トン」とは、メートル・トン、すなわち千キログラムをいう。

「統制期間」とは、理事会が統制期間として宣言し、かつ、総輸出許可トン数を定めた期間をいう。

「四半期」とは、一月一日、四月一日、七月一日又は十月一日を初日とする四半期をいう。

「純輸出量」とは、附属書C第一部に掲げる手続により輸出されたすずの数量から同附属書第二部の規定に従つて算定した輸入量を控除した数量をいう。

「参加国」とは、自国の政府がこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し又はこれに加入した国、自国の政府がこの協定の批准、承認若しくは受諾又はこれへの加入の意思を通告した国及び第五十三条の規定に基づく独立の参加が効力を生じた領域をいい、また、文脈により、これらの国又は領域の政府及び第五十四条にいう機関をいう。

「生産国」とは、理事会がその国の同意を得てすずの生産国であると宣言した参加国をいう。

「消費国」とは、理事会がその国の同意を得てすずの消費国であると宣言した参加国をいう。

「供与国」とは、緩衝在庫に供与を行つた参加国をいう。

「単純過半数票」の要件は、議案が参加国の投票する票の過半数によつて支持されたときに満たされる。

「区分ごとの単純過半数票」の要件は、議案が生産国の投票する票の過半数及び消費国の投票する票の過半数の双方によつて支持されたときに満たされる。

「区分ごとの三分の二以上の多数票」の要件は、議案が生産国の投票する票の三分の二以上の多数及び消費国の投票する票の三分の二以上の多数の双方によつて支持されたときに満たされる。

消費国の投票する票の三分の二以上の多数の双方によつて支持されたときに満たされる。

「効力発生」とは、別段の規定がある場合を除くほか、この協定の最初の効力発生(第五十条に規定する暫定的なものであるか第四十九条に規定する確定したものであるかを問わない)をいう。

「会計年度」とは、七月一日から翌年の六月三十日までの一年の期間をいう。

「会期」とは、理事会の一又は二以上の会合から成る。

第三章 組織事項

第三条 理事会

(a) 従前の国際すず協定によつて設立された国際すず理事会(以下「理事会」という)は、この協定を運用するため、この協定に定める構成、権限及び職務をもつて存続する。

(b) 理事会の所在地は、理事会が別段の決定を行わない限り、ロンドンとする。

(c) 理事会は、すべての参加国で構成する。

(d) 各参加国は、理事会において一人の代表によつて代表されるものとし、また、理事会の会期に出席する代表代理及び顧問を指名することができる。

第四条 一人の代表代理は、代表の不在その他の特別な場合に代表に代わつて行動し及び投票する権限を与えられる。

(a) 各参加国は、第五十三条の場合を除くほか、理事会の単一の構成国となる。

(b) 各参加国は、第五十三条の場合を除くほか、理事会の単一の構成国となる。

(c) 各参加国は、第五十三条の場合を除くほか、理事会の単一の構成国となる。

(d) 各参加国は、第五十三条の場合を除くほか、理事会の単一の構成国となる。

(e) 各参加国は、第五十三条の場合を除くほか、理事会の単一の構成国となる。

(f) 各参加国は、第五十三条の場合を除くほか、理事会の単一の構成国となる。

(g) 各参加国は、第五十三条の場合を除くほか、理事会の単一の構成国となる。

(h) 各参加国は、第五十三条の場合を除くほか、理事会の単一の構成国となる。

准、承認、受諾若しくは加入の意思の通告書を寄託した旨の通告を国際連合事務総長から受領した後でできる限り速やかに、当該構成国の同意を得て、当該構成国が生産国であるか消費国であるかを宣言する。

(b) 生産国又は消費国としての構成国の区分は、それぞれ、その構成国内におけるすず鉱石の生産又はすず地金の消費を基礎として決定する。この場合において、

(i) 生産国としての区分は、自国内におけるすず鉱石の生産から得られるすず地金の実質的消費国である国についても、その国の同意を得て、その国によるすずの輸出を基礎として決定する。

(ii) 消費国としての区分は、自国の消費するすずの相当大きな部分を自国内の鉱山から生産している国についても、その国の同意を得て、その国によるすずの輸入を基礎として決定する。

(c) 各政府は、批准書、承認書、受諾書、加入書又は批准、承認、受諾若しくは加入の意思の通告書の中に、自国が属すべきであると考える参加国の区分を記述することができる。

(d) 理事会は、この協定の効力発生後の第一回通常会期において、附属書Aに掲げる参加国が投票する票の過半数及び附属書Bに掲げる参加国が投票する票の過半数(それぞれ別個に計算する)による議決で、この条の規定の適用に必要な決定を行う。この決定の際の票数については、これらの附属書に定めるところによるものとし、第十三条の規定は、考慮に入れないものとする。

第六条 参加国の区分の変更

(a) 理事会は、参加国の地位が消費国から生産国に又は生産国から消費国に変化した場合には、当該参加国の要請に応じ又は当該参加国の同意

昭和五十一年五月二十一日 衆議院會議録第二十三号 第五次國際不協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

七九二

を得て自己の発意により、その新たな地位を検討し、該当する附屬書について、適用すべきトン数又は百分率を決定する。

(b) 理事会は、(a)の規定に基づいて決定したトン数又は百分率を実施される日を決定する。

(c) (a)の参加国は、理事会が(b)の規定に基づいて決定した実施の日から、もとの区分に属する参加国がこの協定に基づいて有するいずれの権利、特権及び義務(その参加国がもとの区分に属する参加国として負った会計上の義務その他の義務であつて履行してないものを除く)をも有しないものとし、新たな区分に属する参加国として、この協定に基づき、すべての権利及び特権を取得し、かつ、すべての義務を負う。もつとも、

(i) 参加国は、生産国から消費国に区分を変更された場合には、この協定の終了の際に、第二十五条及び第二十六条の規定に従つて行われる緩衝在庫の清算に当たり、自国の持分の返還を受ける権利を保有する。

(ii) 参加国が消費国から生産国に区分を変更された場合には、理事会がその参加国について決定する条件は、その参加国とこの協定に既に参加している他の生産国との間で公平なものでなければならぬ。

第四章 権限及び職務

第七条 理事会の権限及び職務

理事会は、

(a) この協定の運用及び実施のため、必要な権限を有し、かつ、必要な任務を遂行する。

(b) 要請するときはいつでも、緩衝在庫の資産及び操作に関する情報であつてこの協定に基づくその職務の遂行に必要と認めるものを議長から受ける。

(c) ずすの生産、生産費、生産水準、消費、国際貿易及び在庫に関する入手可能な資料その他この協定の適切な運用に必要な情報であつて国の安全に関する第四十四条の規定に反しないもの

の提供を参加国に要請することができる。この場合において、参加国は、その要請された情報を可能な最大限まで提供する。

(d) 第十六条の規定に基づいて設立される運営協定のため借入れを行う権限及び第二十四条の規定に従つて緩衝在庫協定のため借入れを行う権限を有する。

(e) 各会計年度の終了後、当該会計年度におけるその活動に関する報告書を発表する。

(f) 各四半期の終了後、当該四半期末において保有されているずす地金のトン数を示す明細書を発表する。もつとも、その発表は、理事会が別段の決定を行わない限り、当該四半期の終了の時から三箇月を経過した後に行う。

(g) 次のものと協議し及び協力するためにあらゆる適当な措置をとる。

(i) 國際連合、その適当な機関(特に國際連合貿易開發會議、專門機關その他の國際連合關係の諸機關及び適当な政府間機關

(ii) 國際連合若しくは專門機關の加盟国である非参加国又は従前の國際不協定の締結国であつた非参加国

第八条 理事会の手續

理事会は、

(a) その手續規則を制定する。

(b) その会期中でない間に議長に助言を与えるため、必要と認めるあらゆる措置をとることができ

(c) その職務の遂行について自己を補佐するために必要と認める委員会を設置し、その委員会の付託事項を作成することができ、その委員会が、理事会が別段の決定を行わない限り、その手續規則を制定することができる。

(d) (i) 区分ごとの単純過半数票による議決で行使することができ、自己の権限を、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決でいつでも委員会に委任することができ、ただし、次の事項に関連する権限については、この限りでない。

第十九条の規定に基づく分担金の額の査定

第二十七条及び第三十一条の規定に基づく最低価格及び最高価格

第三十二条から第三十六条までの規定に基づく輸出統制

第四十条の規定に基づくずすの不足の場合の措置

(ii) 区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で(i)の委員会の構成国及び付託事項を決定する。

(iii) 単純過半数票による議決で、(i)の委員会への権限の委任又はその委員会の設置をいつでも取り消すことができる。

第九条 統計及び研究

理事会は、

(a) 各四半期に少なくとも一回、その次の一又は二以上の四半期におけるずすの統計上の情勢全体を判断するため、当該一又は二以上の四半期におけるずすの生産及び消費の見積りを行う。

(b) 理事会は、その判断に際し、その他の関連要因を考慮に入れることができる。

(c) ずすの生産費、生産水準、価格の傾向及び市場の傾向並びに世界のずす産業の短期的及び長期的問題に関する研究を継続するための措置をとるものとし、このため、ずす産業の問題に関して適当と認める研究を行い及び促進する。

(d) ずすの新たな用途に関し、及びずすの伝統的用途においてずすに代わる可能性がある代替品の開発に関して常に情報を受ける。

(e) ずすの効率的な探査、生産、加工及び使用についての研究を目的とする機関との關係の一層の緊密化及びそれらの機関への一層広い参加を勧奨する。

(f) 緩衝在庫のための現行の資金調達方法を補足し又は当該資金調達方法に代替する方法を研究する。

第五章 組織及び運用

第十条 理事会の議長及び副議長

(a) 理事会は、投票用紙を用いた区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で独立の議長を任命する。議長は、いずれかの参加国の国民であつてもよい。議長の任命は、この協定の効力発生後の理事会の第一回通常会期において検討する。

(b) 議長は、その任命に先立つ五年の期間中ずす産業又はずす取引に実質的に従事したことがある者であつてはならず、また、第十二条に定める条件を遵守しなければならない。

(c) (b)の規定は、理事会の職員が議長に任命されることを妨げるものではない。

(d) 議長は、理事会が定める任期その他の条件に従つて在職する。

(e) 議長は、理事会の会期及び会合を主宰し、投票権を有しない。

(f) 理事会は、副議長二人を、一人は生産国の代表のうちから、一人は消費国の代表のうちから毎年選挙する。二人の副議長は、第一副議長及び第二副議長として指名される。第一副議長は、生産国及び消費国から毎年交互に選ばれる。

(g) 理事会は、議長が辞任した場合又は議長がその任務を遂行することが永久にできなくなった場合には、(a)に定める手續に従つて新たな議長を任命する。新たな議長が任命されるまでの間は議長が一時的に不在である間は、第一副議長又は必要に応じて第二副議長が、議長を代行する。議長を代行する副議長は、理事会が別段の決定を行わない限り、会期及び会合を主宰する任務のみを有する。理事会は、また、その手續規則において、臨時首席職員に任命について定める。臨時首席職員は、議長が一時的に不在である間又はこの(g)の規定に従つて新たな議長が任命されるまでの間、第十二条の規定に従つてこの協定を運用し及び実施することについて責任を負う。

(h) 副議長は、議長の任務を遂行する間、投票権

を有しない。その副議長が代表する参加国の投票権は、第四条(b)印及び第十四条(c)の規定に従つて行使することができる。

第十一条 理事会の会期

(a) 理事会は、年に四回の通常会期を開催する。理事会は、また、必要に応じ特別会期を開催することができる。

(b) 国際連合事務総長は、この協定に基づく理事会の第一回通常会期をロンドンにおいて招集する。その会期は、この協定の効力発生の後八日以内に開催される。

(c) 会期は、いずれかの参加国の要請により又はこの協定の規定に従い、議長が招集するものとす。議長に支障がある場合には、臨時首席職員が第一副議長との協議の後同副議長に代わつて招集する。会期は、また、議長がその裁量によつて招集することができる。

(d) 会期は、理事会が別段の決定を行わない限り、理事会の所在地において開催されるものとし、第三十一条の規定に基づいて招集される場合を除くほか、その開催については、各回につき少なくとも七日前に予告が与えられる。

(e) 理事会のいかなる会期又は会合においても、総体として生産国の票の三分の二以上を有する生産国の代表及び総体として消費国の票の三分の二以上を有する消費国の代表が出席していなければならない。理事会のいずれかの会期においてこの定足数を得ることができない場合には、少なくとも七日を経過した後に再び会期を招集する。この会期においては、総体として千を超える票を有する参加国の代表が出席していなければならない。

第十二条 理事会の職員

(a) 第十条の規定に基づいて任命された議長は、理事会の決定に従つてこの協定を運用し及び実施することにつき、理事会に対して責任を負う。

(b) 議長は、事務的役務及び職員管理について

も責任を負う。

(c) 理事会は、緩衝在庫の管理官(以下「管理官」という)及び事務局長を任命し、並びにこれら二人の役員は、管理官がこの協定に定める責任を遂行する方法につき、議長に指示を与える。

(d) 議長は、理事会が必要と認める職員を補佐を受ける。すべての職員(管理官及び事務局長を含む)は、議長に対して責任を負う。職員の任命の方法及び雇用の条件は、理事会が承認したものでなければならない。

(e) 議長及び職員は、必ず産業、必ず取引、必ずの輸送、必ずの宣伝その他必ずに關係する活動にいかなる金銭上の利害關係をも有してはならない。

(f) 議長及び職員は、自己の任務の遂行に当たつて、いかなる政府にも又は理事会及びこの協定に従つて理事会に代わつて行動する者以外のいかなる個人若しくは機関にも指示を求めてはならず、また、その指示を受けてはならない。議長及び職員は、理事会に対してのみ責任を負う。国際的職員としての立場を損なうおそれのあるいかなる行動をも差し控えるものとする。各参加国は、議長及び職員の責任の専ら国際的な性質を尊重すること並びにこれらの者に対してその責任の遂行について影響を及ぼそうとしないことを約束する。

(g) 議長及び管理官、事務局長その他の理事会の職員は、理事会によつて許可された場合及びこの協定に基づく自己の任務の適切な遂行に必要である場合を除くほか、この協定の実施又は運用に關するいかなる情報をも開示してはならない。

(h) 議長及び管理官、事務局長その他の理事会の職員は、理事会によつて許可された場合及びこの協定に基づく自己の任務の適切な遂行に必要である場合を除くほか、この協定の実施又は運用に關するいかなる情報をも開示してはならない。

(i) 議長及び管理官、事務局長その他の理事会の職員は、理事会によつて許可された場合及びこの協定に基づく自己の任務の適切な遂行に必要である場合を除くほか、この協定の実施又は運用に關するいかなる情報をも開示してはならない。

(j) 議長及び管理官、事務局長その他の理事会の職員は、理事会によつて許可された場合及びこの協定に基づく自己の任務の適切な遂行に必要である場合を除くほか、この協定の実施又は運用に關するいかなる情報をも開示してはならない。

(k) 議長及び管理官、事務局長その他の理事会の職員は、理事会によつて許可された場合及びこの協定に基づく自己の任務の適切な遂行に必要である場合を除くほか、この協定の実施又は運用に關するいかなる情報をも開示してはならない。

(l) 議長及び管理官、事務局長その他の理事会の職員は、理事会によつて許可された場合及びこの協定に基づく自己の任務の適切な遂行に必要である場合を除くほか、この協定の実施又は運用に關するいかなる情報をも開示してはならない。

(m) 議長及び管理官、事務局長その他の理事会の職員は、理事会によつて許可された場合及びこの協定に基づく自己の任務の適切な遂行に必要である場合を除くほか、この協定の実施又は運用に關するいかなる情報をも開示してはならない。

(n) 議長及び管理官、事務局長その他の理事会の職員は、理事会によつて許可された場合及びこの協定に基づく自己の任務の適切な遂行に必要である場合を除くほか、この協定の実施又は運用に關するいかなる情報をも開示してはならない。

(o) 議長及び管理官、事務局長その他の理事会の職員は、理事会によつて許可された場合及びこの協定に基づく自己の任務の適切な遂行に必要である場合を除くほか、この協定の実施又は運用に關するいかなる情報をも開示してはならない。

(p) 議長及び管理官、事務局長その他の理事会の職員は、理事会によつて許可された場合及びこの協定に基づく自己の任務の適切な遂行に必要である場合を除くほか、この協定の実施又は運用に關するいかなる情報をも開示してはならない。

(q) 議長及び管理官、事務局長その他の理事会の職員は、理事会によつて許可された場合及びこの協定に基づく自己の任務の適切な遂行に必要である場合を除くほか、この協定の実施又は運用に關するいかなる情報をも開示してはならない。

(r) 議長及び管理官、事務局長その他の理事会の職員は、理事会によつて許可された場合及びこの協定に基づく自己の任務の適切な遂行に必要である場合を除くほか、この協定の実施又は運用に關するいかなる情報をも開示してはならない。

(s) 議長及び管理官、事務局長その他の理事会の職員は、理事会によつて許可された場合及びこの協定に基づく自己の任務の適切な遂行に必要である場合を除くほか、この協定の実施又は運用に關するいかなる情報をも開示してはならない。

(t) 議長及び管理官、事務局長その他の理事会の職員は、理事会によつて許可された場合及びこの協定に基づく自己の任務の適切な遂行に必要である場合を除くほか、この協定の実施又は運用に關するいかなる情報をも開示してはならない。

分率又はこの条の規定に従つて決定される百分率にできる限り比例するように、生産国の間で配分する。

(b) 消費国は、総体として千票を有する。いずれの消費国も、五の基本票を与えられるものとす。消費国の数が三十を超える場合には、消費国の基本票の合計が百五十を超えないような最大の整数の基本票を与えられる。残余の票は、附属書Bに定めるそれぞれの消費国の百分率又はこの条の規定に従つて決定される百分率にできる限り比例するように、消費国の間で配分する。

(c) いかなる参加国も、四百五十を超える票を有しない。

(d) 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

(e) 附属書A若しくは附属書Bに掲げるいずれかの国の政府がこの協定の批准、承認若しくは受諾をせず若しくはこれに加入をせず若しくはこの協定の批准、承認若しくは受諾若しくはこれへの加入の意思を通告しなかつたため、いずれかの参加国が第六条の規定に従つて区分を変更されたため、いずれかの参加国が脱退したため、又はこの協定の関係規定が適用されたため、生産国又は消費国の百分率が合計百未満となる場合及び生産国又は消費国の票が合計百未満となる場合又は他の消費国の間で配分する。この場合において、当該残余の百分率及び票の配分は、それらの国がそれぞれ既に有している百分率にできる限り比例し、かつ、生産国及び消費国の百分率がそれぞれ合計百となり、また、票数がそれぞれ合計百となるように行う。

(f) (i) この協定の効力発生前に、附属書A又は附属書Bに掲げられていないいずれかの国の政府がこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し若しくはこれに加入し又はこの協定の批准、承認若しくは受諾若しくはこれへの加入の意思を通告しなかつたため、いずれかの参加国が第六条の規定に従つて区分を変更されたため、いずれかの参加国が脱退したため、又はこの協定の関係規定が適用されたため、生産国又は消費国の百分率が合計百未満となる場合及び生産国又は消費国の票が合計百未満となる場合又は他の消費国の間で配分する。この場合において、当該残余の百分率及び票の配分は、それらの国がそれぞれ既に有している百分率にできる限り比例し、かつ、生産国及び消費国の百分率がそれぞれ合計百となり、また、票数がそれぞれ合計百となるように行う。

(g) (i) この協定の効力発生前に、附属書A又は附属書Bに掲げられていないいずれかの国の政府がこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し若しくはこれに加入し又はこの協定の批准、承認若しくは受諾若しくはこれへの加入の意思を通告しなかつたため、いずれかの参加国が第六条の規定に従つて区分を変更されたため、いずれかの参加国が脱退したため、又はこの協定の関係規定が適用されたため、生産国又は消費国の百分率が合計百未満となる場合及び生産国又は消費国の票が合計百未満となる場合又は他の消費国の間で配分する。この場合において、当該残余の百分率及び票の配分は、それらの国がそれぞれ既に有している百分率にできる限り比例し、かつ、生産国及び消費国の百分率がそれぞれ合計百となり、また、票数がそれぞれ合計百となるように行う。

(h) (i) この協定の効力発生前に、附属書A又は附属書Bに掲げられていないいずれかの国の政府がこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し若しくはこれに加入し又はこの協定の批准、承認若しくは受諾若しくはこれへの加入の意思を通告しなかつたため、いずれかの参加国が第六条の規定に従つて区分を変更されたため、いずれかの参加国が脱退したため、又はこの協定の関係規定が適用されたため、生産国又は消費国の百分率が合計百未満となる場合及び生産国又は消費国の票が合計百未満となる場合又は他の消費国の間で配分する。この場合において、当該残余の百分率及び票の配分は、それらの国がそれぞれ既に有している百分率にできる限り比例し、かつ、生産国及び消費国の百分率がそれぞれ合計百となり、また、票数がそれぞれ合計百となるように行う。

(i) (i) この協定の効力発生前に、附属書A又は附属書Bに掲げられていないいずれかの国の政府がこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し若しくはこれに加入し又はこの協定の批准、承認若しくは受諾若しくはこれへの加入の意思を通告しなかつたため、いずれかの参加国が第六条の規定に従つて区分を変更されたため、いずれかの参加国が脱退したため、又はこの協定の関係規定が適用されたため、生産国又は消費国の百分率が合計百未満となる場合及び生産国又は消費国の票が合計百未満となる場合又は他の消費国の間で配分する。この場合において、当該残余の百分率及び票の配分は、それらの国がそれぞれ既に有している百分率にできる限り比例し、かつ、生産国及び消費国の百分率がそれぞれ合計百となり、また、票数がそれぞれ合計百となるように行う。

(ii) この協定の効力発生の後に、参加国ではないいずれかの国の政府がこの協定を批准し、承認し若しくは受諾し若しくはこれに加入し又はこの協定の批准、承認若しくは受諾若しくはこれへの加入の意思を通告した場合及びいずれかの参加国が第六条の規定に基づく区分の変更を承認された場合

には、理事会は、その国の百分率を決定し、また、他の参加国の百分率をそれぞれその時点におけるそれらの参加国の百分率に比例して再決定する。この場合において、当該決定及び再決定は、生産国及び消費国の百分率がそれぞれ合計百となり、また、票数がそれぞれ合計百となるように行う。この(f)の規定に従つて決定された百分率は、この条の規定の適用上、附属書A又は附属書Bに定める百分率とみなし、この条の(i)に規定する場合を除くほか、理事会が決定する期日から実施する。

(g) (i) 理事会は、附属書Aに定める生産国の百分率を検討し、附属書Bの規則に従つてこれを再決定する。もつとも、生産国の百分率は、理事会の第一回通常会期において行われる一回目の再決定の場合を除くほか、いずれの十二箇月の期間中にも、その期間の当初におけるその生産国の百分率の十分の一を超えて削減してはならない。

(ii) 理事会は、附属書Bの規則に従つて措置をとるに当たり、いずれかの生産国が例外的なものとして陳述する状況に妥当な考慮を払うものとし、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で同附属書の規則の全部又は一部の適用を免除することができる。

(iii) 理事会は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で附属書Bの規則を随時修正することができる。その修正後の規定は、同附属書に含まれているものとして適用する。

(iv) この(g)に定める手続によつて算定した百分率は、発表し、かつ、附属書Aに定める百分

率

率

率

昭和五十一年五月二十一日 衆議院會議録第二十三号 第五次國際不協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

七九四

率に代えて、理事会の決定の日に続く四半期の初日から実施する。

(b) 理事会は、その第一回通常会期において附属書Bを修正するものとし、また、修正後の同附属書を発表する。修正後の同附属書は、この条の規定の適用上、その発表後直ちに実施する。

理事会は、第一回通常会期の後は、各暦年の第二四半期中に開催される会期において、これに先立つ三暦年における各消費国の平均年間消費量を検討するものとし、その年間消費量の平均を基礎として修正された各消費国の百分率を発表する。この百分率は、この条の規定の適用上、附属書Bに定める百分率とみなし、その次の七月一日から実施する。

(i) 第三十三条の規定に従つて理事会が宣言した統制期間中に生産国の百分率が(1)の規定の適用によつて比例的に調整された場合には、理事会は、できる限り速やかに、修正後の百分率の表を発表する。その表は、第三十三条の規定の適用上、その修正が決定された統制期間に続く四半期の初日から実施する。

(a) 理事会の各構成国は、自国が理事会において有するすべての票を投する権利を有する。代表は、投票の際にその票を分割して投してはならないものとし、また、棄権した場合には、投票しなかつたものとみなされる。

(b) 理事会の決定は、別段の定めがある場合を除くほか、区分ごとの単純過半数票による議決で行う。

(c) 理事会のいずれの構成国も、理事会が認める形式で、理事会のいずれかの会期又は会合において自国の利益を代表し及び自国の投票権を使用することを他の構成国に委任することができ。

第七章 特権及び免除

第十五条 特権及び免除

理事会は、各参加国において、この協定に基

づく自己の職務の遂行に必要な通貨交換上の便宜を与えられる。

(b) 理事会は、法人格を有する。理事会は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し、並びに訴えを提起する能力を有する。

(c) 理事会は、各参加国において、その参加国の法律に反しない範囲内で、自己の資産、収入その他の財産につき、この協定に基づく自己の職務の遂行に必要な課税の免除を受ける。

(d) 連合王国の領域における理事会の地位、特権及び免除については、引き続き千九百七十二年二月九日にロンドンで署名されたグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国政府と国際不協定理事会との間の本部協定による。

第八章 勘定及び会計検査

第十六条 勘定

(a) (i) この協定の運用及び実施のため、運営勘定及び緩衝在庫勘定を置く。

(ii) 理事会の運営費（議長及び管理官、事務局長その他の職員報酬を含む）は、運営勘定に記帳する。

(iii) 緩衝在庫の取引又は操作のみに帰せられるすべての費用（借入れ、保管、委託及び保険に関する費用を含む）は、管理官が緩衝在庫勘定に記帳する。

(iv) その他の種類の費用に係る緩衝在庫勘定の負担については、議長が決定する。

(b) 理事会は、理事会への代表並びに代表代理及び顧問の費用については責任を有しない。

第十七条 分担金の支払及び現金による供与（支払通貨）

参加国が第十九条及び第五十八条の規定に基づいて行う運営勘定への払込み、供与国が第二十一条から第二十三条までの規定に基づいて行う緩衝在庫勘定への現金による供与、第五十八条の規定に基づいて行われる運営勘定から参加国への支払

並びに第二十一条から第二十三条まで及び第二十五条の規定に基づいて行われる緩衝在庫勘定から供与国への現金による返還は、スターリング・ポンドで査定し、スターリング貨で行う。もつとも、スターリング貨で支払うべき金額は、当該国の選択に従い、当該支払が行われる日の為替相場で換算して、ロンドンの外国為替市場において自由にスターリング貨に交換される通貨で支払うことができる。

第十八条 会計検査

(a) 理事会は、帳簿の会計検査のため、会計検査専門家を任命する。

(b) 理事会は、各会計年度の終了後できる限り速やかに、独立の専門家による会計検査を了した運営勘定及び緩衝在庫勘定を発表する。もつとも、緩衝在庫勘定については、当該会計年度の終了の時から三ヶ月を経過した後に発表する。

第十九条 予算

(a) 理事会は、この協定の効力発生後の第一回通常会期において、その効力発生の日と最初の会計年度の末日との間の期間につき運営勘定のための分担金及び支出の予算を承認するものとし、その後は、各会計年度について同様の年次予算を承認する。理事会は、いずれの会計年度中のいずれの時期においても、不測の事態が生じており又は生じようとしているため運営勘定の残高が理事会の運営費を支弁するために不十分となるおそれがあると認める場合には、その会計年度の残余の期間について必要な追加予算を承認することができる。

(b) 理事会は、(a)の予算を基礎として、運営勘定に係る各参加国の分担金の額をスターリング・ポンドで査定する。各参加国は、査定の通告を受けた時に理事会に対し自国の分担金の全額を支払う義務を負う。査定の日に二十一以上の票を有する参加国は、それぞれ総予算のパーセントを支払い、また、査定の日に二十以下の票を有

する参加国は、それぞれ総予算の〇・三パーセントを支払う。総予算のうちそれらの支払によつて賄われない部分は、参加国がそれぞれその査定の日に有する一票ごとに当該不足分の二分の一を支払うことによつて賄う。

(c) 理事会は、査定の通告の日から六箇月以内に運営勘定に係る分担金を支払わない参加国から投票権を奪うことができる。その参加国が査定の通告の日から十二箇月以内に分担金を支払わない場合には、理事会は、その参加国からこの協定に基づく他のいずれの権利をも奪うことができる。ただし、理事会は、当該未払分担金を受領したときは、この(c)の規定に基づいて奪った権利をその参加国に回復させる。

第十章 緩衝在庫勘定

第二十条 緩衝在庫の設置

(a) 緩衝在庫を設置する。緩衝在庫は、次条の規定に基づく生産国の供与分及び第二十二条の規定に基づく消費国の供与分から成る。

(b) 緩衝在庫の財源は、第二十四条に規定する資本市場からの借入れその他の措置によつて補足することができる。

(c) この条の規定の適用上、供与分のうち現金による部分は、その部分の供与が次条の規定に従つて要請される日又は第二十二条の規定に従つて行われる日に実施されている最低価格によりその現金の額で購入することができるトン数のすず地金に相当するものとみなす。

第二十一条 生産国の供与

(a) (i) 生産国は、現金若しくはすず地金又はその双方の組合せによりすず地金二万トン相当分を緩衝在庫に供与するものとし、その総供与枠のうち七千五百トン相当部分については、この協定の効力発生の日以後供与の義務が生ずる。

(ii) 理事会は、最初の供与及びその後の供与につき、現金による供与要請分とすず地金による供与要請分との比率を決定する。

(四) 最初の供与は、(四)の規定に従うことを条件として、この協定に基づく理事会の第一回通常会期の日に行う。

(五) 生産国は、理事会が決定する期日に現金による供与要請分の支払を行い、また、その期日から三箇月以内にすき地金による供与要請分の引渡しを行う。

(六) 理事会は、(四)の規定にかかわらず、(一)に定める給付与枠のうち残りの部分の全部又は一部について供与を行うべき一又は二以上の期日及び各回の供与要請分を随時決定することができる。もつとも、理事会は、少なくとも十四日前に予告を行うことによつてその供与の実行を要請する権限を議長に与えることができる。

(七) 理事会は、(一)の規定に基づいて要請される最初の供与分と次条の規定に基づいて受領される追加的供与分の合計を超える現金資産を緩衝在庫勘定に保有する場合には、当該超過分をこの条の規定に基づく各生産国の供与分に比例して各生産国に返還することができ、生産国は、その要請により、受領すべき返還分を緩衝在庫に留保することができる。

(八) に定める給付与枠のうち残りの部分は、当該返還分だけ増加する。ただし、返還分のうち緩衝在庫に留保される部分については、この限りでない。

(九) の規定に基づく供与は、当該供与国の同意を得て、第四次協定に基づく緩衝在庫からの振替えによつて行うことができる。

(十) に定める給付与枠は、第十三条(五)の規定に従つて理事会の第一回通常会期において検討されかつ再決定される附属書Aの百分率に従い、生産国の間に割り当てる。

(十一) 附属書Aに掲げるいづれかの国がこの協定の効力発生の後にこの協定の批准書、承認書、受諾書若しくは加入書を寄託し又はこの協定の批准、承認若しくは受諾若しくはこれ

への加入の意思を通告した場合及びいづれかの参加国が第六条の規定に従つて消費国から生産国に区分を変更された場合には、当該国の供与割当分は、理事会が同附属書に定める当該国の百分率を参照して決定する。

(十二) の規定に基づいて決定される供与割当分は、批准書、承認書、受諾書、加入書若しくは通告書の寄託の日又は理事会が第六条(五)の規定に基づいて決定する期日に供与する。

(十三) 理事会は、(一)の規定に基づいて受領した供与分を限度として、他の生産国又は消費国に對して返還を行うことを決定することができる。理事会は、当該返還を全部又は一部すき地金によつて行うことを決定する場合には、必要と認める条件を当該返還に付することができる。生産国は、その要請により、受領すべき返還分を緩衝在庫に留保することができる。

(十四) この条の規定に基づく供与を行うため輸出統制期間中に自国の在庫からすき地金を輸出することを希望する生産国は、第三十四条の規定に基づいて決定される自国の輸出許可トン数のほかに、その希望する数量のすき地金の輸出の許可を理事会に申請することができる。

(十五) 理事会は、(一)の申請を審査し、必要と認める条件を付してこれを承認することができ、その条件が満たされる場合において、輸出される地金又は精鉱が緩衝在庫に引き渡されるすき地金となることを確認するために理事会の要求する証拠が提供されるときは、第三十四条(五)及び(六)並びに第三十六条(九)の規定は、当該輸出については適用しない。

(十六) 管理官は、ロンドン金属取引所が正式に認める倉庫又は理事会が決定するその他の場所においてすき地金による供与分を受領することができ、このようにして引き渡されるすき地金は、同取引所に登録され、かつ、同取引所によつて承認されたものでなければならぬ。

第二十二條 追加的供与

(一) 消費国は、理事会が付する条件に従い、現金若しくはすき地金又はその双方の組合せによりすき地金二万トン相当分まで緩衝在庫に追加的供与を行うことができる。理事会は、この(一)の規定に基づいて付した条件にかかわらず、この(一)の規定に基づき緩衝在庫への供与を行つた国に對し、当該供与分の全部又は一部を返還することとができる。理事会は、当該返還を全部又は一部すき地金によつて行う場合には、必要と認める条件を当該返還に付することができる。

(二) 千九百七十五年の国際連合すき地金協議に招請されたいずれの国も、理事会の同意を得ることを条件として、かつ、返還その他に関する条件に従い、現金若しくはすき地金又はその双方の組合せによる供与を緩衝在庫に行うことができる。その供与は、前条(九)及びこの条の(一)に定める給付与枠への追加として行われる。

(三) 議長は、参加国に對し、(九)及び(十)の規定に基づく供与分の受領を通告する。議長は、また、(十)の規定に基づいて供与を行つた非参加国に對しても、そのような供与分の受領を通告する。

(四) 理事会は、この協定の効力発生の後三十箇月の期間が満了した時に、(九)及び(十)に規定する追加的供与について得られた結果を検討するものとし、また、この協定の全部又は一部を議定書又は他の適当な国際文書によつて改正するため六箇月以内に交渉会議を招集することを決定することができる。理事会は、その決定を行つた場合には、国際連合事務総長に對し、そのような交渉会議を招集することを要請する。

第二十三條 供与に関する制裁

(一) 理事会は、第二十一条(五)の規定に基づく義務を履行しなかつた生産国に對する制裁措置を決定する。

(二) 理事会は、生産国が第二十一条の規定に基づく義務を履行しない場合には、その生産国からこの協定に基づく権利及び特権の一部又は全部

を奪うことができるものとし、また、他の生産国に對し、現金若しくはすき地金又はその双方の組合せによつて当該不履行分を補充することを要求することができる。

(三) (二)の不履行分の一部がすき地金によつて補充される場合には、その不履行分を補充する生産国は、第三十四条の規定に基づいて決定される輸出許可トン数のほかに、自国に要求される数量のすき地金の輸出を許可される。輸出される地金又は精鉱が緩衝在庫に引き渡されるすき地金となることを確認するために理事会の要求する証拠が提供されるときは、同条(九)及び(十)並びに第三十六条(九)の規定は、当該輸出については適用しない。

(四) 理事会は、いつでも、その決定する条件で次のことを行うことができる。

(一) 義務の不履行の状態が是正された旨を宣言すること。

(二) 当該生産国に権利及び特権を回復させること。

(三) その時点における国際金利水準を考慮して決定する利率による利子を付して(十)の規定に基づく他の生産国の追加的供与分を返還すること。追加的供与分のうちすき地金による部分に係る利子の額は、理事会が(十)の要求を決定した日における理事会の指定する公認市場のすき地金の適当な価格を基礎として算定する。理事会は、当該返還を全部又は一部すき地金によつて行う場合には、必要と認める条件を当該返還に付することができる。

第二十四條 緩衝在庫のための借入れ

(一) 理事会は、緩衝在庫のため、緩衝在庫に保有されているすき地金の倉荷証券を担保として、必要と認める金額を借り入れることができる。ただし、その借入れの最高限度額及び条件は、消費国が投票する票の過半数及び生産国が投票する票の全部による議決で承認されたものでなければならぬ。

(b) 理事会は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、緩衝在庫のための借入れのために適当と認めるその他の措置又はその財源を補足するための他の措置をとることができる。

(c) (d)の規定の適用を妨げることなく、前記の借入れ及び措置に係る経費は、緩衝在庫勘定によつて賄われるものとするが、理事会は、緩衝在庫に供与を行つていない参加国がこれらの経費を負担することができることを決定することができるものとする。議長は、理事会に対し、この(c)の規定の実施状況について定期的に報告を行う。この(c)の規定の実施状況は、第二十二條

(d)の規定との関連において考慮される。

(d) いずれの参加国も、自国が同意しない限り、この条の規定に基づいて義務を課されることはない。

(e) 理事会は、何らかの財源が理事会にとつて利用可能となつた場合には、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、第二十一條(a)及び第二十二條(a)に定める数量を修正することを決定することができる。

第十一章 緩衝在庫の清算

第二十五條 清算手続

(a) 第二十八條から第三十一條まで及び次条(b)の規定に基づく緩衝在庫のすべての操作は、この協定の終了の際に終止する。管理官は、その後、新たにすず地金を購入してはならないものとし、また、(b)、(c)及び(i)の場合を除くほか、すず地金を売却することができない。

(b) 管理官は、緩衝在庫の清算に関し、理事会がこの条の措置に代えて他の措置を決定しない限り、(c)から(i)までの措置をとる。

(c) 管理官は、この協定の終了の後でできる限り速やかに、この条の規定に従つて行われる緩衝在庫の清算の費用の総額の見積りを作成し、かつ、その費用を支弁するために十分であると認める金額を緩衝在庫勘定の残高から保留しておく。管理官は、緩衝在庫勘定の残高がその費用

を支弁するために不十分である場合には、必要な追加額を調達するために十分な数量のすず地金を売却する。

(d) 供与国が緩衝在庫について有する持分は、この協定に定める条件に従つてその供与国に返還する。

(e) (i) 各供与国の持分は、(f)に定める手続によつて確定する。

(ii) 理事会は、すべての供与国が要請する場合に、(f)を修正する。

(f) 管理官は、各供与国が緩衝在庫について有する持分を確定するため、次の手続をとる。

(i) 緩衝在庫への各供与国の供与分(第二十二條の規定に基づく供与分のうち同条の規定に基づいて返還された部分を除く)を評価するものとし、その評価に当たっては、地金による供与国の供与分の価額をその供与分が要請された日に実施されていた最低価格で算定し、これを現金によるその供与国の供与分の合計に加算する。

(ii) 管理官がこの協定の終了の日に保有するすべてのすず地金は、その日における理事会の指定する公認市場のすず地金の適当な価格を基礎として評価するものとし、その価額は、(c)の規定によつて必要とされる金額を控除した後、その日に管理官が保有する現金の合計額に加算する。

(iii) (ii)の規定に基づいて算定した総額が(i)の規定に従つて評価した緩衝在庫への各供与国のすべての供与分の総計を超える場合には、当該超過分は、緩衝在庫への各供与国の供与分にこれらがこの協定の終了前管理官の処分に任されていた期間の日数を乗じたものに比例して、供与国の間に割り当てる。このため、地金による供与分は、(i)の規定に従つて評価するものとし、また、地金又は現金による個々の供与分には、これが管理官の処分に任されていた期間の日数を乗ずる。この日数の算定に当

たつては、管理官がその供与分を受領した日及びこの協定が終了した日を算入しない。供与国に割り当てられた当該超過分は、(i)の規定に従つて評価したその供与国の供与分の合計に加算する。当該超過分の割当てに当たっては、制裁として義務づけられた供与に係る供与分は、その制裁期間中は管理官の処分に任ざれていなかつたものとみなされる。

(iv) (ii)の規定に基づいて算定した総額が緩衝在庫への各供与国のすべての供与分の総計に足りない場合には、当該不足分は、供与国の間にそれぞれ供与分に比例して割り当てる。このように供与国に割り当てられた不足分は、その供与国の供与分の合計から控除する。供与分の価額は、(i)の規定に従つて算定する。

(v) (i)から(iv)までの規定によつて算定した価額は、各供与国がそれぞれ緩衝在庫について有する持分とする。

(f)に定める手続によつて配分することのできる現金及びすず地金につき供与国が有する持分は、(c)の規定に従うことを条件として、各供与国に割り当てる。ただし、供与国は、第十九條、第二十三條、第三十六條、第四十五條、第四十六條又は第五十六條の規定に従つて緩衝在庫の清算残高への参加の権利の全部又は一部を奪われた場合には、その奪われた限度においてその持分の返還を受けることができなくなるものとし、その結果生ずる余剰分は、他の供与国の間に、緩衝在庫について有するそれぞれの持分に比例して割り当てる。

(d)、(e)及び(f)の規定に基づいて割り当てられるすず地金と現金との比率は、各供与国について同一とする。

(i) 供与国は、(f)に定める手続によつて自国に割り当てられる現金の支払を受ける。また、同様

に供与国に割り当てられるすず地金は、理事会が適当と認める二十四箇月以内の期間にわたつて引き渡され、又は

(ii) その供与国の選択に従つて売却され、当該売上金の純額は、その供与国に支払われる。

(j) 管理官は、すず地金の全部が(i)の規定に従つて処分されたときは、(e)及び(f)の規定に従つて定められる比率で、(c)の規定に基づいて保留しておいた金額の残高を各供与国に配分する。

第二十六條 清算及び輸出統制

(a) 理事会は、第三十二條の規定に従つていづれかの統制期間における総輸出許可トン数を決定するに際し、第五十七條(c)の規定に基づいてこの協定の更新を検討した結果に照らしその時点において緩衝在庫に保有されているすず地金の数量を削減する必要があるかどうかを決定するものとし、その必要があると認めた場合には、他の状況において当該統制期間につき決定したであろう総輸出許可トン数から一定の数量を控除した総輸出許可トン数を決定することができる。

(b) 管理官は、理事会の指示の範囲内において、緩衝在庫から(a)の控除分に相当する数量のすず地金を最低価格を下回らない価格で売却することができる。

經濟事項

第十二章 最低価格及び最高価格

(a) この協定の実施のため、すず地金の最低価格及び最高価格を定める。これらの価格は、マレーシア・リンギット又は理事会が決定する他の通貨で表示する。最低価格と最高価格との間には、三の価格帯に分ける。

(b) 当初の最低価格、最高価格及び価格帯は、第四次協定の終了の日と同協定に基づいて実施されていた最低価格、最高価格及び価格帯とする。

(c) 理事会は、そのいづれの会期においても、(a)にいう各価格帯の限度を決定することができる。

る。

(d) (i) 理事会は、この協定の効力発生後の第一回通常会期において、また、その後は継続的研究を基礎としていつでも又は第三十一条の規定に従つて、最低価格及び最高価格がこの協定の目的の達成のために適当であるかどうかを検討するものとし、また、これらの価格のいずれか一方又は双方を改定することができ、理事会がこの協定の効力発生後の第一回通常会期において新たな最低価格及び最高価格を決定しなかつた場合には、第四次協定の終了の日に実施されていた最低価格、最高価格及び価格帯が引き続き実施される。

(ii) 理事会は、(i)の検討及び改定を行うに当たり、すずの生産及び生産費の短期的推移及び中期的傾向、すずの生産及び消費の水準の短期的推移及び中期的傾向、その時点における鉱石生産力、将来の十分な鉱石生産力の維持の点から見た時価の妥当性その他すずの価格の動向に影響する関係要素を考慮に入れる。理事会は、改定した最低価格及び最高価格(第三十一条の規定に基づいて決定した暫定価格及び改定価格を含む)並びに改定した価格帯をできる限り速やかに発表する。

第十三章 緩衝在庫の操作

第二十八条 緩衝在庫の操作

(a) 管理官は、第十二条の規定に従い、この協定の規定及び理事会の指示の範囲内で、緩衝在庫の操作につき議長に対して責任を負う。

(b) この条の規定の適用上、すずの市場価格は、第四次協定の終了の時に理事会によつて指定されていた市場におけるすずの価格又は理事会が随時決定するその他の価格とする。

(c) すずの市場価格が、

(i) 最高価格に等しい場合又はこれを上回つていいる場合には、管理官は、理事会から他の操作を行うよう指示を受けない限り、次条及び第三十一条の規定に従うことを条件として、

すずの市場価格が最高価格を下回る時又はその処分することのできるすずがなくなる時まで、公認市場において市場価格でその処分することのできるすずを売り出す。

(ii) 最低価格と最高価格との間の上限価格帯にある場合において、市場価格の急激な騰貴を防止するために必要と認めるときは、管理官は、すずの純買手として、公認市場において市場価格で操作することができ、

(iii) 最低価格と最高価格との間の中間価格帯にある場合には、管理官は、理事会の特別な許可があるときに限り、操作することができ、

(iv) 最低価格と最高価格との間の下限価格帯にある場合において、市場価格の急激な下落を防止するために必要と認めるときは、管理官は、すずの純買手として、公認市場において市場価格で操作することができ、

(v) 最低価格に等しい場合又はこれを下回つていいる場合において、管理官の処分することができ、資金があるときは、管理官は、理事会から他の操作を行うよう指示を受けない限り、次条及び第三十一条の規定に従うことを条件として、すずの市場価格が最高価格を上回る時又はその処分することのできる資金がなくなる時まで、公認市場において最低価格ですずを買い出す。

(d) この条の規定の適用上、公認市場とは、ペナシ海峡すず市場、ロンドン金属取引所又は理事会が緩衝在庫の操作のために随時公認するその他の市場をいう。

(e) 管理官は、(c)の規定に従つて先物取引を行うことができる。ただし、その先物取引は、この協定の終了の前又はこの協定の終了の後の理事会が決定する期日前に完了するものでなければならぬ。

第二十九条 緩衝在庫の操作の制限又は停止

(a) 理事会は、この協定の目的を達成するために必要と認める場合には、前条(c)(i)及び(c)(ii)の規定にかかわらず、すずの先物取引を制限し又は停止することができ、

(b) 理事会は、前条(c)(i)及び(c)(ii)の規定にかかわらず、この協定の目的がこれらの規定に基づく管理官の義務の履行によつては達成されないことを認める場合には、その会期中において緩衝在庫の操作を制限し又は停止することができ、

(c) (b)の規定に基づく緩衝在庫の操作の制限又は停止の権限は、理事会が会期中でない間、議長に与えられる。

(d) 議長は、(c)の規定に基づいて行つた緩衝在庫の操作の制限又は停止をいつでも撤回することができる。

(e) 議長は、(c)の規定に基づき緩衝在庫の操作を制限し又は停止することを決定した後直ちに、その決定を検討するための理事会の会期を招集する。この会期は、制限又は停止の日の後十四日以内に開催する。

(f) 理事会は、(c)の規定に基づく制限又は停止を追認し又は解除することができる。理事会が何らの決定も行わない場合には、緩衝在庫の操作は、前条の規定に従つて再開し又は制限なしに継続する。

(g) 理事会は、緩衝在庫の操作がこの条の規定に基づく決定により制限され又は停止されている間、六週間を超えない間隔を置いてその決定を検討する。理事会が当該検討を行う会期においてその制限又は停止の継続を支持する決定を行わない場合には、緩衝在庫の操作は、再開する。

第三十条 緩衝在庫のその他の操作

(a) 理事会は、管理官に対し、政府の非商業的在庫からすずを購入し若しくはこれにすずを売却し、又は政府の非商業的在庫のためにすずを売却することを許可することができる。理事会は、また、管理官に対し、第四次協定に基づく

緩衝在庫への供与国から同協定に基づく緩衝在庫の清算に係るその供与国の持分のすずを購入することを許可することができる。第二十八条(c)の規定は、この(a)の規定に基づいて許可されたすずの購入又は売却については適用しない。

(b) 理事会は、前二条の規定にかかわらず、管理官の資金が緩衝在庫の操作に要する費用を支弁するために不十分である場合には、管理官に対し、当該費用を支弁するために十分な量のすずを時価で売却することを許可することができる。

第三十一条 緩衝在庫及び為替相場の変更

(a) 為替相場の変更に伴い最低価格及び最高価格の再検討が必要になつたとき議長又はいずれかの参加国が認める場合には、議長は、その再検討を行うため直ちに理事会の会期を招集することができるものとし、また、当該参加国は、議長に対してその招集を要請することができる。その会期は、七日より短い予告期間において開催することができる。

(b) 議長は、(a)の場合において、管理官によるすずの売却又は購入がこの協定の目的の達成を妨げるおそれがあるような数量で行われることを防止するために必要であると認めるときは、(a)に規定する理事会の会期が開催されるまでの間、暫定的に緩衝在庫の操作を制限し又は停止することができる。

(c) 理事会は、この条の規定に基づく緩衝在庫の操作の制限又は停止を追認し、修正し又は解除することができる。理事会が何らの決定も行わない場合には、暫定的に制限され又は停止された緩衝在庫の操作は、再開する。

(d) 理事会は、この条の規定に基づき緩衝在庫の操作の制限又は停止の追認、修正又は解除を決定した日から三十日以内に、暫定的な最低価格及び最高価格を決定すべきかどうかを検討するものとし、また、その決定を行うことができ

る。理事会がこの(d)の規定に基づく暫定的な最低価格及び最高価格の決定を行わなかつた場合には、(f)の規定に従ふことを条件として、その時点で実施されている最低価格及び最高価格が引き続き実施される。

(e) 理事会は、暫定的な最低価格及び最高価格を決定した日から九十日以内に、それらの価格を再検討するものとし、また、新たな最低価格及び最高価格を決定することができ、理事会がこの(e)の規定に基づく新たな最低価格及び最高価格の決定を行わなかつた場合には、暫定的な最低価格及び最高価格が引き続き実施される。

(f) 理事会は、(d)の規定に基づく暫定的な最低価格及び最高価格の決定を行わなかつた場合には、その後の会期において、最低価格及び最高価格を決定することができる。

(g) 緩衝在庫の操作は、(d)から(f)までの規定に従つて決定される最低価格及び最高価格を基礎として第二十八条の規定に従つて再開する。

第十四章 輸出統制

第三十二条 輸出統制の決定

(a) 理事会は、生産国がこの条の規定に従つて輸出することのできる数量を随時決定し及び統制期間を宣言することができるものとし、その宣言と同一の決定により、当該統制期間について総輸出許可トン数を決定する。理事会は、この総輸出許可トン数を決定するに当たり、第九條(a)の規定に基づいて行ふ生産及び消費の見積り、緩衝在庫に保有されているはずの地金の数量及び現金の額、その他の在庫分の数量、入手可能性及び予想される傾向、すなわち、すなわち地金の時価その他すべての関係要素を考慮に入れる。

(b) 理事会は、また、すなわち地金の価格が最低価格と最高価格との間に維持されるように供給を需要に適合させることを任務とするものとし、生産する可能性がある供給と需要との間の不均衡を是正するために十分なすなわち地金及び現金を緩衝

在庫に維持することを目標とする。

(c) 各統制期間におけるこの協定に基づく輸出制限は、理事会の決定によるものとし、いずれの期間においても、理事会がその期間を統制期間として宣言しない限り、また、理事会がその期間における総輸出許可トン数を決定しない限り、実施されない。

(d) 理事会は、緩衝在庫の操作が第二十九條又は前条の規定に基づいて制限され又は停止されている場合にも、統制期間を宣言し、総輸出許可トン数を決定することができる。

(e) 理事会は、統制期間中、(a)の規定に基づいて既に決定した当該統制期間についての総輸出許可トン数を増加することができるが、削減することはできない。

(f) 理事会は、(a)の規定に基づき統制期間を宣言しかつその統制期間について総輸出許可トン数を決定した場合には、同時に、自国の領域内の鉱山において生産を生産している国に対し、その国の生産するはずの輸出につき、その統制期間中、その国との合意により適当と認める輸出制限の実施を要請することができる。理事会は、また、国際市場へのすなわちの供給に対する統制の効果を増大させることを目的として、すなわち消費する国と協議することができる。

第三十三条 統制期間

(a) 各統制期間は、四半期に対応するものとする。ただし、理事会は、輸出制限がこの協定の有効期間中初めて実施される場合及び輸出制限が実施されなかつた期間の後再び実施される場合には、三月三十一日、六月三十日、九月三十日又は十二月三十一日を末日とする二箇月以上五箇月以内の期間を統制期間として宣言することができる。

(b) 理事会は、最小限度量として一万トンのすなわち地金がいずれかの期間の当初に緩衝在庫に保有される見込みがあると認めない限り、その期間を統制期間として宣言してはならない。もつと

も、

(i) 輸出制限が実施されなかつた期間の後初めて統制期間が宣言される場合には、この(b)の最小限度量は、五千トンとする。

(ii) 理事会は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、いかなる統制期間についても、その時点における緩衝在庫の総量を考慮に入れて、一万トン又は五千トンの最小限度量を変更することができる。

(c) 実施されている総輸出許可トン数は、緩衝在庫に保有されているはずの地金(b)に定める最小限度量(b)の規定に基づいて変更されたものを含む)を下回つていないという事実のみによつては、当該統制期間中実施されなくなることはない。

(d) 理事会は、既に宣言した統制期間についてその開始前に当該宣言を取り消し又は当該統制期間をその開始の後に終了させることができる。そのような取消し又は終了の場合には、当該統制期間は、前条(f)及び第三十六條(a)(ii)から(i)までの規定の適用上、統制期間とみなさない。

(e) 総輸出許可トン数が、第四次協定に基づき同協定の最後の四半期について決定され、かつ、同協定の終了の際になお実施されている場合には、この条の規定にかかわらず、

(i) この協定の効力発生の日から開始する統制期間は、この協定に基づいて宣言されたものとみなす。

(ii) (i)の統制期間における総輸出許可トン数は、理事会が前条の規定に従つて改定しない限り、第四次協定に基づき同協定の最後の四半期について決定された総輸出許可トン数に比例して決定される。

もつとも、この協定に基づく理事会の第一回通常会期の際に緩衝在庫に保有されているはずの地金が一万トンを下回つていない場合には、理事会は、当該会期において情勢を検討するものとすし、輸出制限の継続を決定しなかつたときは、

(i)の統制期間は、統制期間でなくなる。

(a) 各統制期間における総輸出許可トン数は、当該統制期間に先立つ期間のうち統制期間として宣言されなかつた最後の連続する四の四半期における各生産国の生産量又は輸出量のいずれか適当なものに比例して生産国の間に割り当てられる。理事会は、この(a)の規定に基づいて総輸出許可トン数の割当てを行ふに当たり、附属書第六條にいう事情及びいかなる生産国が同附属書第九條の規定に従つて例外的なものとして陳述する状況に妥当な考慮を払ふものとし、その生産国については、他の生産国の同意を得て、理事会が決定する他の期間の生産量又は輸出量のいずれか適当なものを使用することができる。

(b) (i) 理事会は、(a)の規定にかかわらず、生産国の同意を得て、その生産国の輸出許可トン数を削減し、他のすべての生産国の間に、これらの生産国の百分率に比例して又は必要に応じて他の方法で、当該削減分を割り当てること

(ii) (i)の規定に従いいずれかの統制期間について決定されたいずれかの生産国のすなわちの数量は、この条の規定の適用上、当該統制期間におけるその生産国の輸出許可トン数とみなす。

(c) 各生産国は、自国の輸出量が当該統制期間における自国の輸出許可トン数にできる限り一致するように、この条の規定を遵守し及び実施するために必要な措置をとる。

(d) (i) いずれかの統制期間における自国の輸出許可トン数に基づいて輸出する権利を有する数量のすなわちを当該統制期間中に輸出することができないと考える生産国は、できる限り速やかに、いかなる場合にもその輸出許可トン数が実施された日の後二箇月以内に、理事会に対してその旨を宣言しなければならぬ。

(ii) 理事会は、(i)の宣言を受理した場合又はい

ずれかの生産国がその輸出許可トン数に基づいて輸出する権利を有する数量のすべしをいずれかの統制期間中に輸出することができないと認める場合には、所定の総輸出許可トン数のすべしを実際に輸出されるために必要と認める措置をとることができる。

(e) 理事会は、この条の規定の適用上、生産国のすべしの輸出量にその生産国の鉱業生産から得られるいずれの物質のすべし含有量を含めることを決定することができる。

第三十五条 輸出時点

すべしは、附属書Cに掲げる生産国につき同附属書に定めるその生産国の手続が完了した場合に、輸出されたものとみなす。ただし、

(i) 理事会は、その生産国の同意を得て随時同附属書を修正することができる。その修正後の手続は、同附属書に含まれているものとして実施する。

(ii) 理事会は、すべしがいずれかの生産国から同附属書に定めのない手続によつて輸出された場合には、この協定の適用上そのすべしを輸出されたものとみなすべきかどうかを決定するものとし、輸出されたものとみなすときは、その輸出が行われたとみなす時点を決定する。

第三十六条 輸出統制に関する制裁

(a) (i) 統制期間における生産国のすべしの純輸出量は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、当該統制期間におけるその生産国の輸出許可トン数を限度とする。

(ii) 理事会は、いずれかの統制期間におけるいずれかの生産国のすべしの純輸出量が、(i)の規定にかかわらず、当該統制期間におけるその生産国の輸出許可トン数を五パーセントを超えて超過する場合には、当該超過分に等しい数量まで緩衝在庫に追加の供与を行うことをその生産国に要求することができる。その供与は、すべし地金若しくは現金により又は理事

会が定める割合のすべし地金及び現金により理事会が決定する一又は二以上の期日までに行う。供与すべき現金の額は、理事会がその供与の要求を決定した日に実施されている最低価格で算定するものとし、また、供与すべきすべし地金の数量は、その供与が行われることとなつている統制期間におけるその生産国の輸出許可トン数への追加分としない。

(ii) いずれかの連続する四の統制期間 (iii) の超過があつた統制期間を含む。 (iv) におけるいずれかの生産国のすべしの純輸出量の合計が、(i)の規定にかかわらず、当該四の統制期間におけるその生産国の輸出許可トン数の合計を一パーセントを超えて超過する場合には、その後の四の各統制期間におけるその生産国の輸出許可トン数は、当該超過分の合計の四分の一に相当する数量又は理事会が決定する一層大きい数量だけ削減することができる。もつとも、その削減は、当該超過分の合計の二分の一に相当する数量を限度とするものとし、また、理事会がこれを決定した統制期間の次の統制期間から実施される。

(v) いずれかの生産国のすべしの純輸出量の合計が、連続する四の統制期間において (vi) に規定するようにその生産国の輸出許可トン数を超過した後、更に、その後のいずれかの連続する四の統制期間 (vii) の規定の適用を受ける統制期間を除く。 (viii) において当該四の統制期間におけるその生産国の輸出許可トン数の合計を超える場合には、理事会は、(vii)の規定に従つてその国の輸出許可トン数を削減するほか、緩衝在庫の清算残高へのその生産国の参加の権利を、最初はその二分の一を限度として、奪うことを宣言することができる。理事会は、その決定する条件で、当該参加の権利のうちそのようにして奪つた部分をいつでもその生産国に回復させることができる。

(v) 自国の輸出許可トン数 (この条の他の規定

に基づいて許可されたものを含む) を超える数量のすべしを輸出した生産国は、できる限り早い機会に、この協定に対する自国のそのような違反の状態を是正するための効果的な措置をとらなければならない。理事会は、この (a) の規定に基づいてその行動を決定するに当たり、その生産国がそのような措置をとらなかつたこと又はとることが遅れたことを考慮に入れる。

(b) (i) から (v) までの規定の適用上、第四次協定第三十三条の規定に基づいて総輸出許可トン数が決定されていた統制期間、同条の規定に基づく輸出許可トン数を超えて輸出された数量及び同条の規定に基づいて課された制裁は、それぞれ、この協定の効力発生の日から、この条の規定に基づいて決定され、輸出され及び課されたものとみなす。

第三十七条 特別輸出

(a) 理事会は、統制期間を宣言した後いつでも、次の (i) 及び (ii) の条件が満たされていると認める場合には、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、第三十四条 (a) の輸出許可トン数のほかに特定の数量のすべしの輸出 (以下「特別輸出」といふ) を許可することができる。

(i) 当該特別輸出に係るすべしが、政府の貯蔵するすべしの一部となるものであること。

(ii) 当該特別輸出に係るすべしが、この協定の有効期間中商業的又は工業的目的のために使用される可能性のないものであること。

(b) 理事会は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、特別輸出につき必要と認める条件を付することができる。

(c) 第三十九条の規定が遵守され、かつ、理事会が (b) の規定に基づいて付する条件が満たされる場合には、特別輸出に係るすべしの数量は、第三十四条 (b) 及び (d) 並びに前条 (a) の規定を適用するに当たつて考慮に入れない。

(d) 理事会は、区分ごとの三分の二以上の多数票

による議決で、(a) に定める条件をいつでも修正することができる。もつとも、その修正は、いずれかの国が既に与えられた許可に基づいてとつた措置及び (b) の規定に基づいて既に付された条件に影響を及ぼすものではない。

第三十八条 特別寄託

(a) 生産国は、理事会の同意を得て、いつでも管理官にすべし地金の特別寄託を行うことができる。特別寄託分は、緩衝在庫に保有されているすべし地金の一部として取り扱われないものとし、管理官は、これを自由に処分してはならない。

(b) 自国内におけるすべし鉱石の生産から得られるすべし地金の特別寄託を行う意思を有する旨を理事会に通報した生産国は、第三十四条の規定に基づいて自国内に割り当てられた輸出許可トン数の枠外で、すべし地金又は精鉱を、それらが特別寄託の対象であるすべし地金となることを確認するために必要とされる証拠を理事会に提供することを条件として、輸出することを許可される。その輸出については、その生産国が次条に定める要件を満たしている限り、第三十四条 (b) 及び (d) 並びに第三十六条 (a) の規定を適用しない。

(c) 特別寄託分は、管理官にとつて便利な場所においてのみ受領される。

(d) 議長は、すべての特別寄託分の受領を参加国に通告する。その通告は、特別寄託分の受領の時から三箇月を経過した後に行う。

(e) すべし地金の特別寄託を行つた生産国は、いずれかの統制期間における自国の輸出許可トン数の枠内で行う輸出に充てるため、当該特別寄託分の全部又は一部の返還を受けることができる。この場合において、特別寄託分のうち返還を受けた部分は、第三十三条の規定の適用上、その返還が行われた統制期間中に輸出されたものとみなす。

(f) 特別寄託分は、統制期間として宣言されな

つた四半期においては、次条(h)の規定に従うことのみを条件として、その特別寄託を行つた生産国が自由に処分することができ。

(g) 特別寄託に關連して生ずるすべての経費は、その特別寄託を行つた生産国が負担するものとし、理事会は、いかなる経費をも負担しない。

第三十九条 生産国の在庫

(a) (i) いずれかの生産国の在庫分のうち附屬書Cに定めるその生産国の手続による輸出が行われていない部分は、統制期間中のいかなる時点においても、その生産国について附屬書Dに定める数量を超えてはならない。

(ii) (i)の在庫分には、鉍山と附屬書Cに掲げる輸出地点との間で輸送の途上にあるはずを含む。

(b) 理事会は、附屬書Dに定める数量を変更することができるとし、その変更は、当該数量の生産国に属する数量を増加した場合に、その増加分につき、期間、その後の輸出等に関する条件を付することができる。

(c) 第四次協定第三十六条(a)の規定に基づいて承認され、かつ、同協定の終了の際なお実施されている割合の増加及びこれに關連して付されている条件は、理事会がこの協定の効力発生後六箇月以内に別段の決定を行わない限り、この協定に基づいて承認され、又は付されたものとみなす。

(d) 前条の規定に基づく特別寄託分の数量に相当する数量は、当該生産国がこの条の規定に基づいて統制期間中保有することを許される在庫分の数量から控除する。

(e) (i) 附屬書Eに掲げるいずれかの生産国において、すず鉍石が同附屬書に掲げる他の鉍物の採掘の際に鉍床から不可避的に採掘され、そのため、(a)に規定する在庫量の限度が当該他の鉍物の採掘を不当に制限することとなる場合には、その生産国は、当該鉍石に含まれるすずを、それが専ら当該他の鉍物とともに得

られたものであり、かつ、実際に自国内に保持されるものであることを自国の政府が証明する限り、追加の在庫分として保有することができ。もつとも、採掘された当該他の鉍物の総量に対する当該追加の在庫量の比率は、いかなる場合にも、同附屬書に定める比率を超えてはならない。

(ii) (i)の追加の在庫分の輸出は、理事会の同意がある場合を除くは、緩衝在庫に保有されているすべてのすず地金の清算が終了する時まで開始してはならず、その後行われる追加分の輸出の数量は、各四半期において全輸出量の四十分の一又は二百五十トンのいずれか多い方を超えてはならない。

(e) 附屬書D又は附屬書Eに掲げる国は、理事会と協議して、この条の規定に従つて承認される増加分及び追加の在庫分の維持、保全及び管理を規制する規則を設ける。

(f) 理事会は、関係生産国の同意を得て、附屬書D及び附屬書Eを修正することができる。

(g) 各生産国は、自国のすずの在庫分のうち附屬書Cに定める自国の手続による輸出が行われていない部分に関する明細書を、理事会が要求する間隔で理事会に提出する。その明細書は、鉍山と同附屬書に掲げる輸出地点との間で輸送の途上にあるはずに関する事項を記載しないものとし、また、(d)の規定に基づく在庫分を別個に記載するものとする。

(h) 前条の規定に基づいて特別寄託分を保有し又は(a)の規定に従つて在庫量を増加することを許された生産国は、この協定の終了の十二箇月前までに、その特別寄託分の処分及びその増加分の全部又は一部(d)の規定によつて輸出を規制される追加の在庫分を除く。の輸出に関する計画を理事会に通報するものとし、また、すず市場をできる限り混乱させることなく、かつ、緩衝在庫の清算に関する第二十六条の規定の趣旨に合致するように輸出を行う最良の方法につい

て理事会と協議する。関係生産国は、理事会の勧告に対して妥当な考慮を払う。

第十五章 すずの不足

第四十条 すずの不足の場合の措置

(a) 理事会は、価格が上限価格帯にある場合又はこれを上回っている場合において、すずの供給に重大な不足が生じており又は生ずるおそれがあると認めるときはいつでも、

(i) 第三十二条(a)及び第三十三条(d)の規定に従い、実施されている輸出統制を終了させること及び超えてはならない在庫の水準を勧告することができる。

(ii) 参加国に対し、供給することのできるすずの数量をできる限り急速に増加させるすべての可能な措置をとることを勧告する。

(b) 理事会は、この条に定める措置が実施される期間を決定する。その期間は、四半期に対応するものとする。ただし、理事会は、その措置がこの協定に基づき初めて実施される場合及び理事会によつて不足が認定されなかつた期間の後再び実施される場合には、三月三十一日、六月三十日、九月三十日又は十二月三十一日を末日とする一箇月以上五箇月以内の期間をその措置の実施期間として宣言することができる。

(c) 理事会は、この条の規定に基づいてとられる措置を実施前に取り消し、実施中に終了させ又は四半期ごとに延長することができる。

(d) 理事会は、第九条(a)の規定に基づいて行う生産及び消費の見積りに照らし、かつ、緩衝在庫に保有されているすず地金の数量及び現金の額その他すべての関係要素、特に、すずの生産設備の稼働率、他の在庫分の入手可能性及び時価の傾向を考慮に入れて、(b)の規定に基づいて宣言された期間及びその決定するそれに続く期間におけるすずの総需要量及び総入手可能量を見積もることができるよう、あらゆる必要な研究を行う。

(e) 理事会は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、供給可能なすずの公平な配分を消費国に保証するための取決を理事会と行うよう参加国に要請することができる。

(f) 理事会は、すずの不足の場合において、この協定に参加している消費国がすずの供給に關して優遇されるよう、貿易に関する他の國際協定に抵触しない適当な措置をとることを生産国に對して勧告することができる。

(g) 理事会は、この条の規定が適用されている間に開催される各会期において、この条の規定に基づいてとられた措置の前回の会期以後の成果について検討する。

その他の条項

第十六章 雜則

(a) 第四十一条 参加国の一般的義務
参加国は、この協定の有効期間中、この協定の目的の達成を促進するように最善の努力を払い及び協力する。

(b) 参加国は、この協定に基づく理事会のすべての決定を拘束力があるものとして受諾する。

(c) 参加国は、(a)の規定の適用を妨げることなく、特に次のことを遵守しなければならない。

(i) 自国の需要の全部を満たすために十分な量のすずを入手することができるとの間、特定の最終用途のためのすずの使用を禁止せず又は制限しないこと。ただし、その禁止又は制限が貿易に関する他の國際協定に抵触しないものである場合は、この限りでない。

(ii) すずの生産が能率の低い企業から能率の高い企業に移ることを促進するような条件を設定すること。

(iii) 鉍床の尚早な放棄を防止することによつてすず資源の保存を奨励すること。

第四十二条 公正な労働基準
参加国は、生活水準の低下及び世界の貿易における不正な競争状態の発生を避けるため、すず産業において公正な労働基準を確保するように努力することを宣言する。

第四十三条 非商業的在庫のすずの処分

(a) 非商業的在庫のすずの処分を希望する参加国は、十分な予告期間を置いて、その処分計画につき理事会と協議する。

(b) 理事会は、いづれかの参加国が非商業的在庫のすずの処分計画について予告を行つた場合には、(d)の規定の適切な実施を確保するため、その処分計画につき速やかにその参加国と公式に協議する。

(c) 理事会は、(b)の処分の進展状況を随時検討するものとし、また、その処分を行う参加国に対し勧告を行うことができる。その参加国は、理事会の勧告に対して妥当な考慮を払うものとする。

(d) 非商業的在庫のすずの処分は、すずの生産者、加工者及び消費者の利益を保護することに妥当な考慮を払つて、それらの者のための通常の市場の混乱をできる限り避けるよう、また、その処分の結果が新たな供給源の調査及び開発のための投資並びに生産国のすず鉱業の健全性及び成長に及ぼす悪影響を避けるように行う。その処分の数量及び期間は、生産国のすず産業における生産及び雇用を不当に害することのないよう、かつ、その生産国の経済に困難をもたらさないようなものとする。

第四十四条 国の安全

(a) この協定のいかなる規定も、次のように解釈してはならない。

(i) 公表すれば自国の重大な安全上の利益に反すると参加国が考えるような情報の提供をその参加国に要求すること。

(ii) 参加国が、武器、弾薬その他の軍用品の取引若しくはいづれかの国の軍事機関への補給を直接若しくは間接の目的とするその他の貨物の取引に関係のある行動であつて自国の重大な安全上の利益の保護のため必要と認めるもの又は戦争その他国際関係における緊急事態の際の行動を単独で又は他の国とともにと

ることを妨げること。

(ii) 参加国が、軍事機関により若しくは軍事機関のために作成される政府間協定であつてその当事国の安全上の基本的な要請に應ずるためのもの又は同様の目的で国のために作成されるその他の取極を締結し又は実施すること

(iii) 参加国が、国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく自国の義務に従つて行動をとることを妨げること。

(b) 参加国は、すずに関し(a)(ii)又は(c)の規定に基づいてとつたすべての行動をできる限り速やかに議長に通告するものとし、議長は、これを他の参加国に通告する。

(c) いずれの参加国も、この協定に基づく自国の経済上の利益が(a)の規定に基づく他の参加国の行動(戦時中の行動を除く。)によつて重大な損害を受けたと認める場合には、理事会に対して苦情を申し立てることができる。

(d) 理事会は、(c)の苦情の申立てを受けた場合には、実情を調査し、消費国が総体として有する票の過半数及び生産国が総体として有する票の過半数による議決で、当該参加国の苦情が理由のあるものであるかどうかを決定するものとし、理由のあるものであると決定した場合に、当該参加国に対してこの協定から脱退することを許可する。

第十七章 苦情及び紛争

第四十五条 苦情

(a) いずれかの参加国がこの協定に違反した旨の苦情は、その違反の状態の是正についてこの協定に別段の定めがない限り、苦情を申し立てた参加国の要請により、決定のため理事会に付託する。

(b) いかなる参加国も、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、決議によらない限り、この協定に違反したと認定されることはない。その認定に当たつては、その違反の性質及び程度

を明示する。

(c) 理事会は、この条の規定に基づき、いづれかの参加国がこの協定に違反したと認定した場合に、この協定に他の制裁について別段の定めがない限り、その参加国がその違反の状態を是正し又はその他の方法によつてその義務を履行するまでの間、その参加国から投票権その他の権利を奪うことができる。

(d) この条の規定の適用上、「この協定に違反した」といふときは、理事会の付した条件を満たさないこと及びこの協定に基づく参加国の義務を履行しないことを含む。

第四十六条 紛争

(a) この協定の解釈又は適用に関する紛争で交渉によつて解決されないものは、参加国の要請により、決定のため理事会に付託される。

(b) 紛争がこの条の規定に基づいて理事会に付託された場合には、参加国の過半数又は総体として参加国の票の三分の一以上を有する参加国は、理事会がその決定を行うに先立ち紛争中の問題につき十分な討議の後(c)の諮問委員会の意見を求めることを理事会に要求することができる。

(c) (i) 諮問委員会は、理事会が全会一致の議決で別段の決定を行わない限り、次の者で構成する。

生産国が指名する二人の者。そのうちの一人は当該紛争中の問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他の一人は法律家としての学識及び経験を有する者とする。

消費国が指名する二人の者。これらの者は、生産国が指名する者と同様の資格を有する者とする。

このようにして指名される四人の者が一致して選定し、又は、これら四人の意見が一致しない場合には、議長が選定する委員長

(ii) 諮問委員会の構成員に任命された者は、個人の資格で、かつ、いづれの政府からも指示を受けないで行動する。

(iii) 諮問委員会の費用は、理事会が支弁する。諮問委員会の意見及びその理由は、理事会に提出するものとし、理事会は、関連があるすべての情報を検討した後、当該紛争について決定を行う。

第十八章 最終規定

第四十七条 署名

この協定は、千九百七十五年七月一日から千九百七十六年四月三十日まで、国際連合本部において、第四次協定の締結政府及び千九百七十五年の国際連合すず会議に招請された政府による署名のため、開放しておく。

第四十八条 批准、承認及び受諾

この協定は、各署名政府により、それぞれ自国の憲法上の手続に従つて批准され、承認され又は受諾されなければならない。この協定を批准し、承認し又は受諾する意思を有する署名政府は、批准、承認又は受諾の意思の通告を行うことができる。批准書、承認書、受諾書又は批准、承認若しくは受諾の意思の通告書は、国際連合事務総長に寄託する。

第四十九条 確定的効力発生

(a) この協定は、附属書Aに掲げる生産国のうち少なくとも六の国で総体として九百五十票以上を有するものを代表する政府及び附属書Bに掲げる消費国のうち少なくとも九の国で総体として三百票以上を有するものを代表する政府が批准書、承認書、受諾書又は加入書を寄託した時に、直ちに、それらの政府について確定的に効力を生ずる。ただし、千九百七十六年六月三十日までには、この限りでない。

(b) この協定は、その確定的効力発生の後に批准書、承認書、受諾書又は加入書を寄託した各政府については、それらの文書の寄託の日に確定的に効力を生ずる。

(c) この協定は、次条(a)の規定に基づいて暫定的に効力を生じた場合には、(a)に定める要件を満たす国を代表する政府が批准書、承認書、受諾書又は加入書を寄託した時に、直ちに、それらの政府について暫定的に効力を生ずる。

第五十条 暫定的効力発生

(a)(i) この協定は、千九百七十六年七月一日又は第四次協定の有効期間が延長されるときは同協定の終了の日の翌日まで暫定的に効力を生じていない場合には、批准書、承認書、受諾書、加入書又は批准、承認、受諾若しくは加入の意思の通告書を寄託した政府については、暫定的に効力を生ずる。ただし、附属書Aに掲げる生産国のうち少なくとも六の国で総体として九百五十票以上を有するものを代表する政府及び附属書Bに掲げる消費国のうち少なくとも九の国で総体として三百票以上を有するものを代表する政府が、批准書、承認書、受諾書、加入書又は通告書を寄託していることを条件とする。

(ii) この協定は、これが暫定的に効力を生じている間に批准書、承認書、受諾書若しくは加入書を寄託し又は批准、承認、受諾若しくは加入の意思の通告を行った各政府については、批准書、承認書、受諾書、加入書又は通告書の寄託の日に暫定的に効力を生ずる。

(b) この協定が第四次協定の終了の後六箇月以内に、暫定的に効力を生じたが前条の規定に従つて暫定的に効力を生じなかつた場合には、議長は、情勢を検討するためできる限り速やかに理事会の会期を招集する。ただし、この協定は、その効力発生が引き続き暫定的なものである場合には、その暫定的効力発生の後一年以内に終了させなければならない。

第五十一条 意思の通告の失効

この協定が第四十九条(a)又は(c)の規定に基づいて暫定的に効力を生じた場合において、批准、承認、受諾又は加入の意思の通告を行った政府が確

定的効力発生の日から九十日の期間内に批准書、承認書、受諾書又は加入書を寄託しなかつたときは、その政府は、この協定への参加を終止する。ただし、

(i) 理事会は、その政府が要請するときは、その九十日の期間を延長することができるものとし、また、

(ii) その政府は、その九十日の期間又はその延長された期間の満了前に、國際連合事務総長に対し少なくとも三十日前に予告を行うことにより、この協定への参加を終止することができる。

第五十二条 加入

(a) 千九百七十五年の國際連合不会議に招請された政府及び第四次協定の締約政府は、理事会が定める条件に従つてこの協定に加入する権利を有する。それらの政府は、加入書中において、理事会の定める条件を受け入れる旨を述べなければならない。

(b) 理事会が定める条件は、投票権及び会計上の義務に関しては、加入しようとする政府と既にこの協定に参加している政府との間で公平なものでなければならない。

(c) 理事会は、この協定への生産国の加入に当たっては、

(i) その生産国について附属書D及び該当する場合に附属書Eに表示すべきトン数及び比率をその生産国の同意を得て決定するものとし、また、

(ii) 附属書Cにおいてその生産国の国名に対応して表示すべき輸出統制のための輸出の定義をも決定する。このように決定されたトン数、比率又は定義は、それぞれ当該附属書に含まれているものとして実施し又は適用する。

(d) (a)の政府でこの協定に加入する意思を有するものは、加入の意思の通告を行うことができる。

(e) 第四次協定に基づく理事会は、この協定が効力を生ずるまでの間、この協定に基づく理事会及び当該政府の追認を得ることを条件として、(a)にいう条件を定めることができる。

(f) 加入は、國際連合事務総長に加入書を寄託することによつて行ふ。

第五十三条 独立の参加

いずれの政府も、批准書、承認書、受諾書若しくは加入書を寄託し若しくは批准、承認、受諾若しくは加入の意思を通告する際に、又はその後随時、当該政府が國際關係について責任を負い、かつ、この協定が現に適用されており又は将来その効力発生の後適用される領域であつてその生産又は消費に関心を有するものにつき、生産国又は消費国としてのその独立の参加を提案することができ。その独立の参加は、理事会の同意を必要とするものとし、また、理事会の決定する条件に従つて行ふ。

第五十四条 政府間機關

(a) 第四十七条から第五十二条までの規定において政府というときは、國際協定、特に商品協定の交渉、締結及び適用について責任を有する政府間機關を含む。

(b) (a)の政府間機關は、それ自体の票を有しないが、その権限内の事項に関して表決が行われる場合には、その機關の構成国の票を投ずる権利を有するものとし、それらの構成国の票を一括して投ずる。この場合には、その機關の構成国は、各自の投票権を行使することができる。

第五十五条 改正

(a) 理事会は、参加国に対し、生産国が総体として有する票の三分の二以上及び消費国が総体として有する票の三分の二以上による議決で、この協定の改正を勧告することができる。理事会は、その勧告に当たり、各参加国が当該改正を批准し、承認し又は受諾するかどうかを國際連合事務総長に通告する期限を決定する。

(b) 理事会は、(a)の規定に基づいて批准、承認又は受諾の通告のために決定した期限を延長することができる。

(c) 改正は、すべての参加国が(a)の規定に基づいて決定され又は(b)の規定に基づいて延長された期限までに批准し、承認し又は受諾した場合に、國際連合事務総長が批准、承認又は受諾の最後の通告を受領した時に、直ちに効力を生ずる。

(d) 改正は、総体として生産国の票の全部を有する参加国及び総体として消費国の票の三分の二以上を有する参加国が(a)の規定に基づいて決定され又は(b)の規定に基づいて延長された期限までに批准、承認又は受諾をしない場合には、効力を生じない。

(e) 総体として生産国の票の全部を有する参加国及び総体として消費国の票の三分の二以上を有する参加国が(a)の規定に基づいて決定され又は(b)の規定に基づいて延長された期限までに改正を批准し、承認し又は受諾した場合に、

(i) その改正は、そのような参加国の総体を構成するために必要な最後の国が批准、承認又は受諾を國際連合事務総長に通告した後三箇月を経過した時に、それ以前に批准、承認又は受諾を通告した参加国について効力を生ずる。

(ii) その改正の効力発生の日までにその改正の批准、承認又は受諾をしなかつた参加国は、その効力発生の日からこの協定への参加を終止する。ただし、理事会が、その効力発生の日の後の最初の会期において、憲法上の困難のためその効力発生の日までに批准し、承認し又は受諾することが不可能であつたとの当該参加国の申立てを認め、かつ、当該参加国のためその困難の解決される時まで批准、承認又は受諾の期限を延長することを決定した場合は、この限りでない。

(f) 消費国は、自国の利益が改正によつて害されると考える場合には、その改正の効力発生の日

前に、国際連合事務総長に対しこの協定からの脱退を通告することができる。脱退は、その改正の効力発生の日に効力を生ずる。理事会は、いつでも、公平と認める条件で、その消費国に対しその脱退の通告の撤回を許可することができる。

(g) この条の改正は、すべての参加国がこれを批准し、承認し又は受諾した場合に限り、効力を生ずる。

(h) この条の規定は、この協定に基づいて附属書を修正する権限又はこの協定の修正に関して特別な手続を規定した他の条の規定の適用に影響を及ぼすものではない。

第五十六条 脱退

この協定の有効期間中にこの協定から脱退する参加国は、次の場合を除くほか、第二十五条の規定に基づき緩衝在庫の清算残高の配分を受ける権利及び次条の規定に基づきこの協定の終了の際に理事会の他の資産の配分を受ける権利を有しない。

(i) 第四十四条(d)又は前条(f)の規定に従つて脱退する場合

(ii) 国際連合事務総長に対し少なくとも十二箇月前に予告を行つて脱退する場合。ただし、その予告は、この協定の効力発生の日から一年以上を経過した後に行われたものでなければならぬ。

第五十七条 有効期間、延長及び終了

(a) この協定の有効期間は、この条又は第五十条(b)に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の効力発生の日から五年とする。

(b) 理事会は、生産国が総体として有する票の三分の二以上及び消費国が総体として有する票の三分の二以上による議決で、この協定の有効期間を合計十二箇月を超えない期間延長することができる。

(c) 理事会は、この協定の効力発生の後四年以内に、参加国に対する勧告において、この協定の更新が必要かつ適当であるかどうか及び、その更新が必要かつ適当である場合には、いかなる形式によつて更新するかについて通報するものとし、同時に、すずの需給関係がこの協定の終了の時期においてどのようなかを検討する。

(d) (i) 参加国は、理事会の次の会期においてこの協定の終了を提案する意向を有する旨を書面によりいつでも議長に通告することができる。

(ii) 理事会は、生産国が総体として有する票の三分の二以上及び消費国が総体として有する票の三分の二以上による議決でこの協定を終了させる提案を採択した場合に、その終了を参加国に勧告する。

(iii) この協定は、総体として生産国の票の三分の二以上を有する参加国及び総体として消費国の票の三分の二以上を有する参加国が(iii)の勧告を受諾する旨を理事会に通告した場合に、理事会が決定する期日に終了する。もつとも、その期日は、理事会がそれらの参加国からの最後の通告を受領した後六箇月以内の日でなければならない。

第五十八条 終了の際の手続

(a) 理事会は、(b)の規定を実施するため、緩衝在庫の清算及び第三十九条の規定に従つて生産国に保有されている在庫の整理を監督するため並びにこの協定に基づいて付し又は第四次協定に基づいて付された条件の正当な遵守を監督するため、必要な期間存続する。理事会は、この協定によつて付与された権限及び職務のうちこれらの目的のために必要なものを保持する。

(b) この協定の終了の際に、

算する。

(ii) 理事会は、その職員について負う債務の額を算定するものとし、また、必要に應じ、第十九条の規定に従つて計上される運営勘定に係る追加予算によつて当該債務を支弁するため、十分な資金を確保する措置をとる。

(iii) 理事会の負担したすべての債務(緩衝在庫勘定に關連する債務を除く)を弁済した後、残余の資産は、この条に定める方法で処分する。

(iv) 理事会は、存続する場合に、記録、統計資料その他すべての文書を保持する。

(v) 理事会が存続せず、かつ、これを承継する機関が設けられた場合には、理事会は、記録、統計資料その他すべての文書を当該後継機関に引き渡すものとし、また、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、残余の資産の全部又は一部を当該後継機関に引き渡し又は自ら決定する方法に従つて処分することができ。

(vi) 理事会が存続せず、かつ、これを承継する機関が設けられない場合には、理事会は、国際連合事務総長が指定する国際機関又は、その指定のないときは、自ら決定する国際機関に対し、記録、統計資料その他すべての文書を引き渡す。理事会の残余の非金銭的資産は、理事会が決定する方法で、売却その他の手段によつて現金に換える。

機関が設けられない場合には、理事会は、国際連合事務総長、同事務総長が指定する国際機関又は、その指定のないときは、自ら決定する国際機関に対し、記録、統計資料その他すべての文書を引き渡す。理事会の残余の非金銭的資産は、理事会が決定する方法で、売却その他の手段によつて現金に換える。

第五十九条 この協定の正文

この協定は、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、その原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府又は権限のある当局から正当に委任を受け、その署名に対応して掲げる日にこの協定に署名した。

附属書 A 生産国の百分率及び票数

国	名	百分率	票	追加票	合計
オーストラリア		四・三七	五	四二	四七
ボリヴィア		一八・〇六	五	一七四	一七九
インドネシア		一三・七一	五	一三三	一三八
マレーシア		四三・六〇	五	四二一	四二六
ナイジェリア連邦共和国		四・一七	五	四〇	四五
タイ		二二・五五	五	一一一	一二六
ザイール共和国		三・五四	五	三四	三九
合 計		一〇〇・〇〇	三五	九六五	一、〇〇〇

注 この表に掲げる国並びにこの表に定める百分率及び票数は、協定を作成した千九百七十五年の国際連合すず会議において決定したものであり、協定の実施に伴つて随時修正する。

昭和五十一年五月二十一日 衆議院會議録第二十三号 第五次国際不平等協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

附屬書B 消費国の百分率及び票數

国 名	百 分 率	票 數		
		基本票	追加票	合 計
オーストリア	〇・三二	五	三	八
ベルギー・ルクセンブルグ	一・九五	五	一七	二二
ブルガリア	〇・四八	五	四	九
カナダ	二・九一	五	二五	三〇
キューバ	〇・〇五	五	一	六
チェコスロヴァキア	一・九一	五	一六	二一
デンマーク	〇・三〇	五	三	八
ドミニカ共和国	〇・〇三	五	〇	五
フランス	六・〇九	五	五二	五七
ドイツ民主共和国	〇・五三	五	七	一二
ドイツ連邦共和国	八・一六	五	七〇	七五
ハンガリー	〇・六八	五	一六	二一
インド	一・八八	五	一六	二一
アイルランド	〇・〇四	五	一	六
イタリア	四・三七	五	三八	四三
日本国	一八・五五	五	一六〇	一六五
大韓民国	〇・三八	五	三	八
オランダ	二・五〇	五	二一	二六
ニカラグア	〇・〇三	五	〇	五
ポーランド	二・三九	五	二〇	二五
ルーマニア	一・六二	五	一四	一九
スペイン	一・九九	五	一七	二二
スイス	〇・四一	五	三	八
トルコ	〇・七二	五	六	一一
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国	八・一〇	五	七〇	七五
アメリカ合衆国	二九・五六	五	二五四	二五九
ソヴィエト社会主義共和国連邦	三・二一	五	二八	三三
ユーゴスラヴィア	〇・八五	五	七	一二
合 計	一〇〇・〇〇	一四〇	八六〇	一、〇〇〇

注 この表に掲げる国並びにこの表に定める百分率及び票數は、協定を作成した千九百七十五年の国際連合不平等會議において決定したものであり、協定の実施に伴つて隨時修正する。

附屬書C

第一部 輸出統制の実施上するを輸出されたものとみなす場合

オーストラリア

ボリヴィア

インドネシア

マレーシア

ナイジェリア連邦共和国

タイ

ザイール共和国

共通規定

すすは、関税規則（輸出禁止）に基づいて交付される規制品輸出許可書の日付の日に輸出されたものとみなす。

すすは、輸出税の支払のためのボリヴィアの税関当局の検査を通過した時に輸出されたものとみなす。

すすは、通関した時又は精製が税関の監督の下に製錬所に引き渡され、計量され、かつ、税関吏が通関証明書を交付した時にインドネシアから輸出されたものとみなす。ただし、その後国内消費用としてインドネシアに輸入されるすすは、含まない。

すすは、輸出税の支払のためにマレーシアの税関当局が精製を計量した時又は精製が輸出税の支払前に製錬されていたときは同当局が地金を計量した時にマレーシアから輸出されたものとみなす。

すすは、精製が製錬所に引き渡され、鉱業税の支払のために計量されかつ通関した時に輸出されたものとみなす。もつとも、製錬所に引き渡されないすすは、ナイジェリア鉄道会社が精製を輸出のために引き渡されたことを確認する運送状を交付した時に輸出されたものとみなす。

すすは、精製がタイの製錬会社へ引き渡されかつ計量されたことを鉱物資源局が公式に証明した時にタイから輸出されたものとみなす。もつとも、製錬会社へ引き渡されない輸出向けのすすは、鉱物資源局がそのすすについて輸出許可書を交付した時にタイから輸出されたものとみなす。

すすは、ザイール共和国運輸国内委員会に加盟している運輸業者がすすの引渡しを受けたことを確認する通し船荷証券を交付した時に輸出されたものとみなす。

前記の書類が何らかの理由で特定の積出しに対して交付されなかつたときは、この積み出されたすすのトン数は、協定の適用上、ザイール共和国の税関が輸出書類を交付した時に輸出されたものとみなす。

統制期間中に生産国から輸送されるすすは、輸出されたものとみなし、当該統制期間におけるその生産国の輸出許可トン数の一部として扱う。ただし、次の場合は、この限りでない。

- (a) オーストラリアについてこの附屬書に定める場合
- (b) この附屬書において生産国名に対応して掲げる手続が当該統制期間の開始前に当該すすについて完了している場合及び協定第三十五条(四)の規定に従つて理事会が別段の決定をした場合

第二部 生産国の輸入

協定第三十五条の規定に基づく純輸出量の決定に当たり統制期間における輸出量から控除することができるとする輸入量は、その統制期間の宣言の直前の四半期中に当該生産国に輸入されたはずの数と量とする。ただし、製錬のために輸入されかつ輸出されたはずは、考慮に入れない。

附属書D 協定第三十九条にいう生産国の在庫分

国	名	トン	数
オーストラリア		三、〇〇〇	
ポリネシア		八、〇〇〇	
インドネシア		六、二〇〇	
マレーシア		一七、〇五〇	
ナイジェリア連邦共和国		一、五〇〇	
タイ		五、三〇〇	
ザイール共和国		二、〇〇〇	

附属書E 不可避的に得られる追加の在庫分

国	名	他 の 鉱 物	採掘される他の鉱物一トンごとに追加の在庫分として保有を許される精鉱のすず含有量(トン)
オーストラリア		タンタロ・コロンバイト	一・五
ナイジェリア連邦共和国		コロンバイト	一・五
タイ		ウォルフライマイト・シーライト	一・五
ザイール共和国		タンタロ・コロンバイト	一・五

附属書F 生産国の百分率の再決定に関する規則

第一条

百分率の一回目の再決定は、協定に基づく理事会の第一回通常会期において行ふ。その再決定は、次条の規定にかかわらず、各生産国のすずの生産量が判明している最近の四の四半期であつて輸出統制期間の直前のものを基礎として行ふ。新たな百分率は、それらの四の四半期における各生産国のすずの生産量に比例するものとなるように算定する。

百分率の二回目以後の再決定は、この条に規定する四の四半期の後のいかなる期間も統制期間として宣言されない限り、一回目の再決定の後一年

ごとに行ふ。

この条の規定に基づく二回目以後の再決定の場合には、新たな百分率は、次のとおり算定する。

- (i) 二回目の再決定においては、百分率は、各生産国のすずの生産量が判明している最近の連続する二十四箇月の期間における各生産国の生産量に比例するものとする。
- (ii) 三回目以後のすべての再決定においては、百分率は、各生産国のすずの生産量が判明している最近の連続する三十六箇月の期間における各生産国の生産量に比例するものとする。

第二条

いずれかの期間が統制期間として宣言された場合

合には、百分率の再決定は、統制期間として宣言されない連続する四の四半期が終了する時まで行われないものとし、それらの連続する四の四半期における各生産国のすずの生産量が判明した時に直ちに行ふ。その後の再決定は、いかなる期間も統制期間として宣言されない限り、一年ごとに行ふ。

この条の規定に基づく再決定の場合には、新たな百分率は、次のとおり算定する。

- (i) 統制期間後の最初の再決定においては、百分率は、各生産国のすずの生産量が判明している最近の連続する十二箇月の期間及び当該統制期間の直前の四の四半期における各生産国の生産量に比例するものとする。
- (ii) 二回目の再決定においては、百分率は、いかなる期間も統制期間として宣言されない限り、各生産国のすずの生産量が判明している最近の連続する二十四箇月の期間における各生産国の生産量に比例するものとする。
- (iii) 三回目以後のすべての再決定においては、百分率は、いかなる期間も統制期間として宣言されない限り、各生産国のすずの生産量が判明している最近の連続する三十六箇月の期間における各生産国の生産量に比例するものとする。

第三条

前二条の規定の適用上、再決定は、その直前の再決定を行つた年の翌年の応当する四半期中に行つた場合には、一年の間隔を置いて行つたものとみなされる。

第四条

前三条の規定の適用上、すべての生産国は、理事会に対し最近の十二箇月の期間における生産量を当該期間の後三箇月以内に報告する。生産国が当該生産量を報告しなかつた場合には、十二箇月の期間におけるその生産国の生産量は、当該期間における判明しているものの月平均に十二を乗じた数量とする。

第五条

いずれかの再決定の日の四十二箇月前までの期間における生産国のすずの生産量は、その再決定に使用しないものとし、また、統制期間におけるすずの生産量は、考慮に入れない。

第六条

いずれかの生産国が協定第三十四条(a)の規定に基づいて決定された自国の輸出許可トン数(同条(b)の規定に基づいて増加されたものを含む)の輸出を達成しなかつた場合には、理事会は、当該生産国の百分率を削減することができ、当該生産国が当該不足を補充するために効果的な措置をとることができ、適切な時期までに当該生産国が同条(b)の規定に基づいて自国の輸出許可トン数の一部を放棄したとき、又は当該生産国が同条(d)の規定に基づいて決定された数量のすずを輸出しなかつたが同条(a)若しくは(b)の規定に基づいて決定された自国の輸出許可トン数のすずの輸出を達成したときは、それらの事情を参酌する。

第七条

いずれかの生産国の百分率が前条の規定に従つて削減される場合には、当該削減分は、その削減の決定が行われた日に実施されている他の生産国の百分率に比例して、それらの他の生産国の間に配分する。

第八条

いずれかの生産国の百分率が前条の規定の適用により協定第十三条(g)(i)第二文に定める限度を超えて削減されることとなる場合には、その百分率は、その限度にまで回復するものとし、また、他の生産国の百分率は、百分率の合計が百に回復するように比例的に削減する。

第九条

協定第十三条(g)(ii)及び第三十四条(a)の規定の適用上、特に、国家的災害、相当の期間にわたつてすず鉱業を停止状態に置く大規模な同盟罷業、動力供給の大規模な途絶又は海岸若しくは附属書C

昭和五十一年五月二十一日 衆議院會議録第二十三号

第五次國際不協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 千九百七十五年の國際ココア協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

八〇六

に定める輸出地点までの主要な輸送の大規模な途絶は、例外的な状況とみなすことができる。

第十條

この附屬書の適用上、自国内における鉱石生産から得られる不協定の消費国である生産国の百分率は、不協定の鉱石生産量ではなく、不協定の輸出量を基礎として算定する。

第十一條

この附屬書において「不協定の生産量」とは、鉱山における生産量のみをいい、製錬所における生産量を含まない。

第五次國際不協定の締結について承認を求めるの件(參議院送付)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

我が国も当事国となつてゐる第四次國際不協定は一九七六年六月三十日に失効することとなつてゐるため、この第四次協定に代わるものとして本協定が一九七五年六月二十一日國際連合不協定會議において採択されたものであり、我が国は一九七六年三月十六日に本協定に署名を行つた。

本協定は、大綱において第四次協定を踏襲したもので、世界における不協定の生産と消費との間の均衡及び価格の安定を図るとともに、開發途上にある不協定の生産国の經濟の發展に資することを目的としてゐる。

本協定の主な内容は次のとおりである。

(一) この協定を運用するため、従前の協定によつて設立された國際不協定理事會を存続すること。

(二) 理事會は、不協定の地金に対する最低価格及び最高価格を定め、その間を三つの価格帯に分けること。

(三) 不協定の市場価格が上昇するときは、不協定の市場に売り出し、市場価格が下降するとき

は、市場の不協定を買い上げることによつて市場価格の安定を図ることを目的として、生産国及び消費国の供与からなる緩衝在庫を設置すること。

(四) 理事會は、不協定の供給が過剰の場合には市場価格を最低価格と最高価格との間に安定させるために、生産国に対して輸出統制を行うことができること。

(五) 理事會は、不協定の供給が不足する場合に、輸出統制を終了させ、参加国に対して不協定の供給増加のための措置をとることを勧告し、また消費国に対して供給可能な不協定の公平な配分を保證するための取決を理事會と行うことを要請することができること。

なお、この協定は、附屬書Aに掲げる生産国のうち少なくとも六の国で總体として九百五十票以上を有するものを代表する政府及び附屬書Bに掲げる消費国のうち少なくとも九の国で總体として三百票以上を有するものを代表する政府が批准書、承認書、受諾書又は加入書を寄託した時に、直ちに、これらの政府について確定的に効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本協定の締結について、日本國憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき國會の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、不協定の需要の九割以上を輸入に依存してゐる我が国にとつて不協定の國際価格の安定は望ましいことであるのみならず、開發途上にある不協定の生産国の經濟の發展に寄与することにもなるので、妥當な措置であること認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する經費

本件に要する經費は、昭和五十一年度一般會計予算外務省所管國際分担金其他諸費の項に、

國際不協定理事會分担金として三千三百三十九万七千円が計上されてゐる。

右報告する。

昭和五十一年五月二十一日

外務委員長 鯨岡 兵輔

衆議院議長 前尾繁三郎殿

千九百七十五年の國際ココア協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和五十一年五月十四日

參議院議長 河野 謙三

衆議院議長 前尾繁三郎殿

千九百七十五年の國際ココア協定の締結について承認を求めるの件

千九百七十五年の國際ココア協定の締結について、日本國憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、國會の承認を求めるといふのである。

第一章 目的

この協定の目的は、國際連合貿易開發會議の第一回會期の最終議定書に含まれる勧告を考慮して、次のとおりとする。

(a) ココアの生産と消費との間の調整が通常の市場の力のみによつては事態に即応するように速やかに行われなければならない場合、に持続することとなる深刻な經濟的困難を軽減すること。

(b) 生産者及び消費者の双方の長期的利益を損なうココアの價格の過度の変動を防止すること。

(c) 加協生産国のココアによる輸出收入の安定

及び増加に寄与する措置をとり、それにより活発かつ上昇的な生産に必要な刺激を与えることに寄与し並びに加盟生産国が急速な經濟成長及び社會的發展のための資金を得ることに寄与すること。この場合において、加盟輸入国における消費者の利益、特に消費を増大する必要性をも同時に考慮する。

(d) 生産者及び消費者にとつて公正であり、かつ、妥當な價格で十分な供給を確保すること。

(e) 供給と需要との間の長期的均衡を確保するため、消費の増大及び、必要な場合には可能な範圍内で、生産の調整を容易にすること。

第二章 定義

この協定の適用上、

(a) 「ココア」とは、カカオ豆及びココア製品をいう。

(b) 「ココア製品」とは、ココアペースト、カカオ脂、ココア粉(甘味を付けてないもの)、ココアケーキ、ココアニブ等のカカオ豆のみから作られる製品及び理事會が必要に依り決定するココアを含有するその他の製品をいう。

(c) 「ファイン・ココア」又は「フレーバー・ココア」とは、附屬書Cに掲げる国において生産されるココア(同附屬書に掲げる範圍内のものに限る。)をいう。

(d) 「トン」とは、千キログラムのメートル・トン又は二千二百四・六ポンドをいい、「ポンド」とは、四百五十三・五九七グラムをいう。

(e) 「收穫年度」とは、十月一日から九月三十日までの十二箇月の期間をいう。

(f) 「割当年度」とは、十月一日から九月三十日までの十二箇月の期間をいう。

(g) 「基本割当」とは、第三十條の規定に従つ

て決定される割当てをいう。

(b) 「年間輸出割当て」とは、第三十一条の規定に基づいて決定される各加盟輸出国の割当てをいう。

(i) 「実際の輸出割当て」とは、一定の時点における各加盟輸出国の割当てとして、第三十一条の規定に基づいて決定されたもの、第三十四条の規定に基づいて調整されたもの、第三十五条から六までの規定に基づいて削減されたもの又は第三十六条の規定に基づいて変更されたものをいう。

(j) 「コリアの輸出」とは、いずれかの国の関税地域から外へ向けて出るコリアをいい、「コリアの輸入」とは、いずれかの国の関税地域の内に入るコリアをいう。ただし、この定義の適用上、二以上の関税地域から成る加盟国については、関税地域とは、当該加盟国の関税地域の全体を意味するものとする。

(k) 「機関」とは、第五条に規定する国際コリア機関をいう。

(l) 「理事会」とは、第六条に規定する国際コリア理事會をいう。

(m) 「加盟国」とは、この協定の締約国（次条2に規定する締約国を含む。）第七十一条2の規定に従って通告が行われた領域若しくは領域の集団又は第四条に規定する政府間機関をいう。

(n) 「輸出国」又は「加盟輸出国」とは、それぞれ、カカオ豆に換算したコリアの輸出量がその輸入量を上回る国又は加盟国をいう。

(o) 「輸入国」又は「加盟輸入国」とは、それぞれ、カカオ豆に換算したコリアの輸入量がその輸出量を上回る国又は加盟国をいう。

(p) 「生産国」又は「加盟生産国」とは、それぞれ、商業的に見て相当な数量のコリアを栽培する国又は加盟国をいう。

(q) 「区分ごとの単純過半数票」とは、加盟輸出国が投する票の過半数及び加盟輸入国が投する

る票の過半数（それぞれ別個に計算する。）をいう。

(r) 「特別多数票」とは、加盟輸出国が投する票の三分の二以上の多数及び加盟輸入国が投する票の三分の二以上の多数（それぞれ別個に計算する。）をいう。ただし、出席しかつ投票する加盟国の少なくとも半数が代表されていることを条件とする。

(s) 「効力発生」とは、別段の規定がある場合を除くほか、この協定の最初の効力発生（暫定的なものであるか確定的なものであるかを問わない。）をいう。

第三章 加盟国

第一节 機関の加盟国

1 各締約国は、2の場合を除くほか、機関の単一の加盟国となる。

2 締約国及びその政府が国際関係について当分の間最終的責任を負う領域で第七十一条1の規定に従つてこの協定が適用されるものは、個々に加盟輸出国を構成することができるような一又は二以上のもの及び個々に加盟輸入国を構成することができるような一又は二以上のものから成る場合であつても、合同して一個の加盟国となることのできるものとし、当該締約国が第七十一条2の規定に従つて通告を行つたときは、個々に加盟輸出国を構成することのできるような当該領域及び個々に加盟輸入国を構成することのできるような当該領域は、それぞれ単独に、合同して又は二以上の集団として別個の加盟国となることのできる。

3 加盟国は、理事会が定める条件に従つて加盟輸出国又は加盟輸入国としての区分を変更することができ。

第二节 政府間機関の加盟

1 この協定において、「政府」というときは、国際協定、特に商品協定の交渉、締結及び適用について責任を有する政府間機関を含む。したがつて、この協定において、政府による署名、批

准書、受諾書若しくは承認書の寄託、暫定的適用の通告又は加入というときは、そのような政府間機関については、政府間機関による署名、批准書、受諾書若しくは承認書の寄託、暫定的適用の通告又は加入を含む。

2 1の政府間機関は、それ自体の票を有しないが、その権限内の事項に關して表決が行われる場合には、その政府間機関の構成国の票を投する権利を有するものとし、それらの構成国の票を一括して投する。そのような表決が行われる場合には、その政府間機関の構成国は、各自の投票権を行使することができる。

3 第十五条1の規定は、1の政府間機関については適用しないが、その権限内の事項に關しては、その政府間機関は、執行委員会の討議に参加することができる。その権限内の事項に關して表決が行われる場合には、その政府間機関のいずれかの構成国が、執行委員会においてその政府間機関の構成国が投する権利を有する票を一括して投する。

第四章 組織及び運用

第一节 國際コリア機関の設立、本部及び構成

1 千九百七十二年の國際コリア協定によつて設立された國際コリア機関は、この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監督するため、存続する。

2 機関は、次のものによつてその機能を営む。
(a) 國際コリア理事会及び執行委員会
(b) 事務局長及び職員

3 機関の本部は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、ロンドンに置く。

第二节 國際コリア理事会の構成

1 機関の最高機関は、國際コリア理事会とし、理事会は、機関のすべての加盟国で構成する。
2 各加盟国は、理事会において、一人の代表及び希望する場合に一人又は二人以上の代表代

理によつて代表される。各加盟国は、また、その代表又は代表代理の顧問を任命することができる。

第七条 理事会の権限及び任務

1 理事会は、この協定に明示的に定めるところを実施するため、必要なすべての権限を行使し、及び必要なすべての任務を遂行し又は任務の遂行のための措置をとる。

2 理事会は、特別多数票による議決で、この協定を実施するために必要な規則でこの協定に適合するもの（理事会及びその委員会の手続規則、機関の會計及び職員に關する規則並びに緩衝在庫の管理及び運用に關する規則を含む。）を採択する。理事会は、その手続規則中に、会合することなしに特定の事項について決定を行うための手続を定めることができる。

3 理事会は、この協定に基づく任務を遂行するために必要な記録及び適当と認めるその他の記録を保管する。

4 理事会は、年次報告を公表する。この報告は、第五十九条に規定する年次検討を含むものとする。理事会は、また、適当と認めるその他の情報を公表する。

第八条 理事会の議長及び副議長

1 理事会は、各割当年度ごとに、議長一人並びに第一副議長及び第二副議長各一人を選挙する。議長並びに第一副議長及び第二副議長は、機関から報酬を受けない。

2 議長及び第一副議長は、加盟輸出国及び加盟輸入国の区分のうちいずれか一方の区分に属する加盟国の代表の中から選挙し、第二副議長は、他方の区分に属する加盟国の代表の中から選挙する。これらの役員の地位は、各割当年度ごとに、両区分の加盟国に交互に振り当てる。

3 議長及び二人の副議長のすべてが一時的に欠けた場合又は議長及び二人の副議長のうち一人若しくは二人以上が恒久的に欠けた場合には、理事会は、加盟輸出国及び加盟輸入国の区

昭和五十一年五月二十一日 衆議院會議録第二十三号 千九百七十五年の國際コリア協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

八〇八

分のうち該當する区分に属する加盟国の代表の中から、必要に応じて一時的又は恒久的な新規の役員を選挙することができる。

議長及び理事会の会合において議長となつてゐるその他の役員は、投票権を行使することができない。これらの者の代理は、その代表する加盟国の投票権を行使することができる。

第九條 理事会の会期

1 理事会は、原則として、割当年度の半期ごとに一回、通常会期を開催する。

2 理事会は、その他この協定中に特定する事態において会合するほか、その決定する場合又は次のいずれかのものによる要請がある場合にはいつでも、特別会期を開催する。

(a) 五の加盟国

(b) 少なくとも二百票を有する一又は二以上の加盟国

(c) 執行委員会

3 会期の通知は、緊急の場合又はこの協定に別段の定めがある場合を除くほか、少なくとも三十日前に行ふ。

4 会期は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、機関の本部において開催される。加盟国の招請により理事会が機関の本部以外の場所において会合する場合には、その加盟国は、その会合に必要な追加の費用を支弁する。

第十條 票数

1 加盟輸出国は総体として千票を有し、加盟輸入国は総体として千票を有する。これらの各千票は、2から6までの規定に従つて、加盟輸出国及び加盟輸入国の各区分内でそれぞれ配分する。

2 加盟輸出国の票は、次のように配分する。百票は、すべての加盟輸出国の間で平等に配分し、その合計が百に最も近くなるようにする。残余の票は、基本割当てに比例して配分する。

3 加盟輸入国の票は、次のように配分する。百

票は、すべての加盟輸入国の間で平等に配分し、その合計が百に最も近くなるようにする。残余の票は、附属書Dに掲げる各加盟国の輸入量に比例して配分する。

4 いかなる加盟国も、三百を超える票を有しない。2及び3の計算から生じた三百を超える部分の票は、それぞれ2及び3の規定を基礎にして他の加盟国の間で再配分する。

5 機関の加盟国に變動がある場合又はこの協定のいづれかの規定に基づいて加盟国の投票権が停止され若しくは回復される場合には、理事会は、この条の規定に従つて票の再配分の措置をとる。

6 票数は、一未満の数を伴つてはならない。

第十一條 理事会の投票手続

1 各加盟国は、自国が有するすべての票を投ずる権利を有するものとし、その票を分割して投ずることができない。ただし、各加盟国は、2の規定に基づいて委託された票については、自国が有する票と別個に用いることができる。

2 加盟輸出国は他の加盟輸入国に対し、また、加盟輸入国は他の加盟輸出国に対し、理事会の議長に対する書面による通告により、理事会の会合において自国の利益を代表し及び自国の票を投ずることを委任することができる。この場合には、前条4に定める制限は、適用しない。

3 専らフライン・コリア又はフレーパー・コリアを生産する加盟輸出国は、割当ての設定及び調整並びに緩衝在庫の管理及び運用に関する事項については、表決に参加してはならない。

第十二條 理事会の決定

1 理事会のすべての決定及び勧告は、この協定が特別多数票による議決で行ふことを定めてゐる場合を除くほか、区分ごとの単純過半数票による議決で行ふ。

2 理事会の決定又は勧告に必要な票数を算定するに当たり、棄権した加盟国の票数は、算入しない。

3 この協定において特別多数票による議決を必要とする理事会の措置に関しては、次の手続による。

(a) 三以下の加盟輸出国又は三以下の加盟輸入国の反対票のため必要とされる多数が得られない場合には、当該議案は、区分ごとの単純過半数票による議決で理事会が行う決定により、四十八時間以内に再び表決に付する。

(b) 二以下の加盟輸出国又は二以下の加盟輸入国の反対票のため必要とされる多数がなお得られない場合には、当該議案は、区分ごとの単純過半数票による議決で理事会が行う決定により、二十四時間以内に再び表決に付する。

(c) 一の加盟輸出国又は一の加盟輸入国の反対票のため必要とされる多数が三回目の表決においても得られない場合には、当該議案は、可決されたものとみなす。

(d) 理事会が議案を(a)又は(b)の規定による表決に付さない場合には、当該議案は、否決されたものとみなす。

4 加盟国は、この協定に基づく理事会のすべての決定を拘束力があるものとして受諾することと約束する。

第十三條 他の機関との協力

1 理事会は、國際連合、その諸機関（特に國際連合貿易開發會議）、國際連合食糧農業機關その他の國際連合の適当な専門機關及び適当な政府間機關との協議及び協力のため、適当なすべての措置をとる。

2 理事会は、國際商品貿易における國際連合貿易開發會議の特別な役割を考慮して、適当な場合には、その活動及び事業計画について同會議に通報する。

3 理事会は、また、コリアの生産者、貿易業者又は製造業者の國際的機關との効果的な連絡を維持するため、適当なすべての措置をとることとができる。

第十四條 オブザーバーの参加

1 理事会は、國際連合、その専門機關又は國際原子力機關の加盟国である機関の非加盟国に対し、オブザーバーとして理事会の会合に出席するよう招請することができる。

2 理事会は、また、前条に規定する諸機関に対し、オブザーバーとして理事会の会合に出席するよう招請することができる。

第十五條 執行委員会の構成

1 執行委員会は、八の加盟輸出国及び八の加盟輸入国で構成する。ただし、加盟輸出国の数又は加盟輸入国の数が十以下の場合には、理事会は、加盟国の二の区分の間の均衡を維持しつつ、執行委員会の構成国の総数を、特別多数票による議決で決定することができる。執行委員会の構成国は、次条の規定に従つて各割当年度ごとに選挙されるものとし、再選挙されることができる。

2 選出された各構成国は、執行委員会において、一人の代表及び希望する場合に一人又は二人以上の代表代理によつて代表される。各構成国は、また、その代表又は代表代理の顧問を任命することができる。

3 執行委員会の議長及び副議長は、理事会が各割当年度ごとに選挙するものとし、双方とも加盟輸出国及び加盟輸入国の区分のうちいずれか一方の区分に属する加盟国の代表団の中から選挙する。これらの役員の地位は、各割当年度ごとに、両区分の加盟国に交互に振り当てられる。議長及び副議長が一時的に又は恒久的に欠けた場合には、執行委員会は、加盟輸出国及び加盟輸入国の区分のうち該當する区分に属する加盟国の代表の中から、必要に応じて一時的又は恒久的な新規の役員を選挙することができる。議長及び執行委員会の会合において議長となつてゐるその他の役員は、投票権を行使することができる。これらの者の代理は、その代表する加盟国の投票権を行使することができる。

4 執行委員会は、特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、機関の本部において合する。加盟国の招請により執行委員会が機関の本部以外の場所において合する場合には、その加盟国は、その会合に必要な追加の費用を支弁する。

1 第十六条 執行委員会の構成国の選挙
執行委員会の構成輸出国及び構成輸入国は、理事会において、加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとに選挙される。区分ごとの選挙は、2及び3の規定に従って行い。

2 加盟国は、第十条の規定に基づいて自国に属するすべての票を単一の候補に投ずる。加盟国は、第十一条2の規定に基づいて委託された票を他の候補に投ずることが出来る。

3 最も多数の票を獲得した候補を当選国とする。

1 第十七条 執行委員会の権限
執行委員会は、理事会に対して責任を負い、その一般的指示の下に活動する。

2 執行委員会は、市況を絶えず検討し、理事会に対して適当と認める措置を勧告する。

3 理事会は、その権限を行使する権利を害することなく、当該事項に関して理事会が決定を行うために必要とされる議決の別により区分ごとの単純過半数票による議決又は特別多数票による議決で、執行委員会に対して次の権限以外の権限の行使を委任することが出来る。

(a) 第十条の規定に基づいて票を再配分すること。

(b) 第二十三条の規定に基づいて運営予算を承認し及び分担金の額を決定すること。

(c) 第二十九条2又は3の規定に基づいて最低価格及び最高価格を修正すること。

(d) 第三十三条3の規定に基づいて附属書Cを修正すること。

(e) 第三十一条の規定に基づいて年間輸出割当てを、第三十五条8の規定に基づいて四半期

輸出割当てを決定すること。

(f) 第四十条10(b)の規定に基づいて緩衝在庫による買入を制限し又は停止すること。

(g) 第四十六条の規定に基づいてコオアの通常の用途以外の用途への転換に関して措置をとること。

(h) 第六十条の規定に基づいて義務を免除すること。

(i) 第六十二条の規定に基づいて紛争について決定を行うこと。

(j) 第六十三条3の規定に基づいて権利を停止すること。

(k) 第六十七条の規定に基づいて加入の条件を定めること。

(l) 第七十三条の規定に基づいて加盟国を除名すること。

(m) 第七十五条の規定に基づいてこの協定の有効期間を延長し又はこの協定を終了させること。

(n) 第七十六条の規定に基づいて加盟国に対して改正を勧告すること。

4 理事会は、区分ごとの単純過半数票による議決で、執行委員会に対する権限の委任をいつでも取り消すことが出来る。

第十八条 執行委員会の投票手続及び決定

1 執行委員会の各構成国は、自国が第十六条の選挙において獲得したすべての票を投ずる権利を有するものとし、その票を分割して投ずることが出来ない。

2 1の規定の適用を妨げることなく、執行委員会の構成国でない加盟輸出国又は加盟輸入国であつて選出されたいずれの構成国にも第十六条2の規定の下で票を投じなかつたものは、議長に対する書面による通告により、それぞれ、執行委員会のいずれかの構成輸出国又は構成輸入国に対し、執行委員会において自国の利益を代表し及び自国の票を投ずることを委任することが出来る。

3 加盟国は、割当年度の途中において、自国が第十六条の規定の下で票を投じた執行委員会の構成国と協議した後、その構成国から自国の票を撤回することが出来る。このようにして撤回された票は、執行委員会の他の構成国に委託することが出来るが、その割当年度の残余の期間中、当該他の構成国から撤回することが出来ない。票を撤回された執行委員会の構成国は、その割当年度の残余の期間中、なお執行委員会の議席を維持する。この3の規定に従つてとる措置は、議長が書面によるその旨の通告を受けた後に効力を生ずる。

4 執行委員会が行ういかなる決定も、理事会が当該決定を行う場合と同様の多数による議決を必要とする。

5 加盟国は、理事会がその手続規則に定める条件に従い、執行委員会の決定につき理事会に対して異議を申し立てる権利を有する。

第十九条 理事会及び執行委員会の定数

1 理事会の会期の第一回目の会合においては、区分ごとにそれぞれ総票数の三分の二以上を有することを条件として、過半数の加盟輸出国及び過半数の加盟輸入国の代表が出席していなければならぬ。

2 理事会の会期の第一回目の会合の日として予定された日及びその翌日において1の規定に基づく定数が得られない場合には、三日目及びその会期の残余の期間中の会合においては、区分ごとにそれぞれ総票数の過半数を有することを条件として、過半数の加盟輸出国及び過半数の加盟輸入国の代表が出席していなければならない。

3 1の規定に基づき会期の第一回目の会合が開催された後の会合の定数は、2に定める定数とする。

4 第十一条2の規定に基づいて代表される加盟国は、出席しているものとみなす。

5 執行委員会の会合のための定数は、理事会

が執行委員会の手続規則で定める。

第二十条 機関の職員

1 理事会は、執行委員会と協議した後、特別多数票による議決で事務局長を任命する。事務局長の任用の条件は、類似の政府間機関の相当する職員に適用される条件に照らして理事会が定める。

2 事務局長は、機関の首席の管理職員であり、また、理事会の決定に従つてこの協定を運用し及び実施することにつき、理事会に対して責任を負う。

3 理事会は、執行委員会と協議した後、特別多数票による議決で緩衝在庫の管理官を任命する。管理官の任用の条件は、理事会が定める。

4 管理官は、この協定によつて与えられる任務及び理事会が決定するその他の任務につき、理事会に対して責任を負うものとし、事務局長と協議して、それらの任務に係る責任を遂行する。

5 4の規定の適用を妨げることなく、機関の職員は事務局長に対し、事務局長は理事会に対して責任を負う。

6 事務局長は、理事会が制定する規則に従つて職員を任命する。理事会は、この規則を作成するに当たり、類似の政府間機関の職員に適用される規則を考慮に入れる。職員は、できる限り加盟輸出国及び加盟輸入国の国民の中から任命する。

7 事務局長、管理官その他の職員は、コオア産業、コオアの取引、コオアの輸送又はコオアの宣伝について金銭上の利害関係を有してはならない。

8 事務局長、管理官その他の職員は、その任務の遂行に当たつて、加盟国又は機関外の他の当局のいづれにも指示を求めてはならず、また、その指示を受けてはならない。事務局長、管理官その他の職員は、機関に対してのみ責任を負う国際的職員としての立場を損なうおそれのあるいかなる行動をも差し控えるものとする。各

昭和五十一年五月二十一日 衆議院會議録第二十三号 千九百七十五年の國際コリア協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

加盟国は、事務局長、管理官その他の職員の仕事の専ら國際的な性質を尊重すること及びこれらの者に対してその責任の遂行について影響を及ぼそうとしないことを約束する。

第五章 特権及び免除

第二十一条 特権及び免除

1 機関は、法人格を有する。機関は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し、並びに訴えを提起する能力を有する。

2 機関並びにその事務局長、職員及び専門家並びに任務の遂行のためにグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国(以下「接受政府」という。)の領域に滞在している加盟国の代表の地位、特権及び免除については、引き続き千九百七十五年三月二十六日にロンドンで締結されたグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府と國際コリア機関との間の本部協定による。

3 2の協定は、この協定とは別個のものとする。もつとも、その協定は、次のいずれかの場合に終了する。

(a) 接受政府と機関との間で合意する場合

(b) 機関の本部が接受政府の領域から移転する場合

(c) 機関が存在しなくなる場合

4 機関は、この協定の機能が適正に営まれるために必要な特権及び免除に関する取極で理事会が承認するものを他の加盟国と締結することができる。

第六章 会計

第二十二条 会計

1 この協定の運用及び実施のため、運営勘定及び緩衝在庫勘定を置く。

2 この協定の運用及び実施に必要な費用は、第三十七条の規定に基づいて設置される緩衝在庫の運用及び維持に帰せられるものを除くほか、運営勘定に記帳するものとし、次条の規定に従つてその額が決定される加盟国の年次分担金に

よつて支弁する。もつとも、加盟国が特別な役務を要請する場合には、理事会は、その加盟国に対してそのための支払を要求することができ

る。

3 第三十七条6の規定により緩衝在庫の運用及び維持に帰せられる費用は、緩衝在庫勘定に記帳する。第三十七条6に規定する費用以外の費用に係る緩衝在庫勘定の負担については、理事会が決定する。

4 機関の会計年度は、割当年度と同一とする。

5 理事会、執行委員会及び理事会又は執行委員会に属する委員会に対する代表団の費用は、関係加盟国が支弁する。

第二十三条 運営予算の承認及び分担金の額の決定

1 理事会は、各会計年度の下半期において、次の会計年度の機関の運営予算を承認し、かつ、当該運営予算に係る各加盟国の分担金の額を決定する。

2 各会計年度の運営予算に係る各加盟国の分担金の額は、当該加盟国の票数が当該会計年度の運営予算の承認された時点においてすべての加盟国の票数の合計中に占める割合に比例するものとする。分担金の額の算定に当たっては、各加盟国の票数は、いずれかの加盟国の投票権の停止又はこれによつて生ずる票の再配分を考慮しないで計算する。

3 この協定の効力発生の後に機関に加盟する加盟国の最初の分担金の額は、その加盟国が有することとなる票の数及び当該会計年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該会計年度分の他の加盟国の分担金の額は、変更しない。

第二十四条 運営予算に係る分担金の支払

1 各会計年度の運営予算に係る分担金は、自由に交換することができる通貨で支払われるものとし、外国為替上の制限を課されない。その支

払の義務は、当該会計年度の初日に生ずる。

2 加盟国が会計年度の開始の後五箇月を経過した時点において運営予算に係る分担金の全額を支払っていない場合には、事務局長は、その加盟国に対し、できる限り速やかに支払うことを要請する。事務局長による要請の後二箇月を経過した時点においてその加盟国がなおその分担金を支払っていない場合には、理事会及び執行委員会におけるその加盟国の投票権は、その分担金の全額が支払われる時まで停止される。

3 加盟国は、2の規定に基づいて投票権を停止された場合においても、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、この協定に基づくその他の権利を奪われ又はこの協定に基づく義務を免除されることはない。その加盟国は、引き続き、その分担金を支払い、かつ、この協定に基づくその他の会計上の義務を履行する責任を負う。

第二十五条 会計の検査及び公表

1 各会計年度の終了の後できる限り速やかに、遅くとも六箇月以内に、第二十一条にいう各勘定ごとに、当該会計年度の機関の決算書及び当該会計年度の終了の時点における貸借対照表につき会計検査を行う。会計検査は、加盟国政府からの資格のある二人の会計検査専門家(理事会が各会計年度ごとに加盟輸出国及び加盟輸入国から各一人を選出する。)の協力を得て、権威のある独立の会計検査専門家が行う。加盟国政府からの独立の会計検査専門家は、機関から報酬を受けない。

2 権威のある独立の会計検査専門家の任用の条件及び会計検査の目的は、機関の会計規則で定める。会計検査を了した機関の決算書及び貸借対照表は、理事会の承認を得るため次の通常会期に提出する。

3 会計検査を了した決算書及び貸借対照表の概要は、公表する。

第七章 価格、割当、緩衝在庫及び通常の用途以外の用途への転換

第二十六条 この協定の実施

1 この協定の目的を達成するため、加盟国は、

1 この協定の目的を達成するため、加盟国は、カカオ豆の価格を合意した価格の間に維持する措置をとる。このため、理事会による規制の下に、輸出割当制度を設定し、緩衝在庫を設置し、並びに割当てに對し過剰となるココア及び緩衝在庫に對し過剰となるカカオ豆を嚴重な規制の下で通常の用途以外の用途へ転換するための措置を講ずる。

2 加盟国は、この協定の目的が達成されるようにその通商政策を運用する。

第二十七条 ココア産業との協議及び協力

1 理事会は、加盟国がココアの問題に関する専門家の意見を求めることを奨励する。

2 加盟国は、この協定に基づく義務を履行するに当たり、確立した取引経路を尊重しつつその活動を行い、かつ、ココア産業の正当な利益に妥当な考慮を払う。

3 加盟国は、この協定を実施するために制定された規則を理由として契約が履行されない場合におけるココアの買手と売手との間の商事紛争の仲裁に介入してはならず、また、仲裁の成立を妨げてはならない。加盟国がこの協定を遵守するためにとつた措置は、このような場合において、契約不履行の理由又は抗弁とはならない。

第二十八条 日ごとの価格及び指標価格

1 この協定の適用上、カカオ豆の価格として、日ごとの価格及び指標価格を用いる。

2 日ごとの価格は、4の規定に従うことを条件として、ニュー・ヨーク・ココア取引所の正午現在及びロンドン・ココア定期市場の終了の時現在における最も期近の三の限月のカカオ豆の相場をその日ごとに平均したものとする。ロンドン・ココア定期市場の価格は、ロンドン為替

市場の終了の時に公表された六箇月先物の為替相場を用いて、一ポンド当たりアメリカ合衆国セント建てに換算する。理事会は、これらの二のコーア市場のうちいずれか一方における相場が得られない場合及びロンドン為替市場が閉鎖された場合に用いる計算の方法を決定する。次の三の限月への移行時期は、最も期近の当り月の直前の月の十五日とする。

3 指標価格は、連続した十五市場日又は、第三十四条2(c)の規定の適用については、連続した二十二市場日の期間中の日ごとの価格を平均したものとす。この協定において指標価格がいくらかの価格に等しいというとき、それを下回るといふとき又はそれを上回るといふときは、所定の連続した市場日の期間中の日ごとの価格の平均が当該価格に等しいこと、それを下回っていること又はそれを上回っていることをいう。理事会は、この3の規定を実施するための規則を採択する。

4 理事会は、2及び3に規定する方法よりも優れているものであると認める場合には、特別多数票による議決で、日ごとの価格及び指標価格を決定するための他の方法を決定することができる。

第二十九条 価格

1 この協定の適用上、カカオ豆の最低価格は一ポンド当たり三十九アメリカ合衆国セント、最高価格は一ポンド当たり五十五アメリカ合衆国セントとする。

2 理事会は、第一割当年度の終了前に、及び第七十五条の規定に基づいてこの協定の有効期間を二年間延長することを決定した場合には第三割当年度の終了前に再度、最低価格及び最高価格を検討するものとし、特別多数票による議決でこれらの価格を修正することができる。

3 理事会は、国際経済情勢又は国際通貨情勢の激変に起因する例外的な事態においては、最低価格及び最高価格を検討するものとし、特別多数票による議決でこれらの価格を修正すること

数票による議決でこれらの価格を修正することができる。

4 理事会は、2及び3に規定する価格の検討を行うに当たり、コーアの価格、消費、生産及び在庫の傾向、国際経済情勢又は国際通貨制度の変化がコーアの価格に及ぼす影響その他この協定に定める目的の達成に影響を及ぼす要因を考慮に入れる。事務局長は、これらの要因を適切に考慮するために必要な資料を提供する。

5 第七十六條の規定は、この条の規定に基づく価格の修正については適用しない。

第三十条 基本割当

1 附属書Aに掲げる各加盟輸出国に配分される基本割当は、各割当年度について、機関において最終的な生産量が判明している最近の五取穫年度における当該加盟輸出国の年間生産量の平均数量が同附属書に掲げるすべての加盟輸出国の同様に算定した平均数量の合計中に占める割合を百分率で表したものとす。

2 附属書Bに掲げるバルク・コーア生産量が一万トン未満である加盟輸出国は、基本割当を有しない。

3 理事会は、加盟輸出国の生産量の変化により修正を必要とする場合には、附属書A及び附属書Bの表を修正する。

第三十一条 年間輸出割当

1 理事会は、割当年度の開始の少なくとも四十日前に、世界のコーアの純輸入需要量の見積りを採択する。理事会は、その採択に当たり、コーアの需要及び供給に影響を及ぼすすべての関連要因（特に、摩砕量の過去の推移、在庫変動の見通し並びにその時の及び将来の価格の傾向を含む。）を考慮に入れる。理事会は、この見積りを勘案して、かつ、輸出割当の対象とならない輸出の予想数量及び非加盟国からの輸入の予想数量を考慮して、特別多数票による議決で、価格を第二十九条に定める範囲内に維持するために必要な水準の年間輸出割当を直ちに

決定する。

2 理事會が当該割当年度の開始の少なくとも十五日前に年間輸出割当について合意に達することができない場合には、事務局長は、年間輸出割当の総量についての自己の案を理事会に提出する。理事會は、特別多数票による議決で、直ちにその提案についての決定を行う。理事會は、いかなる場合にも、当該割当年度の開始の少なくとも三十日前に年間輸出割当を決定する。

3 理事會は、割当年度の上半期に開催される通常会期において、第五十七條の規定に基づいて収集した最新の統計的情報を勘案して、1の規定に基づいて採択した見積り及びそれを基礎として決定した年間輸出割当を検討するものとす。必要の場合には、特別多数票による議決でこれらの見積り及び割当を修正する。

4 各加盟輸出国の年間輸出割当は、前条の規定に従って決定される基本割当に比例するものとする。

5 理事會は、十分と認める証拠が提出されたときは、各割当年度において、一万トン未満を生産する加盟輸出国に対し、輸出のために利用可能な実際の生産量を超えない量を当該割当年度に輸出することを承認する。

第三十二条 輸出割当の範囲

1 年間輸出割当は、次のものを対象とする。
(a) 加盟輸出国からのコーアの輸出
(b) 当該割当年度の終了の時における実際の輸出割当の限度内で輸出のため登録された当該取穫年度のコーアであつて当該割当年度後に積み出されるもの。ただし、このような輸出は、次の割当年度の最初の四半期の終了前に、かつ、理事會が定める条件で、行わなければならない。

2 加盟輸出国及び非加盟輸出国からのコーア製品の輸出量のカカオ豆相当量を決定するための換算係数は、次のとおりとする。

カカオ脂 一・三三

コーアケーキ及びコーア粉 一・一八

コーアペースト及びコーアニブ 一・二五

理事會は、必要に応じ、コーアを含有するその他の製品をコーア製品とする旨の決定を行うことができる。この2において換算係数が定められているコーア製品以外のコーア製品の換算係数は、理事會が定める。

3 理事會は、第四十九條に規定する証明書類を基礎として、コーア製品の加盟輸出国からの輸出量及び非加盟輸出国からの輸入量を絶えず検討する。当該割当年度中にいくらかの輸出国のコーアケーキ及び（又は）コーア粉の輸出量とカカオ脂の輸出量との差が、抽出法加工の増加その他の理由により、コーアケーキ及び（又は）コーア粉の輸出量の減少を伴つて相当に拡大したと理事會が認める場合には、当該割当年度において及び（又は）理事會が決定するときは次の割当年度において当該輸出国のコーア製品の輸出量のカカオ豆相当量を決定するために使用する換算係数は、次のとおりとする。

カカオ脂 二・一五

コーアペースト及びコーアニブ 一・二五

コーアケーキ及びコーア粉 一・三〇

この結果として、第三十九條の規定に従つて当該割当年度中に徴収すべき残りの拠金についても調整する。ただし、この3の規定は、カカオ脂以外のコーア製品の輸出量の減少が人間による国内消費の増加その他の理由（当該輸出国が提出し、理事會が十分かつ受諾し得ると認めるものに限る。）による場合には適用しない。

4 第四十條2及び第四十六條1の規定に基づく加盟輸出国による緩衝在庫の管理官への引渡し並びに第四十六條2の規定に基づくコーアの転換分は、当該加盟輸出国の輸出割当使用分に算入されない。

昭和五十一年五月二十一日 衆議院會議録第二十三号 千九百七十五年の国際コカア協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

八二一

5 加盟輸出国が人道的目的その他の非商業的目的のためにコカアを輸出したと理事会が認める場合には、そのコカアは、当該加盟輸出国の輸出割当使用分に算入されない。

第三十三条 ファイン・コカア又はフ

レーバー・コカア

1 第三十一条及び第三十九条の規定にかかわらず、輸出割当て及び緩衝在庫を賄うための拠金に関するこの協定の規定は、専らファイン・コカア又はレーバー・コカアを生産する附属書C1に掲げる加盟輸出国からのファイン・コカア又はレーバー・コカアについては適用しない。

2 1の規定は、一部ファイン・コカア又はフレーバー・コカアを生産する附属書C2に掲げる加盟輸出国についても、同附属書2に掲げる生産割合を限度として適用する。残りの割合については、輸出割当て及び緩衝在庫を賄うための拠金に関するこの協定の規定その他この協定による制限を適用する。

3 理事会は、特別多数票による議決で附属書Cを修正することができる。

4 理事会は、附属書Cに掲げる国の生産又は輸出が急激に増加したと認める場合には、この協定の適用又は回避が起きないようにするために適当な措置をとる。

5 附属書Cに掲げる各加盟輸出国は、自国の領域からファイン・コカア又はフレーバー・コカアを輸出することを許可する前に理事会の認める証明書の提出を求めることを約束する。各加盟輸入国は、自国の領域内にファイン・コカア又はフレーバー・コカアを輸入することを許可する前に理事会の認める証明書の提出を求めることを約束する。

第三十四条 年間輸出割当ての実施及び調整

1 理事会は、市況を絶えず検討し、事態が必要とするときはいつでも会合する。

2 理事会が特別多数票による議決でその増加又は削減を決定しない限り、次の輸出割当てが実施される。

(a) 指標価格が最低価格に一ポンド当たり六アメリカ合衆国セントを加えた価格を上回り、かつ、最低価格に一ポンド当たり八アメリカ合衆国セントを加えた価格に等しいか又はそれを下回る場合には、実際の輸出割当ては、最初の年間輸出割当ての百パーセントとする。

(b) 指標価格が最低価格に一ポンド当たり三アメリカ合衆国セントを加えた価格を上回り、かつ、最低価格に一ポンド当たり六アメリカ合衆国セントを加えた価格に等しいか又はそれを下回る場合には、実際の輸出割当ては、最初の年間輸出割当ての九十七パーセントとする。

(c) 指標価格が最低価格に一ポンド当たり八アメリカ合衆国セントを加えた価格を上回る場合には、実際の輸出割当ては、停止される。

3 指標価格が最低価格を上回り、かつ、最低価格に一ポンド当たり三アメリカ合衆国セントを加えた価格に等しいか又はそれを下回る場合には、管理官は、第四十条8及び6に規定する条件に従つて、最初の年間輸出割当ての四パーセントに相当する量を限度としてカカオ豆を買い入れる。

4 指標価格が最低価格を下回る場合には、管理官は、第四十条4及び6に規定する条件に従つてカカオ豆を買い入れる。

5 指標価格が最低価格に一ポンド当たり十四アメリカ合衆国セントを加えた価格を上回り、かつ、最高価格に等しいか又はそれを下回る場合には、緩衝在庫からの売渡しが第四十一条1に規定する条件に従つて最初の年間輸出割当ての七パーセントに相当する量を限度として行われる。

6 指標価格が最高価格を上回る場合には、緩衝

在庫からの売渡しが第四十一条1に規定する条件に従つて行われる。

第三十五条 輸出割当ての遵守

1 加盟国は、輸出割当てに関しこの協定において自国が負っている義務の完全な履行を確保するために必要な措置をとる。理事会は、加盟国に対し、輸出割当て制度の効果的な実施のため、必要に応じ、追加の措置（実際の輸出割当ての限度内で輸出されるべきすべてのコカアについて登録制度を設ける規則を加盟輸出国が制定することを含む。）をとるよう要請することができる。

2 加盟輸出国は、秩序ある販売が行われるように及び常に実際の輸出割当てを遵守することができるよう自国の売渡しを規制することを約束する。加盟輸出国は、いかなる場合にも、第三十一条の規定に基づいて決定される自国の年間輸出割当ての八十五パーセント又は九十パーセントを超えて、それぞれ、最初の二の四半期又は最初の三の四半期に輸出してはならない。

3 各加盟輸出国は、自国のコカアの輸出量が実際の輸出割当てを超過しないことを約束する。

4 加盟輸出国が実際の輸出割当てを自国の年間輸出割当ての一パーセント未満超過する場合には、8の規定に違反したことはならない。ただし、その超過分は、次の割当年度において当該加盟輸出国の実際の輸出割当てから削減される。

5 加盟輸出国が最初に実際の輸出割当てを4に規定する許容量を超えて輸出した場合には、その加盟輸出国は、理事会が別段の決定を行わない限り、理事会がその超過を発見してから三箇月以内に、超過分に等しい数量を緩衝在庫に売り渡さなければならない。この数量は、違反が行われた割当年度の直後の割当年度における実際の輸出割当てから自動的に削減される。この5の規定に基づく緩衝在庫への売渡しは、第四十条6及び7の規定に従つて行ふ。

6 加盟輸出国が実際の輸出割当てを4に規定する許容量を超えて二回以上輸出した場合には、その加盟輸出国は、理事会が別段の決定を行わない限り、理事会がその超過を発見してから三箇月以内に、超過分の二倍に等しい数量を緩衝在庫に売り渡さなければならない。この数量は、違反が行われた割当年度の直後の割当年度における実際の輸出割当てから自動的に削減される。この6の規定に基づく緩衝在庫への売渡しは、第四十条6及び7の規定に従つて行ふ。

7 5及び6の規定に基づいてとられた措置は、第十五章の規定の適用を妨げるものではない。

8 理事会は、第三十一条の規定に基づいて年間輸出割当てを決定する際に、特別多数票による議決で、四半期輸出割当てを設定することを決定することができる。理事会は、同時に、その四半期輸出割当ての実施及び廃止に関する規則を制定する。この規則の制定に当たり、理事会は、各加盟輸出国の生産の形態に考慮を払ふ。

9 輸出割当ての停止中に行われた契約又は締結時における実際の輸出割当ての枠内で行われた契約が存在するため、導入され又は削減された輸出割当てを当該割当年度において完全に遵守することができない場合には、次の割当年度における実際の輸出割当てについて調整を行う。理事会は、その契約に関する証拠を要求することができ。

10 加盟国は、この協定又は理事会が制定する規則に対する違反に関して入手した情報を直ちに理事会に提供することを約束する。

第三十六条 輸出割当ての不使用分の再配分

1 加盟輸出国は、自国の実際の輸出割当ての全部を使用しないと予想する場合又は自国の実際の輸出割当てに比して超過分が生ずると予想する場合においては、その数量及び理由を、できる限り速やかに、いかなる場合にも各割当年度の五月末までに、理事会に通告する。このような通告

及び説明に照らし、事務局長は、理事会が市況を考慮に入れて特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、再配分の条件、時期及び方法について理事会が制定する規則に従い、加盟輸出国の間でその輸出割当ての不使用分を再配分する。その規則には、前条5及び6の規定に従つて削減された数量の取扱方法に関する規定を含む。

2 主なコリアの採果期により、予想される輸出割当ての不使用分又は超過分を五月末までに理事会に通告することができない加盟輸出国に対しては、輸出割当ての不使用分又は超過分の通告期限を七月半ばまで延長する。この期限の延長を認められる輸出国は、附属書Eに掲げる。

第三十七条 緩衝在庫の設置及び会計

1 緩衝在庫を設置する。

2 緩衝在庫は、カカオ豆のみを買い入れ及び保有するものとし、その最高限度は、二十五万トンとする。

3 緩衝在庫の管理官は、理事会が採択する規則に従い、この協定の関係規定により、緩衝在庫を運用し、カカオ豆を買い入れ、カカオ豆の在庫を良好な状態に維持し、カカオ豆の在庫を良好な状態で売り渡し及び市場に悪影響を及ぼすことなくカカオ豆の荷を入れ換えることについて責任を有する。理事会は、緩衝在庫が買い入れたカカオ豆をコリア製品に転換することが可能であるかどうか及び望ましいかどうかを検討するものとし、この検討に照らし、第七十五条の規定に基づくこの協定の再交渉の際に考慮すべき勧告を作成することができる。

4 緩衝在庫は、その運用に伴う費用を賄うため、この協定の効力発生の後の最初の割当年度の開始の時から、第三十九条の規定に従つてコリアに課される拠金の形態で定期の収入を受領する。もつとも、理事会は、他の資金源を有する場合に、拠金の徴収につき別の期日を決定することができる。

5 拠金による緩衝在庫の収入がその運用に伴う費用を賄うために十分でない予想される場合にはいつても、理事会は、特別多数票による議決で、適当な資金源（加盟国の政府を含む）から自由に交換することができる通貨で賃金を借り入れることができる。その借入金金は、拠金、緩衝在庫によるカカオ豆の売渡しの代金及び緩衝在庫の雑収入をもつて返済する。機関の個々の加盟国がその借入金の返済について責任を負うことはない。

6 緩衝在庫の運用及び維持の費用（a）緩衝在庫の運用及び維持に当たる管理官その他の職員に対する報酬、拠金の徴収の管理及び監督に係る機関の費用並びに理事会の借入金の利子又は手数料並びに（b）本船渡し地点から緩衝在庫の保管地点までの輸送及び保険の費用、くん蒸、運搬、保険、管理、検査等の保管の費用、カカオ豆の荷の条件及び価値を維持するためその荷を入れ換える際の費用その他の費用を含む）は、拠金による定期の収入若しくは5の規定に基づく借入金又は第四十条6の規定に基づく再販売の代金をもつて賄う。

第三十八条 緩衝在庫の余剰資金の運用

1 緩衝在庫資金のうち緩衝在庫の運用を賄うために必要な額に対して一時的に余剰となつている部分は、理事会が制定する規則に従い加盟輸入国及び加盟輸出国において適当に預託することができる。

2 1の規定を制定するに当たつては、特に、緩衝在庫を完全に運用するために必要な流動性及び資金の実質価値を維持することが望ましいことを考慮に入れる。

第三十九条 緩衝在庫を賄うための拠金

1 加盟国による最初の輸出又は輸入に伴つてコリアに課される拠金は、カカオ豆については一ポンド当たり一アメリカ合衆国セント、コリア製品については第三十二条2又は3の換算係数により算出した額とする。いかなる場合においても、拠金は、二回以上課されることはない。前記の規定の適用上、加盟国により非加盟国から輸入されるコリアは、当該コリアが加盟国の原産である旨の満足すべき証拠が与えられない限り、その非加盟国の原産とみなす。理事会は、緩衝在庫への拠金を毎年検討するものとし、第一文の規定にかかわらず、緩衝在庫に係る機関の資金及び債務を勘案して、特別多数票による議決で、一層低い拠金の額を決定すること又は拠金の徴収の停止を決定することができる。

2 拠金証明書は、理事会がその制定する規則に従つて発行する。この規則は、コリア貿易業の利益を考慮に入れるものとし、代理人の使用、拠金の支払に係る文書の発行、一定の期限内での拠金の支払等について規定する。

3 この条の規定に基づく拠金は、自由に交換することができる通貨で支払われるものとし、外国為替上の制限を課されない。

4 この条のいかなる規定も、買手と売手との間の合意によつてコリアの供給に対する支払の条件を定める買手又は売手の権利を害するものではない。

第四十条 緩衝在庫による買入れ

1 この条の規定の適用上、緩衝在庫の最高限度は、第三十条の規定に従つて決定される各加盟輸出国の基本割当てと同一の割合で各加盟輸出国の個別の権利数量に分割される。

2 各加盟輸出国は、年間輸出割当てが第三十四条の規定に従つて削減される場合には、直ちに、緩衝在庫の管理官に対し売渡しを申し入れるものとし、管理官は、割当ての削減の後十日以内に、各加盟輸出国の割当ての削減分に等しいカカオ豆の数量を各加盟輸出国から買い入れるための契約を行う。

3 管理官は、第三十四条3の規定に基づいて買入れを行う場合には、最初の年間輸出割当ての四パーセントに相当する量を買入れ入れた時又は

指標価格が最低価格に一ポンド当たり三アメリカ合衆国セントを加えた価格を上回つた時のいずれか早い方の時まで、カカオ豆を買い入れることを継続する。

4 管理官は、第三十四条4の規定に基づいて買入れを行う場合には、指標価格が最低価格を上回つた時又は緩衝在庫が最高限度に達した時のいずれか早い方の時まで、カカオ豆を買い入れることを継続する。

5 管理官は、認められた標準販売価格付のあるカカオ豆に限り、かつ、百トン以上の数量に限つて買入れを行う。買入れられたカカオ豆は、機関の財産とし、機関の管理下に置く。

6 管理官は、第三十四条3及び4並びにこの条の2の規定に基づいてカカオ豆を買い入れるに当たり、次のいずれかの方法により支払を行う。

(a) 理事会が決定する規則に従つてその時の市場価格で支払を行う。

(b) 当該加盟輸出国が要請する場合には、
(i) カカオ豆の引渡しの際に、本船渡し一ポンド当たり二十五アメリカ合衆国セントの当初支払を行う。ただし、理事会は、第一割当年度終了後いつても、管理官の勧告に基づき、特別多数票による議決で、緩衝在庫のその時の及び予想される資金状況に照らし、当初支払を増額することを決定することができる。

(ii) 緩衝在庫からのカカオ豆の売渡しの際に、その売渡しの代金から(i)の規定に基づいて支払われた額、本船渡し地点から緩衝在庫の保管地点までの輸送及び保険の費用、保管及び運搬の費用並びにカカオ豆の荷の条件及び価値を維持するためその荷を入れ換える際の費用を差し引いて、補足支払を行う。

7 加盟輸出国が1にいう自国の権利数量に等しい量のカカオ豆を管理官に既に売り渡した場合

昭和五十一年五月二十一日 衆議院會議録第二十三号 千九百七十五年の国際コカア協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

八一四

には、管理官は、その後の買入れについては、引渡しの際に、カカオ豆が通常の用途以外の用途のために処分された場合に実現したであろう価格でのみ支払を行う。この7の規定に基づいて買入れられたカカオ豆がその後次条の規定に基づいて緩衝在庫から売り渡された場合には、管理官は、当該加盟輸出国に対し、その売渡しの代金からこの7の規定に基づいて支払われた額、本船渡しの地点から緩衝在庫の保管地点までの輸送及び保険の費用、保管及び運搬の費用並びにカカオ豆の荷の条件及び価値を維持するためその荷を入れ換える際の費用を差し引いて、補足支払を行う。

8 2の規定に従つてカカオ豆が管理官に売り渡される場合の契約には、当該加盟輸出国が次のいずれかの場合において契約の全部又は一部をカカオ豆の引渡し前に解除することを認める条項を設ける。

(a) その後同一割当年度において、その売渡しの原因となつた割当ての削減分につき第三十条の規定に従つて回復が行われる場合
(b) その売渡しの後、同一割当年度における生産量が当該加盟輸出国の実際の輸出割当てを満たすために十分でないことが判明した場合

9 この条の規定に基づく買入れ契約には、契約に定める期間内に、遅くとも当該割当年度の終了の後二箇月以内に引渡しを行うことを規定する。

10 (a) 管理官は、緩衝在庫の資金状況を理事会に常時通報する。管理官は、当該割当年度において管理官に売り渡されると見込まれるカカオ豆に対する支払のため資金が十分でないことを認める場合には、理事会の特別会期を招集するよう事務局長に要請する。

(b) 理事会は、他の実質的な解決方法を見いだすことができない場合には、特別多数票による議決で、資金状態を解決することができるとの間、2から4まで及び7の規定に基づ

く買入れを停止し又は制限することができ

11 管理官は、この協定に基づく自己の任務を遂行することができるよう適当な記録を維持する。

第四十一条 最高価格を維持するための緩衝在庫の売渡し

1 緩衝在庫の管理官は、この条の規定に従い、第三十四条及び6の規定に基づく緩衝在庫からの売渡しを次のとおり行う。

(a) 売渡しは、その時の市場価格で行う。

(b) 緩衝在庫からの売渡しは第三十四条の規定に従つて開始された場合には、管理官は、次のいずれか早い方の時までその売渡しを継続する。

(i) 指標価格が最低価格に一ポンド当たり十アメリカ合衆国セントを加えた価格に下落した時

(ii) 管理官が処分することができるとするすべてのカカオ豆が無くなった時

(iii) 管理官が最初の年間輸出割当ての七パーセントに相当する量を売り渡した時

(c) 指標価格が最高価格を上回っている場合には、管理官は、指標価格が最高価格に下落した時又はその処分することができるとするすべてのカカオ豆が無くなった時のいずれか早い方の時まで、売渡しを継続する。

2 管理官は、1の規定に基づく売渡しを行うときは、理事会が承認する規則に従い、将来の加工のため、加盟国(主として加盟輸入国)においてココアの貿易又は加工に従事する業者及び団体に通常の経路を通じて売り渡す。

3 管理官は、1の規定に基づく売渡しを行うときは、非加盟国の買手からの入札を受け入れる前に、加盟国の買手に対し、その入札価格が受け入れられるものであることを条件として先買権を与える。

4 緩衝在庫は、2に規定する買手に対し直接に

倉庫から引き渡すことができるような場所に保管されなければならない。

第四十二条 カカオ豆の緩衝在庫からの引出し

1 前条の規定にかかわらず、収穫の不足のため割当年度中に自国の割当ての全部を使用することができない加盟輸出国は、前割当年度中に緩衝在庫の管理官が買入れ、かつ、売り渡すことなく保管している自国のカカオ豆の全部又は一部(その実際の輸出割当ての当該割当年度の生産量に対する超過分を限度とする)を引き出すことを承認するよう理事会に申請することができ、その加盟輸出国は、カカオ豆の放出時に、そのカカオ豆に要した費用(当初支払、本船渡しの地点から緩衝在庫の保管地点までの輸送及び保険の費用並びに保管及び運搬の費用を含む)を管理官に支払う。

2 理事会は、1の規定に基づくカカオ豆の緩衝在庫からの引出しにつき規則を制定する。

第四十三条 通貨の為替相場の変更

1 外国為替市場の状況がこの協定の価格規定に重要な影響を及ぼすようなものとなつては、理事会は、事務局長は、自己の発意により又は第九条2の規定に基づく加盟国の要請により、理事会の特別会期を招集する。この1の規定に基づく理事会の特別会期は、四就業日以内に開催される。

2 1の特別会期の招集の後結論が出るまでの間、事務局長及び緩衝在庫の管理官は、外国為替市場の状況によつてこの協定の効果的な機能が著しく阻害されることを避けるために必要と認める最小限の暫定措置をとることができ、特に、事務局長及び管理官は、理事会の議長と協議の上、緩衝在庫の運用を一時的に制限し又は停止することができ、

3 理事会は、事態(事務局長及び管理官がとつた暫定措置並びに1の外国為替市場の状況がこの協定の効果的な実施に対して及ぼす影響を含む)を検討した後、特別多数票による議決で、必要な是正措置をとることができ、

必要は是正措置をとることができ、

第四十四条 緩衝在庫の清算

1 この協定が緩衝在庫に関する規定を含む新たな協定によつて置き替へられることとなる場合には、理事会は、緩衝在庫が引き続きその機能を営むことにつき適当と認める措置をとる。

2 この協定が緩衝在庫に関する規定を含む新たな協定によつて置き替へられることなく終了する場合においては、次の規定が適用される。

(a) 緩衝在庫のためのカカオ豆の買入れについて、新規の契約を行わない。緩衝在庫の管理官は、この協定の効力発生の際に理事会が特別多数票による議決で制定する規則に従い、その時の市況に照らして緩衝在庫を処分する。もつとも、理事会は、この協定の終了に先立ち、特別多数票による議決でその規則を修正することができ、管理官は、清算の費用に充てるため清算期間中いつでもカカオ豆を売り渡す権利を保持する。

(b) 売渡しの代金及び緩衝在庫勘定の残高は、次の順序で支払のために使用する。

(i) 清算の費用

(ii) 緩衝在庫につき機関により又は機関のために行われた借入金金の未払分及び利子

(iii) 第四十条の規定に基づく補足支払の未払分

(c) (b)の規定に基づく支払の完了の後の残高は、加盟輸出国に対し、奨金の支払があつた当該加盟輸出国の輸出量に比例して支払われる。

第四十五条 供給の保証

1 加盟輸出国は、提供可能なココアの売渡しを人為的に制限せず、かつ、加盟輸入国の輸入者に対するココアの規則的な供給を確保する販売政策及び輸出政策をこの協定に従つて実施することを約束する。

2 加盟輸出国は、指標価格が最高価格を上回つ

ているときにコオアの売渡しを行うに当たり、非加盟国の輸入者よりも加盟輸入国の輸入者を優先する。加盟輸出国は、指標価格が最高価格を上回っている場合には、可能な限り、非加盟国に対する輸出を制限するよう努力する。

第四十六条 通常の用途以外の用途への転換

1 緩衝在庫の管理官が第四十条の規定に基づいて保管しているカカオ豆の量が緩衝在庫の最高限度を超過する場合には、管理官は、理事会が定める条件に従い、超過分のカカオ豆を通常の用途以外の用途への転換のために処分する。その条件は、特に、当該コオアが通常のコオア市場において再び流通しないことを確保するようなものではない。各加盟国は、このことにつき可能な最大限度まで理事会と協力する。

2 加盟輸出国は、緩衝在庫が最高限度に達した場合に、管理官にカカオ豆を売り渡す代わりに、理事会による規制の下に自国の過剰コオアを国内で通常の用途以外の用途へ転換することができる。

3 この協定に合致しない転換（通常の用途以外の用途へ転換されるコオアが市場において再び流通することを含む。）が行われたことを理事会が知った場合には、理事会は、最も早い機会に、事態を是正するためにとるべき措置を決定する。

第八章 輸入量及び輸出量の報告、割当ての使用の記録並びに規制措置

第四十七条 輸出量の報告及び割当ての使用の記録

1 事務局長は、理事会が制定する規則に従い、各加盟輸出国につき、年間輸出割当て及びその調整の記録を維持する。その記録には、各加盟輸出国による割当ての最新の使用状況が明らかになるように、割当てに対応して、当該加盟輸出国が行った割当ての対象となる輸出の数量を

記入する。

2 1の記録のため、各加盟輸出国は、理事会が決定する間隔で、登録された輸出量の全量を理事会が定めるその他の資料とともに事務局長に報告する。この情報は、各月の終わりに公表する。

3 割当ての対象とならない輸出量は、別個に記録する。

第四十八条 輸入量及び輸出量の報告

1 事務局長は、理事会が制定する規則に従い、加盟国の輸入量及び加盟輸入国からの輸出量の記録を維持する。

2 1の記録のため、各加盟国はその輸入量の全量を、各加盟輸入国はその輸出量の全量を、理事会が定めるその他の資料とともに、理事会が決定する間隔で、事務局長に報告する。この情報は、各月の終わりに公表する。

3 この協定の下で輸出割当て使用分に算入されない輸入量は、別個に記録する。

第四十九条 規制措置

1 コオアを輸出する各加盟国は、自国の関税地域からのコオアの積出しを許可する前に、有効な拠金証明書その他の理事会の認める証明書の提出を求めなければならない。コオアを輸入する各加盟国は、加盟国からであるか非加盟国からであるかを問わず、自国の関税地域内へのコオアの輸入を許可する前に、有効な拠金証明書その他の理事会の認める証明書の提出を求めなければならない。

2 第三十二条4及び5の規定の適用を受けて輸出されるコオアについては、拠金証明書を必要としない。理事会は、そのような積出しに関する適当な証明書の発行について措置をとる。

3 拠金証明書その他の理事会の認める証明書は、当該期間のため認められた輸出量を超えて当該期間内に行われるコオアの積出しについて発行してはならない。

4 理事会は、特別多数票による議決で、拠金証

明書その他の理事会の認める証明書について必要と認める規則を採択する。

5 理事会は、フライン・コオア又はフレイバー・コオアについては、すべての関連要素を考慮に入れて、理事会の認める証明書に関する手続を簡素化するために必要と認める規則を作成する。

第九章 生産及び在庫量

第五十条 生産及び在庫量

1 加盟国は、生産と消費との間の合理的な均衡を維持する必要性を認識し、この目的の達成のため理事会と協力する。

2 各加盟生産国は、1の目的を達成するため、自国の生産を調整する計画を作成することができ、当該加盟生産国は、この目的の達成のために採用する政策及び方法について責任を有する。

3 理事会は、全世界に保有されている在庫量の水準を毎年検討するものとし、この検討を基礎として必要な勧告を行う。

4 理事会は、その第一回会期において、世界の現実の及び潜在的な生産能力及び消費量を科学的な基礎において決定するために必要な情報を収集する計画を作成するための措置をとり、加盟国は、この計画の実施について便宜を与える。

第十章 消費の増大

第五十一条 消費の増大に対する障害

1 加盟国は、コオア経済を可能な最大限度まで拡大すること及びそのための供給と需要との間の最良の長期的均衡を確保するよう生産との関連においてコオアの消費の増大を促進することの重要性を認識し、また、このような増大に対するすべての障害を漸進的に除去することの重要性を認識する。

2 理事会は、1にいうコオア貿易及びコオアの消費の増大に対する障害に関して個々の問題を明らかにするものとし、そのような障害を漸進的に除去するための相互に受け入れることができる実質的な措置について検討する。

3 前記の目的及び2の規定を考慮して、加盟国は、コオアの消費の増大に対する障害を漸進的に低減し及び可能な限り排除するための措置又は障害が及ぼす影響を実質的に軽減するための措置をとるよう努力する。

4 理事会は、この条の目的を達成するため、加盟国に対して勧告を行うことができるものとし、達成された結果を第二割当年度の最初の通常会期から定期的に検討する。

5 加盟国は、この条の規定を実施するためにとつたすべての措置を理事会に通報する。

第五十二条 消費の振興

1 理事会は、輸出国及び輸入国の双方におけるコオアの消費を増大させることを目的とする委員会を設置することができる。理事会は、この委員会の活動を定期的に検討する。

2 振興計画の費用は、加盟輸出国からの拠出金をもつて支弁する。加盟輸入国も、資金的に貢献することができる。委員会の構成員は、振興計画に提出する加盟国に限られる。

3 委員会は、加盟国の領域において運動を実施するに先立ち、当該加盟国の同意を求めなければならない。

第五十三条 コオアの代替品

1 加盟国は、代替品の使用がコオアの消費の増大を阻害するおそれがあることを認識する。加盟国は、コオア製品及びチョコレートについて規則を作成し又は必要に応じ現行の規則を修正し、当該規則により、消費者に誤認を生じさせる目的をもつて、コオアから作られたものではない物質をコオアの代わりに使用することを禁止することに同意する。

2 加盟国は、1の原則に基づく規則の作成又は再検討に当たり、理事会、コオア製品・チョコレート規格委員会その他の権限のある国際団体の勧告及び決定を十分に考慮に入れる。

昭和五十一年五月二十一日 衆議院會議録第二十三号 千九百七十五年の国際コカア協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

八六

3 理事会は、加盟国に対し、この条の規定の遵守を確保するために理事会が適当と認める措置をとるよう勧告することができる。

4 事務局長は、この条の規定の遵守の状況について年次報告を理事会に提出する。

第十一章 加工コカア

第五十四条 加工コカア

1 開発途上にある国が、特に、工業化及び製品の輸出(コカアの加工並びにコカア製品及びチョコレート)の輸出を含む)によつてその経済の基盤を拡大することを必要としていることが認識される。この関係において、加盟輸入国及び加盟輸出国のコカア経済に対する著しい損害を回避することの必要性が、また、認識される。

2 加盟国は、1の点について自国の利益が損なわれるおそれがあると認める場合には、相互に満足すべき了解に達するため他の関係加盟国と協議することができる。協議が調わなかつた場合には、その加盟国は、理事会に報告することができるとし、理事会は、満足すべき了解が得られるように当該事案について周旋する。

第十二章 加盟国と非加盟国との関係

第五十五条 非加盟国からの輸入の制限

1 各加盟国は、附属書Cに掲げる輸出国からのファイン・コカア又はフレーバー・コカアの輸入量を除くほか、非加盟国において生産されるコカアの年間輸入量をこの条の規定に従つて制限する。

2 各加盟国は、各割当年度について次のことを約束する。

(a) 非加盟国において生産されるコカアの輸入量の合計が千九百七十年から千九百七十二年までの三暦年間に於けるそれらの非加盟国全体からの輸入量の平均を超えることを許可しないこと。

(b) 指標価格が最低価格を下回る場合に(a)に定める量を二分の一に削減し、及び実際の輸出

割当の水準が第三十四条2(a)に規定する水準に達する時までこの削減を維持すること。

3 理事会は、特別多数票による議決で、2の規定に基づく制限の全部又は一部を停止することができる。2(a)の規定に基づく制限は、指標価格が最高価格を上回っている限り、適用されることはない。

4 2(a)の規定に基づく制限は、指標価格が最高価格を上回つたときに締結された契約に基づいて買入れられたコカアについては適用されないものとし、2(b)の規定に基づく制限は、指標価格が最低価格を下回る前に締結された契約に基づいて買入れられたコカアについては適用されない。このような場合において、削減は、理事会が当該削減を免除し又はその後の割当年度において当該削減を適用することを決定しない限り、2(b)の規定に従うことを条件として、次の割当年度において適用される。

5 加盟国は、非加盟国から輸入し又は非加盟国に輸出したコカアの量を定期的に理事会に通報する。

6 非加盟国からの加盟国の輸入量のうちこの条の規定に基づいて許容される数量を超える分は、理事会が別段の決定を行わない限り、次の割当年度において許容されたであろう数量から差し引かれる。

7 理事会は、加盟国が二回以上この条の規定を遵守しない場合には、特別多数票による議決で、理事会における投票権及び執行委員会においてその票を投じ又は投じさせる権利を停止することができる。

8 この条に規定する義務は、これと矛盾する義務で加盟国がこの協定の効力発生前から二国間又は多数国間の取極に従つて非加盟国に対して負っているものを害するものではない。ただし、その矛盾する義務を負う加盟国は、この条に規定する義務との矛盾をできる限り軽減するような方法でその矛盾する義務を履行し、その

矛盾する義務をこの条の規定に適合させるための措置をできる限り速やかにとり、かつ、理事会に対し、その矛盾する義務の性質及びその矛盾を軽減し又は除去するためにとつた措置を詳細に通報する。

第五十六条 非加盟国との商業的取引

1 加盟輸出国は、加盟輸入国に対し当該時点において提供する条件に比し、通常の貿易慣行に照らして商業的に一層有利な条件で、非加盟国に対しコカアを販売しないことを約束する。

2 加盟輸入国は、加盟輸出国から当該時点において受け入れる条件に比し、通常の貿易慣行に照らして商業的に一層有利な条件で、非加盟国からコカアを購入しないことを約束する。

3 理事会は、定期的に1及び2の規定の実施状況を検討するものとし、次条の規定に従つて適当な情報を提供することを加盟国に要求することとができる。

4 前条8の規定の適用を妨げることなく、加盟国は、他の加盟国が1又は2の規定に基づく義務を履行しなかつたと信ずる理由がある場合には、その旨を事務局長に通報し、及び第六十一条の規定に基づいて協議を要請し又は第六十三条の規定に基づいて当該事案を理事会に付託することができる。

第十三章 情報及び研究

第五十七条 情報

1 機関は、次の情報の収集、交換及び出版のためのセンターとして活動する。

(a) 世界におけるコカアの生産、販売、価格、輸出、輸入、消費及び在庫に関する統計的情報

(b) 適当と認める場合には、コカアの栽培、加工及び利用に関する技術的情報

2 理事会は、他の条の規定により加盟国が提供すべき情報のほか、加盟国に対し、理事会の運営のために必要と認める情報(生産及び消費の

政策並びに販売、価格、輸出、輸入、在庫及び課税に関する定期的報告を含む)を提供することを要求することができる。

3 理事会が機関の適正な運営のために要求した統計的情報その他の情報を加盟国が妥当な期間内に提供せず、又はそのような提供が困難であると認める場合には、理事会は、その加盟国に対し、その理由を説明することを要求することができる。理事会は、情報の提供につき技術援助が必要であると認める場合には、必要な措置をとることができる。

4 理事会は、各割当年度において、当該割当年度におけるカカオ豆の生産量及び摩砕量の見積りを二回以上適当な時に公表する。

第五十八条 研究

理事会は、必要と認める範囲内で、コカアの生産及び流通の経済的条件(傾向及び予測を含む)、輸出国及び輸入国における政府の施策がコカアの生産及び消費に及ぼす影響、伝統的な用途及び可能な新しい用途においてコカアの消費を増大させる可能性並びにこの協定の実施がコカアの輸出者及び輸入者に及ぼす影響(輸出者及び輸入者との間の交易条件に及ぼす影響を含む)に関する研究を奨励するものとし、また、研究の主題について加盟国に対して勧告することができる。理事会は、更に、生産、加工及び消費の特定の分野における科学的調査を奨励することを決定することができる。理事会は、これらの研究及び調査の奨励のため、国際機関及び加盟国の調査機関と協力することができる。

第五十九条 年次検討

理事会は、各割当年度の終了の後でできる限り速やかに、この協定の実施状況並びに加盟国によるこの協定の原則の遵守及びその目的の推進の状況を検討する。理事会は、この検討の後、加盟国に対しこの協定の運用を改善する方法及び手段について勧告することができる。

第十四章 例外的事態における義務の免除
第六十条 例外的事態における義務の免除

1 理事会は、例外的な若しくは緊急な事態、不可抗力又は信託統治制度の下で施政が行われていない地域に対する国際連合憲章に基づく国際的義務によつて必要となる場合には、特別多数票による議決で、加盟国に対して義務を免除することができる。

2 理事会は、1の規定に基づき加盟国に対して免除を与えるに当たり、その加盟国が義務を免除される条件及び期間を明示する。

3 理事会は、1の規定にかかわらず、次の事項については、加盟国に対して免除を与えてはならない。

- (a) 第二十四条の規定に基づく分担金を支払う義務及び分担金を支払わないことの結果
- (b) 既に超過した場合における輸出割当てその他の輸出の制限
- (c) 第三十九条の規定に基づいて課される拠金の支払を要求する義務

第十五章 協議、紛争及び苦情
第六十一条 協議

各加盟国は、この協定の解釈又は適用に関し他の加盟国が自国に対して行つた申立てに好意的考慮を払い、かつ、協議のために十分な機会を与える。このような協議の間に、いずれか一方の当事国の要請により、かつ、他方の当事国の同意を得て、事務局長は、適当な調停の手続を定める。この手続に係る費用は、機関の負担としない。その旨を事務局長に報告する。解決が得られない場合には、当該事案は、いずれかの当事国の要請により、次条の規定に従つて理事会に付託することができる。

第六十二条 紛争

1 この協定の解釈又は適用に関する紛争で紛争の当事国によつて解決されないものは、その紛争のいずれかの当事国の要請により、決定のため、理事会に付託される。

2 紛争が1の規定に基づいて理事会に付託され、かつ、討議された場合には、過半数の加盟国又は総票数の三分の一以上を有する加盟国は、理事会に対し、決定を行う前にその係争中の問題につき8の規定に従つて構成される特別諮問委員会の意見を求めることを要求することができる。

3 (a) 特別諮問委員会は、理事会が全会一致で別段の決定を行わない限り、次の者で構成する。

- (i) 加盟輸出国が指名する二人の者。そのうちの一人は当該係争中の問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他の一人は法律家としての学識及び経験を有する者とする。
- (ii) 加盟輸入国が指名する二人の者。これらの者は、加盟輸出国が指名する者と同様の資格を有する者とする。
- (iii) (i)及び(ii)の規定に従つて指名される四人の者が一致して選定し、又は、これらの四人の意見が一致しない場合には、理事会の議長が選定する委員長

(b) 加盟国の国民は、特別諮問委員会の構成員となる資格を有する。

(c) 特別諮問委員会の構成員に任命された者は、個人の資格で、かつ、いずれの政府からも指示を受けないで行動する。

(d) 特別諮問委員会の費用は、機関が支弁する。

4 特別諮問委員会の意見及びその理由は、理事会に提出するものとし、理事会は、関連があるすべての情報を検討した後、当該紛争について決定を行う。

第六十三条 苦情及び理事会の行動

1 加盟国がこの協定に基づく義務を履行しなかつた旨の苦情は、これを申し立てる加盟国の要請により、理事会に付託される。理事会は、その苦情を検討し、それについて決定を行う。

2 加盟国がこの協定に基づく義務に違反している旨の理事会の認定は、区分ごとの単純過半数票による議決で、その違反の性質を明示して行う。

3 理事会は、苦情の申立てに対してであるかどうかを問わず、加盟国がこの協定に基づく義務に違反していると認定する場合には、他の条(第七十三条を含む。)に明示的に規定する他の措置の適用を妨げることなく、特別多数票による議決で、次のことを決定することができる。

- (a) 当該加盟国が理事会及び執行委員会において有する投票権を停止すること。
- (b) 必要と認める場合には、当該加盟国がその義務を履行するまでの間、当該加盟国のその他の権利、特に、理事会若しくはその委員会の役員に選挙され又はその地位を保持する権利を停止すること。

4 加盟国は、3の規定に基づいてその投票権を停止された場合にも、引き続き、この協定に基づく会計上の義務その他の義務を履行する責任を負う。

第十六章 公正な労働基準
第六十四条 公正な労働基準

加盟国は、国民の生活水準を向上させ、かつ、完全雇用を達成するため、関係国におけるコリア生産の各種の部門において雇用されている農業労働者及び工業労働者の双方について、関係国の発展の段階に応じて公正な労働基準及び労働条件を維持するよう努力することを宣言する。

第十七章 最終規定
第六十五条 署名

この協定は、千九百七十五年十一月十日から千九百七十六年八月三十一日まで、国際連合本部において、千九百七十二年の国際コリア協定の締約政府及び千九百七十五年の国際連合コリア会議に招請された政府による署名のため、開放しておく。

第六十六条 批准、受諾又は承認
1 この協定は、署名政府により、それぞれ自国の憲法上の手続に従つて批准され、受諾され又は承認されなければならない。

2 批准書、受諾書又は承認書は、千九百七十六年九月三十日まで、国際連合事務総長に寄託する。もつとも、理事会は、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託することができない署名政府に対し、期限の延長を認めることができる。

3 批准書、受諾書又は承認書を寄託する各政府は、その寄託の際に、加盟輸出国又は加盟輸入国のいずれであるかを明示する。

第六十七条 加入

1 この協定は、理事会が定める条件に基づくすべての国(注)の政府による加入のため、開放しておく。

2 千九百七十二年の国際コリア協定に基づく理事会は、この協定が効力を生ずるまでの間、この協定に基づく理事会及び当該政府の追認を得ることを条件として、1にいう条件を定めることができる。

3 理事会は、当該政府が附属書A又は附属書Cのいずれにも掲げられていない輸出国の政府である場合には、必要に応じ、第三十条の規定に従つて当該輸出国の基本割当てを決定するものとし、その輸出国は、附属書Aに掲げられているものとみなす。

4 加入は、国際連合事務総長に加入書を寄託することによつて行う。

注 千九百七十五年の国際連合コリア会議は、同会議の行政法律委員会が勧告した次の了解を、同年十月二十日の第七回本会議において採択した。

この協定は、この協定に定める条件に従つて、すべての国の政府による加入のために開放しておくものとし、国際連合事務総

昭和五十一年五月二十一日 衆議院會議録第二十三号 千九百七十五年の国際コリア協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

八一八

長は、寄託者として行動する。千九百七十五年の国際連合コリア会議は、国際連合事務総長が、すべての国に開放する旨の条項を有する協定の寄託者としての任務を遂行するに当たり、そのような条項の実施に関する国際連合総会の慣行に従い、及び、適当な場合にはいつでも、加入書を受領する前に国際連合総会の意見を求めるものと了解する。

第六十八条 暫定的適用の通告

1 この協定を批准し、受諾し若しくは承認する意思を有する署名政府又は理事会により加入のための条件が定められているが加入書を寄託していない政府は、この協定が次条の規定に従って効力を生ずる日又はこの協定が既に効力を生じている場合には特定の日からこの協定を暫定的に適用する旨を、いつでも国際連合事務総長に通告することができる。その通告を行う各政府は、その通告の際に、加盟輸出国又は加盟輸入国のいずれであるかを明示する。

2 この協定が効力を生ずる日又は特定の日からこの協定を暫定的に適用する旨を1の規定に基づいて通告した政府は、この協定が効力を生ずる日又はその特定の日から批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する日までの間、暫定的加盟国としての地位を有する。

第六十九条 効力発生

1 この協定は、附属書Fに掲げる輸出国のうち少なくとも五の国で同附属書に掲げる基本割当ての八十パーセント以上を有するものを代表する政府及び附属書Dに掲げる輸入国で同附属書に掲げる総輸入量の七十パーセント以上を有するものを代表する政府が千九百七十六年十月一日前に批准書、受諾書、承認書又は加入書を国際連合事務総長に寄託したときは、同日に確定的に効力を生ずる。この協定は、第一文の規定に基づいて確定的に効力を生じなかつた場合には、その後の批准書、受諾書、承認書又は加入

書の寄託により前記の百分率の要件が満たされる時に確定的に効力を生ずる。

2 この協定は、1の規定に基づいて千九百七十六年十月一日に確定的に効力を生じなかつた場合において、附属書Fに掲げる輸出国のうち少なくとも五の国で同附属書に掲げる基本割当ての八十パーセント以上を有するものを代表する政府及び附属書Dに掲げる輸入国で同附属書に掲げる総輸入量の七十パーセント以上を有するものを代表する政府が千九百七十六年十月一日前に批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を国際連合事務総長に寄託し又はこの協定を暫定的に適用する旨を同事務総長に通告したときは、同日に暫定的に効力を生ずる。

3 国際連合事務総長は、1又は2のいずれの規定によつても効力発生のための要件が千九百七十六年十月一日までに満たされなかつた場合には、批准書、受諾書、承認書又は加入書を同事務総長に寄託した政府及びこの協定を暫定的に適用する旨を同事務総長に通告した政府の間でこの協定の全部又は一部を暫定的又は確定的に発効させるかどうかを決定するためのそれらの政府による会合を、その日の後のできる限り早い日で同事務総長が実行可能と認める日に招集する。国際連合事務総長は、その会合において決定が行われなかつた場合において、適当と認めるときは、そのような会合を再び招集することができ。

4 批准書、受諾書、承認書又は加入書を国際連合事務総長に寄託した政府及びこの協定を暫定的に適用する旨を同事務総長に通告した政府は、この協定が2又は3の規定に基づいて暫定的に効力を有している期間中、暫定的加盟国としての地位を有する。

5 4の政府は、この協定が暫定的に効力を有している間に、事態を検討するために必要な措置をとり、かつ、この協定がそれらの政府の間で確定的に効力を生ずること、引き続き暫定的に効力を有すること又は終了することを決定する。

効力を有すること又は終了することを決定する。

第七十条 留保

留保は、この協定のいかなる規定についても行うことができない。

第七十一条 適用地域

1 いずれの政府も、署名の際若しくは批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の際に又はその後いつでも、国際連合事務総長に対する通告により、自国が国際関係について当分の間最終的責任を負ういずれかの領域についてこの協定を適用することを宣言することができる。この協定は、その通告の日又はこの協定が当該政府について効力を生ずる日のいずれか遅い方の日から、その通告中に特定する領域について適用される。

2 いずれの締約国も、自国が国際関係について当分の間最終的責任を負ういずれかの領域について第三条の規定に基づく権利を行使することを希望する場合には、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の際に又はその後いつでも、国際連合事務総長に対する通告により、その権利を行使することができる。別個の加盟国となる領域が加盟輸出国であつて附属書A又は附属書Cのいずれにも掲げられていない場合には、理事会は、必要に応じ、その領域の基本割当てを決定するものとし、その領域は、附属書Aに掲げられていないものとみなす。

3 1の宣言を行つた締約国は、その後いつでも、国際連合事務総長に対する通告により、その通告中に特定する領域についてのこの協定の適用を終止することを宣言することができる。その領域についてのこの協定の適用は、その通告の日に終止する。

4 1の規定に基づいてこの協定が適用されている領域がその後独立する場合に、その領域の政府は、国際連合事務総長に対する通告により、独立が達成された後九十日以内に、この協定の締約国の権利及び義務を受諾したことを宣言することができる。その政府は、その通告の日から、この協定の締約国となる。その締約国が加盟輸出国であつて附属書A又は附属書Cのいずれにも掲げられていない場合には、理事会は、必要に応じ、その締約国の基本割当てを決定するものとし、その締約国は、附属書Aに掲げられていないものとみなす。

定の締約国の権利及び義務を受諾したことを宣言することができる。その政府は、その通告の日から、この協定の締約国となる。その締約国が加盟輸出国であつて附属書A又は附属書Cのいずれにも掲げられていない場合には、理事会は、必要に応じ、その締約国の基本割当てを決定するものとし、その締約国は、附属書Aに掲げられていないものとみなす。

5 4の規定に基づく通告を行う意思を有する新たに独立した国の政府であつて通告を行うために必要な手続を完了していないものは、この協定を暫定的に適用する旨を国際連合事務総長に通告することができる。その政府は、4の規定に基づく通告を行う日又は4に規定する九十日の期間の満了の日のいずれか早い方の日までの間、暫定的加盟国としての地位を有する。

第七十二条 自発的脱退

加盟国は、国際連合事務総長に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この協定の効力発生の後いつでも、この協定から脱退することができる。脱退は、国際連合事務総長がその通告を受領した後九十日で効力を生ずる。

第七十三条 除名

理事会は、加盟国がこの協定に基づく義務に違反していると第六十三条3の規定に従つて認定し、かつ、その違反がこの協定の実施を著しく妨げていると決定する場合には、特別多数票による議決で、機関からその加盟国を除名することができる。理事会は、この除名を国際連合事務総長に直ちに通告する。その加盟国は、理事会の決定の後九十日で加盟国でなくなり、その加盟国が締約国である場合には、この協定の締約国でなくなる。

第七十四条 脱退する加盟国又は除名される加盟国

1 理事会は、脱退する加盟国又は除名される加盟国についてその会計上の決済を行う。機関は、脱退する加盟国又は除名される加盟国が既に

に支払った金額を払い戻さないものとし、また、その加盟国は、脱退又は除名が効力を生じた時に機関に対して負っている債務を弁済する義務を引き続き負う。ただし、改正を受諾することができないため第七十六條2の規定に基づいてこの協定の参加を終止する締約国については、理事会は、公正と認める会計上の決済を行うことができる。

第七十五條 有効期間及び終了

1 この協定は、効力発生の後の第三の完全な割当年度が終了する時まで効力を有する。ただし、2、4若しくは5の規定に基づいてその有効期間が延長される場合又は6の規定に基づいて一層早く終了する場合は、この限りでない。

2 理事会は、1に規定する第三割当年度の終了前に、特別多数票による議決で、この協定について再交渉すること又はその有効期間を二割当年度延長することを決定することができる。

3 この協定の有効期間が2の規定に従つて二割当年度延長された場合には、理事会は、第五割当年度の終了前に、特別多数票による議決で、この協定について再交渉することを決定することができる。

4 1に規定する第三割当年度の終了前にこの協定に代わる新たな協定についての交渉が終結していない場合には、理事会は、特別多数票による議決で、この協定の有効期間を二割当年度を超えない期間延長することができる。理事会は、その延長を国際連合事務総長に通告する。

5 1に規定する第三割当年度の終了前に、この協定に代わる新たな協定についての交渉が行われ、批准、受諾又は承認によりその新たな協定

を発効させるために必要な数の政府が署名したが、その新たな協定が暫定的又は確定的に効力を生じていない場合には、この協定の有効期間は、その新たな協定が暫定的又は確定的に効力を生ずる時まで延長される。ただし、この延長は、二割当年度を超えないものとする。理事会は、その延長を国際連合事務総長に通告する。

6 理事会は、特別多数票による議決で、いつでも、この協定を終了させることを決定することができる。その終了は、理事会が定める日に効力を生ずる。ただし、第三十九條の規定に基づく加盟国の義務は、緩衝在庫に係る債務が履行された時又はこの協定の効力発生の後の第三割当年度が終了する時のいずれか早い方の時まで継続する。理事会は、その決定を国際連合事務総長に通告する。

7 理事会は、この協定の終了の後、機関の清算、会計上の決済及び資産の処分を行うために必要な期間を継続するものとし、その期間中、これらの目的のために必要な権限及び任務を有する。

第七十六條 改正

1 理事会は、特別多数票による議決で、締約国に対しこの協定の改正を勧告することができる。理事会は、各締約国が国際連合事務総長に対する改正の受諾の通告を開始する日を定めることができる。改正は、加盟輸出国の総数の七十五パーセント以上の加盟輸出国で加盟輸出国の総数の八十五パーセント以上を有するものを代表する締約国及び加盟輸入国の総数の七十五パーセント以上の加盟輸入国で加盟輸入国の総数の八十五パーセント以上を有するものを代表する締約国から国際連合事務総長が受諾の通告を受領した後百日で、又は理事会が特別多数票による議決で決定する一層遅い日に、効力を生ずる。理事会は、各締約国が国際連合事務総長に対して改正の受諾を通告することができる。改正は、その期限を定めることができる。改正は、その期限までに効力を生じなかった場合には、撤回されたものとみなす。理事会は、国際連合事務総長に対し、その受領した受諾の通告の数が改正の効力を生じさせるために十分であるかどうかを決定するために必要な情報を提供する。

2 加盟国は、改正の効力の発生の日までに改正を受諾する旨の通告が自国について行われなかった場合には、改正の効力の発生の日にこの協定への参加を終止する。ただし、理事会が、改正の効力の発生の日の後の最初の会合において、憲法上の手続を完了することが困難であるため改正の効力の発生の日までに受諾することが不可能であつた旨のその加盟国の申立てを認め、かつ、その加盟国のためこのような困難が解決される時まで受諾の期間を延長することを決定する場合は、この限りでない。その加盟国は、改正の受諾を通告する時まで、改正に拘束されない。

第七十七條 補足規定及び経過規定

1 この協定は、千九百七十二年の国際コリア協定に継続する協定とみなされる。

2 千九百七十二年の国際コリア協定が中断されることなく継続することを容易にするため、

(a) 千九百七十二年の国際コリア協定に基づき機関若しくはその内部機関又はこれらに代わるものとつた措置であつて、千九百七十六年九月三十日に有効であり、かつ、その日に満了する旨の定めがないものは、この協定に基づいて変更されない限り、引き続き効力を有する。

(b) 千九百七十六—千九百七十七割当年度においてこの協定を適用するため千九百七十五—

千九百七十六割当年度中に千九百七十二年の国際コリア協定に基づく理事会によつて行われなければならないすべての決定は、千九百七十五—千九百七十六割当年度の最終の通常会期中に行うものとし、かつ、暫定的に、この協定が既に効力を生じた場合と同様に適用する。ただし、いずれかの加盟国がいずれかの決定について再検討を要請した場合には、当該決定は、この協定の効力発生の後九十日以内に、この協定に定めるところに従つて特別多数票又は区分ごとの単純過半数票による議決で、理事会の追認を得なければならない。

第七十八條 この協定の正文

この協定は、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、その原本は、国際連合に寄託する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受け、その署名に対応して掲げる日にこの協定に署名した。

附屬書 A 協定第三十條1の規定に基づく基本割当てを配分される国

ブラジル
ドミニカ共和国
赤道ギニア
ガーナ
象牙海岸
メキシコ
ナイジェリア
トーゴ
カメルーン連合共和国

昭和五十一年五月二十一日 衆議院會議録第二十三号 千九百七十五年の国際ココア協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

八二〇

附属書B バルク・ココアの年間生産量が一万トン未満である国

国 名	生 産 量 (千トン)	
	一九七二—一九七三年度	一九七三—一九七四年度
マレーシア	七・〇	一〇・〇
シエラ・レオネ	六・六	七・七
ザイール	五・〇	五・〇
ガボン	五・〇	五・〇
フィリピン	三・五	四・〇
ハイティ	三・五	三・五
リベリア	三・〇	三・一
コンゴ	二・一	二・一
キューバ	二・〇	二・〇
ペルー	二・〇	二・〇
ボリヴィア	一・四	一・四
ニュー・ヘブリデス	〇・八	〇・七
アンゴラ	〇・六	〇・七
グアテマラ	〇・六	〇・七
ニカラガ	〇・六	〇・六
タンザニア連合共和国	〇・六	〇・六
ウガンダ	〇・五	〇・五
ホンデュラス	〇・三	〇・三
出所	四五・一	四九・九

出所 ココア統計四半期報告第一巻第四号

附属書C ファイン・ココア又はフレーバー・ココアを生産する輸出国
専らファイン・ココア又はフレーバー・ココアを生産する輸出国

ドミニカ
エクアドル
グレナダ
インドネシア
ジャマイカ
マダガスカル
パナマ
スリ・ランカ
セント・ルシア
セント・ヴァンセント
スリナム

2

トリニダード・トバゴ
ヴェネズエラ
西サモア
一部ファイン・ココア又はフレーバー・ココアを生産する輸出国

国 名	生 産 量 (千トン)	
	一九七二—一九七三年度	一九七三—一九七四年度
コスタ・リカ	二五パーセント	五・〇
サントメ・プリンシペ	五〇パーセント	一・三
パプア・ニューギニア	七五パーセント	一・三
出所	三九・四	四六・四

出所 ココア統計四半期報告第一巻第四号
附属書D 協定第十条の規定の適用のため計算したココアの輸入量(注)

国 名	一九七二年 (千トン)	一九七三年 (千トン)	一九七四年 (千トン)	平 均 (千トン)	百分率
アメリカ合衆国	三九九・八	三五七・三	三一五・七	三五七・六	二二・八九
ドイツ連邦共和国	一七九・五	一八八・四	一八六・六	一八四・八	一一・八三
グレート・ブリテン及び 北部アイルランド連合王 国	一六一・五	一四五・四	一五八・〇	一五五・〇	九・九二
オランダ王国	一五一・九	一四四・九	一四四・七	一四七・二	九・四二
ソヴァエト社会主義共和 国連邦	一四三・七	一三〇・一	一六二・八	一四五・五	九・三一
フランス	七七・六	七八・四	八一・九	七九・三	五・〇八
日本国	五五・四	五九・七	三八・三	五一・一	三・二七
イタリア	四四・三	四七・〇	四五・〇	四五・四	二・九一
ベルギー・ルクセンブル グ	三六・八	三六・四	三七・三	三六・八	二・三六
スペイン	三八・七	三五・八	三四・九	三四・五	二・三四
カナダ	三九・一	三四・九	三〇・〇	三四・七	二・二二
ポーランド	三二・一	三〇・六	三一・九	三一・五	二・〇二
スイス	二八・八	三一・七	二七・七	二九・四	一・八八
オーストラリア	二四・七	一九・八	二八・〇	二四・二	一・五五
ドイツ民主共和国	二四・四	二一・一	二二・二	二二・六	一・四五
チェコスロヴァキア	二〇・八	一九・三	二一・二	二〇・四	一・三一
オーストリア	一七・一	一六・七	一五・〇	一六・三	一・〇四
アイルランド	一四・三	一六・三	一六・〇	一五・五	〇・九九
ユーゴスラヴィア	一四・五	一二・一	一九・一	一五・二	〇・九七

ハンガリー	一四・二	一一・一	一四・六	一三・六	〇・八七
スウェーデン	一三・八	一一・五	一一・九	一一・四	〇・七九
アルゼンティン	一一・二	一一・一	一三・三	一一・九	〇・七六
ブルガリア	一一・八	八・四	八・五	九・六	〇・六一
南アフリカ	九・七	八・二	八・五	八・八	〇・五六
ルーマニア	七・八	七・五	八・四	七・九	〇・五一
ノールウェー	九・四	七・六	六・八	七・九	〇・五一
デンマーク	八・七	七・三	六・一	七・四	〇・四七
コロンビア	七・七	六・〇	六・二	六・六	〇・四二
ニュー・ジラランド	六・二	四・八	七・四	六・一	〇・三九
フィンランド	六・〇	五・八	六・五	六・一	〇・三九
ポルトガル	三・七	三・七	二・九	三・四	〇・二二
フィリピン	四・九	二・八	二・六	三・四	〇・二二
チリ	二・九	二・七	二・三	二・六	〇・一七
ペルー	三・六	二・四	一・三	二・四	〇・一五
アルジェリア	一・一	一・一	一・一	一・一	〇・〇七
インド	〇・七	〇・七	〇・八	〇・七	〇・〇五
チュニジア	〇・八	〇・四	〇・七	〇・六	〇・〇四
ウルグアイ	〇・六	〇・五	〇・五	〇・五	〇・〇三
ホンデュラス	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・〇一
合 計	一、六二九・九二	五三〇・六二	五二六・八一	五六二・二一	一〇〇・〇〇

出所 コア統計四半期報告第一巻第四号

注 カカオ豆の純輸入量と協定第三十二条の換算係数によりカカオ豆に換算したコア製品の
総輸入量との合計の千九百七十二年から千九百七十四年までの三年間の平均数量

附属書E 協定第三十六条2の規定が適用される輸出国

ブラジル

ドミニカ共和国

メキシコ

附属書F 協定第六十九条1及び2の規定の適用のため計算した基本割当て(注)

輸 出 国	生 産 量(千トン)	基本割当て(百分率)
ガーナ	四〇九・八	三三・五
ナイジェリア	二四七・七	一九・六
象牙海岸	一九六・三	一五・五
ブラジル	一八九・七	一五・〇
カメルーン連合共和国	一一二・〇	八・九

ドミニカ共和国	三七・一	二・九
メキシコ	二七・三	二・二
トーゴ	二三・一	一・八
赤道ギニア	一九・六	一・六
一、二六二・六	一〇〇・〇	

出所 コア統計四半期報告第一巻第四号(ただし、ドミニカ共和国の千九百七十三・千九百七十四年度の数字は、千九百七十五年の国際連合コア会議ドミニカ共和国代表団が提供したものに
による。)

注 千九百六十九・千九百七十年から千九百七十三・千九百七十四年度までの生産量の平均数量に基づいて計算したもの

千九百七十五年の国際コア協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

本協定は、一九七六年九月三十日に有効期間が満了する千九百七十二年の国際コア協定に代わるものとして、一九七五年九月から十月にかけてジュネーブで開催された国連コア会議において同協定の改訂交渉が行われ、その結果、第二次協定にあたる千九百七十五年の国際コア協定として採択されたもので、我が国は、昭和五十一年四月二十六日本協定に署名を行った。

本協定は、カカオ豆に最低価格と最高価格を設定し、カカオ豆の価格をこの価格帯内に安定せしめるため輸出割当て制度を設け、価格の動きに応じてその割当てを実施すること、過剰カカオ豆を買い入れて保管し、価格高騰時にこれを放出するという操作を行うことを目的とした緩衝在庫を設置すること、現行協定によつて設立された国際コア機関を存続させ、理事会、執行委員会等の組織を通じて円滑な運用を図ること等を規定している。

二 本件の議決理由

本条約に参加することは、開発途上にあるコア生産国の経済発展に協力する見地からも、また、協定の運用において消費国としての我が国の立場を反映せしめるためにも、適切な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費は、昭和五十一年度一般会計予算外務省所管国際連合等分担金の目次に国際コア理事会分担金として千百三十三万四千円計上されている。

昭和五十一年五月二十一日
外務委員長 鯨岡 兵輔
衆議院議長 前尾繁三郎殿

昭和五十一年五月二十一日 衆議院會議録第二十三号

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百七十六年の議定書の締結について承認を求めるの件

八二二

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百七十六年の議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十一年五月十九日

衆議院議長 河野 謙三

衆議院議長 前尾繁三郎殿

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百七十六年の議定書の締結について承認を求めるの件

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百七十六年の議定書の締結について承認を求めるの件

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百七十六年の議定書

千九百七十七年二月九日にワシントンで署名され、その後改正された北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約(以下「条約」という。)の当事国であるアメリカ合衆国、カナダ、ソヴィエト社会主義共和国連邦及び日本国の政府は、

千九百七十四年三月二十八日に北太平洋おつとせい委員会が採択した勧告並びに千九百七十五年三月及び同年十二月の北太平洋おつとせい会議において表明された意見に妥当な考慮を払い、

条約を改正することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

条約は、この議定書により、この議定書の効力発生の日に改正される。

第二条

条約第二条2(イ)を次のように改める。

(イ) おつとせいが魚類の商業的漁獲との間の関係(おつとせいが魚類の商業的漁獲に及ぼす影響の程度を含む。)、おつとせいが漁

具に与える損害及び魚類の商業的漁獲がおつとせいに及ぼす影響

第三条

条約第二条2中「(イ)」を「(イ)に改める。

条約第二条2(ロ)の次に次のように加える。

(ロ) 環境の人為的な変化がおつとせいの総頭数に及ぼす影響

第四条

条約第二条3(ロ)を次のように改める。

(ロ) 海上調査のために最近数年間行つた努力と可能な最大限度において同じ程度の努力を行うこと。ただし、第五条3の規定に従つて委員会が別段の決定を行う場合を除くほか、当事国全体として、各年について、東太平洋では二千五百頭を超える頭数、西太平洋では二千二百頭を超える頭数のおつとせいを捕獲しないことを条件とする。

第五条

条約第四条を次のように改める。

第六条

各当事国は、自国の調査の費用を負担する。調査中に捕獲するおつとせいの獣皮に対する権限は、その調査を行う当事国に帰属する。

第七条

条約第五条2(ロ)を次のように改める。

(ロ) 前記の調整された調査計画の実施の結果得られた結論を基礎として、当事国に対して適当な措置(獣群についての獵期ごとの商業的獵殺の数に関する措置、その性別及び年齢別組成に関する措置並びにいずれかの島又は群島のおつとせいの総頭数が最大の持続的生産性の水準を下回る場合における当該島又は群島のおつとせいの獵殺数の削減又は獵殺の停止に関する措置を含む。)を勧告すること。ただし、おつとせいが繁殖する島で生活するインディアン、アイヌ、アリューート又はエスキモーに獵期ごとの商業的獵殺又は調査活動によりおつとせ

いの獣肉を十分に供給することができないこととなる場合には、これらの者の生計上の必要に妥当な考慮を払うことを条件とする。

第八条

条約第五条3を次のように改める。

(ロ) 陸上獵獲との関連において海上獵獲を行うことが、一定の状況の下において、この条約の目標に到達することに悪影響を与え、及びそれについてこの条約の効力発生後の第二十一年度の終期に当事国に勧告すること。

第九条

条約第五条3を次のように改める。

3 委員会は、2に定める任務に加えて、第二条3の規定に従い、第五条2(ロ)の規定に基づき勧告に考慮を払いつつ、繁殖島で標識を付すべきおつとせいの頭数並びに調査目的のために海上で捕獲すべきおつとせいの総頭数、これらのおつとせいを捕獲すべき時期及び場所並びに各当事国が捕獲すべき頭数を随時決定する。

第十条

条約第五条6を次のように改める。

6 委員会は、自ら決定する時及び場所において年次会合を行う。追加的の会合は、委員会の二以上の委員が要請したときに行う。

第十一条

条約第九条3を次のように改める。

3 各当事国は、陸上及び海上でおつとせいを捕獲し若しくは獵殺し又はおつとせいに標識を付するに当たり、おつとせいに実行可能な最大限度において苦痛を与えない方法を使用することを確保するように努める。

第十二条

条約第十三条3を次のように改める。

3 この条約は、四番目の批准書の寄託の日に効力を生ずる。

第十三条

条約第十三条4を次のように改める。

4 この条約は、二十二年間有効とし、その後は、新たな又は改正されたおつとせい条約が当事国間で効力を生ずる時又は前記の二十二年の期間後一年が経過する時のいずれか早い時まで引き続き効力を有するものとする。ただし、この条約は、いずれかの当事国が他の当事国に対しこの条約を終了させる意思を書面で通告した日から一年で終了するものとする。

第十四条

条約第十三条5を「6」に改める。

5 いずれかの当事国が要請したときは、すべての当事国の代表は、その要請があつた後九十日の期間内の相互に都合の良い時に、この条約の改正が望ましいかどうかについて検討するため会合するものとする。

第十五条

1 この議定書は、批准され又は受諾されなければならぬ。批准書又は受諾書は、できる限り速やかにアメリカ合衆国政府に寄託する。

2 アメリカ合衆国政府は、寄託された批准書又は受諾書につき他の署名政府に通告を行う。

3 この議定書は、四番目の批准書又は受諾書がアメリカ合衆国政府に寄託された日に効力を生ずる。

4 この議定書の原本は、アメリカ合衆国政府に寄託するものとし、同政府は、この議定書の各署名政府にその認証書を交付する。

以上の証書として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けて、この議定書に署名した。

千九百七十六年五月七日にワシントンで、ひとしく正文である英語、日本語及びロシア語により本書を作成した。

カナダ政府のために

ヴァーノン・G・ターナー

日本国政府のために

東郷文彦

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府のために

アナトリー・F・ドブリニン

アメリカ合衆国政府のために

フレデリック・アーヴィング

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百七十六年の議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

現行の北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約は本年十月十三日で失効することになつてゐるので、一九七五年三月及び十二月に条約を検討するための当事国会議が開催され、同会議で採択されたこの議定書が本年五月七日にワシントンで日本、カナダ、米国、ソ連の四箇国により署名された。

本議定書は、暫定条約の有効期間を更に四年間延長すること。北太平洋のおつとせい委員会に陸上漁獲に関連した海上漁獲が許容されるか否かについて研究を継続させ、これについての勧告を条約の効力発生後の第二十一年度の終期に

行わせること等について規定してゐる。

本議定書は四番目の批准書の寄託の日に効力を生ずる。

なお、この条約は二十二年間有効とし、その後は、新たな又は改正されたおつとせい条約が当事国間で効力を生ずる時又は前記の二十二年の期間後一年が経過する時のいずれか早い時まで引き続き効力を有するものとする。ただし、この条約は、いずれかの当事国が他の当事国に対しこの条約を終了させる意思を書面で通知した日から一年で終了するものとする。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

現行の条約によつて十八年間科学調査を行つてきたが、最終的結論を得ることができなかった。しかし今後更に四年間延長して科学的調査を行うことによつて、おつとせい資源の最大の持続的生産性達成のための措置が明らかにされることが期待されるので、本議定書の締結は適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費は昭和五十一年度一般会計予算農林省所管北太平洋おつとせい委員会分担金として百六十五万円が計上されている。

昭和五十一年五月二十一日

外務委員長 鯨岡 兵輔
衆議院議長 前尾繁三郎殿

国際特許分類に関する千九百七十二年三月二十四日のストラスブル協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十一年五月十二日

参議院議長 河野 謙三
衆議院議長 前尾繁三郎殿

国際特許分類に関する千九百七十二年三月二十四日のストラスブル協定の締結について承認を求めるの件

国際特許分類に関する千九百七十二年三月二十四日のストラスブル協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

国際特許分類に関する千九百七十二年三月二十四日のストラスブル協定

締結国は、

特許、発明者証、実用新案及び実用証についての統一的分類体系を普遍的に採用することが、一般的利益に合致するものであり、かつ、工業所有権の分野における一層緊密な国際協力を確立し及びこの分野における各国の法制的調和に寄与するものであることを考慮し、

欧州評議会が特許の国際分類を創設する基礎とした特許の国際分類に関する千九百五十四年十二月十九日の欧州条約の重要性を認識し、

この分類の普遍的価値及びこの分類が工業所有権の保護に関するパリ条約のすべての締結国に対して有する重要性を考慮し、

開発途上にある国が絶えず増大する近代技術を利用することを一層容易にするこの分類がそれらの国に対して有する重要性を考慮し、

千九百五十二年十二月十四日にブラッセルで、千九百五十二年六月二日にワシントンで、千九百五十二年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第十九条の

規定を考慮して、

次のとおり協定する。

第一条 特別の同盟の形成及び国際分類の採用

この協定が適用される国は、特別の同盟を形成し、特許、発明者証、実用新案及び実用証につき「国際特許分類」と呼ばれる共通の分類(以下「分類」という)を採用する。

第二条 分類の定義

(1)(a) 分類は、次のものから成る。
(i) 特許の国際分類に関する千九百五十四年十二月十九日の欧州条約(以下「欧州条約」という)に基づいて作成された分類表であつて、千九百六十八年九月一日に効力を生じ、かつ、欧州評議会事務局長によつて公表されたもの

(ii) この協定の効力発生前に欧州条約第二条(2)の規定に基づいて効力を生じた改正
(iii) この協定の効力発生後の第五条の規定に従つて行われ、第六条の規定に基づいて効力を生ずる改正

(b) 分類表に含まれる指針及び注は、分類の不可分の一部をなす。

(2)(a) (1)(a)(i)にいう分類表は、英語及びフランス語による本書二通から成つており、この協定が署名のために開放される時に、一通は欧州評議会事務局長に、他の一通は千九百六十七年七月十四日の条約によつて設立された世界知的所有権機関の事務局長(以下それぞれ「機関」と及び「事務局長」という)に寄託される。

(b) (1)(a)(ii)にいう改正については、英語及びフランス語による本書二通のうち、一通は欧州評議会事務局長に、他の一通は事務局長に寄託する。

(c) (1)(a)(iii)にいう改正については、英語及びフランス語による本書一通を事務局長に寄託する。

国際特許分類に関する

昭和五十一年五月二十一日 衆議院會議録第二十三号

国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブール協定の締結について承認を求めるの件及び同 報告書

八二四

第三条 分類の用語

- (1) 分類は、ひとしく正文である英語及びフランス語で作成する。
- (2) スペイン語、ドイツ語、日本語、ポルトガル語、ロシア語及び第七条に規定する総会が指定するその他の言語による分類の公定訳文は、機関の国際事務局(以下「国際事務局」という。)が、関係政府によつて提供される翻訳に基づき又は同盟の予算若しくは機関に財政的負担を課することとならない他の手段により、これらの政府と協議して作成する。

第四条 分類の使用

- (1) 分類は、事務的性質のみを有する。
- (2) 各同盟国は、分類を主たる体系として又は副次的な体系として使用する。
- (3) 同盟国の権限のある当局は、(1)に規定する文書に記載されている発明に付与される分類の記号を完全な形で(i)及び(ii)に規定する文書及び通知に表示する。

- (1) 権限のある当局が与える特許、発明者証、実用新案及び実用証に係る文書並びにこれらに関する出願に係る文書であつて、権限のある当局が刊行し又は単に公衆の閲覧に供するもの
- (ii) (i)に規定する文書の刊行又は公衆の閲覧に關して定期的な公報に掲載される通知
- (4) この協定の署名に際し又は批准書若しくは加入書の寄託に際し、

- (i) いずれの国も、分類の記号のうちグループ又はサブグループの記号を(i)に規定する出願に係る文書で単に公衆の閲覧に供されるもの及びこれに關する通知に表示することを約束しないことを宣言することができる。
- (ii) 新規性に関して審査(即時に行うか請求をまつて行うかを問わない。)を行わず、かつ、特許又は他の種類の保護の付与手続に技術水準の調査を含めていない国は、分類の記号のうちグループ又はサブグループの記号を(i)に

規定する文書及び通知に表示することを約束しないことを宣言することができる。これらの条件が特定の種類の保護又は特定の技術分野についてののみ存する国にあつては、その限りにおいてのみ、この留保を行うことができる。

- (5) 分類の記号は、「国際特許分類」の語又は次条に規定する専門委員会が定めるその略語を前置した上、太字で又は明りように見ることができるよう、その記号が表示される(i)に規定する文書の見出しの部分に印刷する。
- (6) 同盟国が特許を与えることを政府間当局に委任する場合には、当該同盟国は、その当局がこの条の規定に従つて分類を使用することを確保するためのすべての可能な措置をとる。

第五条 専門委員会

- (1) 各同盟国が代表される専門委員会を設置する。
- (2) (a) 事務局長は、特許の分野を専門とする政府機関であつてその構成国の少なくとも一の国がこの協定の締約国であるものに対し、専門委員会との場合にオブザーバーを出席させるよう招請する。
- (b) 事務局長は、その他の政府機関及び国際的な非政府機関の代表者を、これらの機関が関心を有する討議に参加するよう招請することとができるものとし、また、専門委員会の要請がある場合には、招請しなければならない。

- (3) 専門家委員会は、次のことを行う。
- (i) 分類を改正すること。
- (ii) 同盟国に対し、分類の使用を容易にし及び分類の統一的な付与を促進するため、勧告すること。

- (iii) 開発途上にある国の必要に特に考慮を払つて、発明の審査に使用する資料の再分類作業における国際協力を促進するための援助を行うこと。

(iv) 同盟の予算又は機関に財政的負担を課することなく、開発途上にある国による分類の付与を容易にすることに役立つ他のすべての措置をとること。

- (v) 小委員会及び作業部会を設置すること。
- (4) 専門家委員会は、その手続規則を採択する。その手続規則は、分類の発展に重要な役割を果たすことのできる(2)(a)に規定する政府機関が小委員会及び作業部会の会合に参加する可能性を認めるものでなければならない。

- (5) 分類の改正の提案は、同盟国の権限のある当局、国際事務局、(2)(a)の規定により専門委員会にオブザーバーを出席させた政府機関及び専門委員会により提案を行うよう特に要請されたその他の機関が行うことができる。提案は、国際事務局に提出する。国際事務局は、遅くともその提案が検討される専門委員会の会期の二箇月前までに、専門委員会の構成国及びオブザーバーにその提案を送付する。
- (6) (a) 専門委員会の各構成国は、一の票を有する。

- (b) 専門家委員会の決定は、代表が出席しかつ投票する構成国の単純多数による議決で行われる。
- (c) 代表が出席しかつ投票する構成国の五分の一以上が分類の基本的構成の変更をもたらすものであると認め又は再分類のために多大な作業を伴うものであると認める決定は、代表が出席しかつ投票する構成国の四分の三以上の多数による議決で行われる。

- (d) 棄権は、投票とみなさない。
- 第六条 分類の改正及び他の決定の通告、効力発生及び公表

- (1) 分類の改正及び専門委員会の勧告の採択に關する専門委員会の決定は、国際事務局が同盟国の権限のある当局に通告する。改正は、通告の発送の日の後六箇月で効力を生ずる。
- (2) 国際事務局は、効力の生じた改正を分類に組

み入れる。改正についての公表は、次条に規定する総会が指定する定期刊行物により行う。

第七条 同盟の総会

- (1) (a) 同盟は、同盟国で構成する総会を有する。
- (b) 各同盟国の政府は、一人の代表によつて代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。
- (c) 第五條(2)(a)に規定する政府機関は、総会の会合に、並びに総会が決定する場合に総会が設置する委員会及び作業部会の会合に、オブザーバーを出席させることができる。
- (d) 各代表団の費用は、その代表団を任命した政府が負担する。

- (2) (a) 第五條の規定が適用される場合を除くほか、総会は、次のことを行う。
- (i) 同盟の維持及び発展並びにこの協定の実施に關するすべての問題を取り扱うこと。
- (ii) 国際事務局に対し、第十条に規定する改正会議の準備に關する指示を与えること。
- (iii) 事務局長の同盟に關する報告及び活動を検討し及び承認し、並びに事務局長に対し同盟の権限内の事項についてすべての必要な指示を与えること。

- (iv) 同盟の事業計画を決定し及び三年予算を採択し、並びに決算を承認すること。
- (v) 同盟の財政規則を採択すること。
- (vi) 英語、フランス語及び第三条(ii)に列記する言語以外の言語による分類の公定訳文の作成を決定すること。
- (vii) 同盟の目的を達成するために必要と認められる委員会及び作業部会を設置すること。
- (viii) (1)(c)の規定が適用される場合を除くほか、同盟の構成国でない国並びに政府機関及び国際的な非政府機関で総会の会合並びに総会が設置する委員会及び作業部会の会合にオブザーバーとして出席することを認められるものを決定すること。

- (ix) 同盟の目的を達成するため、他の適当な

措置をとること。

(x) その他この協定に基づく任務を遂行すること。

(b) 総会は、機関が管理業務を行っている他の同盟にも利害関係のある事項については、機関の調整委員会の助言を受けた上で決定を行う。

(3)(a) 総会の各構成国は、一の票を有する。

(b) 総会の構成国の二分の一をもつて定足数とする。

(c) 総会は、定足数に満たない場合にも、決定を行うことができる。ただし、その決定は、総会の手続に関する決定を除くほか、次の条件が満たされた場合にのみ効力を生ずる。すなわち、国際事務局は、代表を出さなかつた総会の構成国に対し、その決定を通知し、その通知の日から三箇月の期間内に賛否又は棄権を書面によつて表明するよう要請する。その期間の満了の時に、賛否又は棄権を表明した国の数が当該会期の定足数の不足を満たすこととなり、かつ、必要とされる多数の賛成がなお存在する場合に、その決定は、効力を生ずる。

(d) 第十一条(2)の規定が適用される場合を除くほか、総会の決定は、投じられた票の三分の二以上の多数による議決で行われる。

(e) 棄権は、投票とみなさない。

(f) 代表は、一の国のみを代表し、その国の名においてのみ投票することができる。

(4)(a) 総会は、事務局長の招集により、三年ごとに一回、通常会期として会合するものとし、例外的な場合を除くほか、機関の一般総会と同一期間中に同一の場所において会合する。

(b) 総会は、総会の構成国の四分の一以上の要請があつたときは、事務局長の招集により、臨時会期として会合する。

(c) 各会期の議事日程は、事務局長が作成する。

(5) 総会は、その手続規則を採択する。

第八条 国際事務局

(1)(a) 同盟の管理業務は、国際事務局が行う。

(b) 国際事務局は、特に、総会、専門委員会及び総会又は専門委員会が設置する他の委員会又は作業部会の会合の準備を行い、並びにこれらの内部機関の事務局の職務を行う。

(c) 事務局長は、同盟の首席行政官であり、同盟を代表する。

(2) 事務局長及びその指名する職員は、総会、専門委員会及び総会又は専門委員会が設置する他の委員会又は作業部会のすべての会合に投票権なしで参加する。事務局長又はその指名する職員は、当然にこれらの内部機関の事務局の職務を行う。

(3)(a) 国際事務局は、総会の指示に従い、改正会議の準備を行う。

(b) 国際事務局は、改正会議の準備に関し政府間機関及び国際的な非政府機関と協議することができる。

(c) 事務局長及びその指名する者は、改正会議における審議に投票権なしで参加する。

(4) 国際事務局は、その他国際事務局に与えられる任務を遂行する。

第九条 財政

(1)(a) 同盟は、予算を有する。

(b) 同盟の予算は、収入並びに同盟に固有の支出、諸同盟の共通経費の予算に対する同盟の分担金及び場合により機関の締約国会議の予算に対する拠出金から成る。

(c) 諸同盟の共通経費とは、同盟にのみでなく機関が管理業務を行っている又は二以上の他の同盟にも帰すべき経費をいう。共通経費についての同盟の分担の割合は、共通経費が同盟にもたらす利益に比例する。

(2) 同盟の予算は、機関が管理業務を行っている他の同盟の予算との調整の必要性を考慮した上で決定する。

(3) 同盟の予算は、次のものを財源とする。

(i) 同盟国の分担金

(ii) 国際事務局が同盟の名において提供する役務について支払われる料金

(iii) 同盟に関する国際事務局の刊行物の販売代金及びこれらの刊行物に係る権利の使用料

(iv) 贈与、遺贈及び補助金

(v) 貸付料、利子その他の雑収入

(4)(a) 各同盟国は、(3)(i)の分担金の自国の分担額の決定上、工業所有権の保護に関するパリ同盟において属する等級と同じ等級に属するものとし、工業所有権の保護に関するパリ同盟の等級について定める単位数と同じ単位数に基づいて年次分担金を支払う。

(b) 各同盟国の年次分担金の額は、その額とすべての同盟国の同盟の予算に対する年次分担金の総額との比率が、その国の属する等級の単位数とすべての同盟国の単位数の総数との比率に等しくなるような額とする。

(c) 分担金は、毎年一月一日に支払の義務が生ずる。

(d) 分担金の支払が延滞している同盟国は、その未払の額が当該年度に先立つ二年度においてその国について支払の義務の生じた分担金の額以上のものとなつたときは、同盟の内部機関において投票権を行使することができない。ただし、内部機関は、支払の延滞が例外的なかつ避けることのできない事情によるものであると認める限り、その国がその内部機関において引き続き投票権を行使することを許すことができる。

(e) 予算が新会計年度の開始前に採択されなかつた場合には、財政規則の定めるところにより、前年度の予算をもつて予算とする。

(5) 国際事務局が同盟の名において提供する役務について支払われる料金の額は、事務局長が定めるものとし、事務局長は、これを総会に報告する。

(6)(a) 同盟は、各同盟国の一回限りの支払金から

成る運転資金を有する。運転資金が十分でなくなつた場合には、総会がその増額を決定する。

(b) 運転資金に対する各同盟国の当初の支払金の額及び運転資金の増額の部分に対する各同盟国の分担額は、運転資金が設けられ又はその増額が決定された年のその国の分担金に比例する。

(c) (b)の比率及び支払の条件は、総会が、事務局長の提案に基づきかつ機関の調整委員会の助言を受けた上で定める。

(7)(a) その領域内に機関の本部が所在する国との間で締結される本部協定には、運転資金が十分でない場合にその国が立替えをすることを定める。立替えの額及び条件は、その国と機関との間の別個の取極によつてその都度定める。

(b) (a)の国及び機関は、それぞれ、書面による通告により立替えをする約束を廃棄する権利を有する。廃棄は、通告が行われた年の終わりにから三年を経過した時に効力を生ずる。

(8) 会計検査は、財政規則の定めるところにより、一若しくは二以上の同盟国又は外部の会計検査専門家が行う。これらの同盟国又は会計検査専門家は、総会がこれらの同盟国又は会計検査専門家の同意を得て指定する。

第十条 この協定の改正

(1) この協定は、同盟国の特別の会議により随時改正することができる。

(2) 改正会議の招集は、総会が決定する。

(3) 前三条及び次条の規定は、改正会議により又は次条の規定に従つて修正することができる。

第十一条 この協定の特定の規定の修正

(1) 第七条から第九条まで及びこの条の規定の修正の提案は、同盟国又は事務局長が行うことができる。その提案は、遅くとも総会による審議の六箇月前までに、事務局長が同盟国に送付する。

昭和五十一年五月二十一日 衆議院会議録第二十三号

国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブル協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

八二五

昭和五十一年五月二十一日 衆議院會議録第二十三号

國際特許分類に關する千九百七十一年三月二十四日のストラスブール協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

八二六

(2) (1)の諸条の修正は、總會が採択する。採択には、投じられた票の四分の三以上の多数による議決を必要とする。ただし、第七條及びこの(2)の規定の修正には、投じられた票の五分の四以上の多数による議決を必要とする。

(3) (a) (1)の諸条の修正は、その修正が採択された時に同盟の構成国であつた国の四分の三から、それぞれの憲法上の手続に従つて行われた受諾についての書面による通告を事務局長が受領した後一箇月で効力を生ずる。

(b) (a)の規定に従つて受諾された(1)の諸条の修正は、その修正が効力を生ずる時に同盟の構成国であるすべての国を拘束する。ただし、同盟国の財政上の義務を増大する修正は、その修正の受諾を通告した国のみを拘束する。

(c) (a)の規定に従つて受諾された修正は、その修正が(1)の規定に従つて効力を生じた日の後に同盟の構成国となるすべての国を拘束する。

第十二条 この協定の締約国となるための手続

(1) 工業所有権の保護に關するパリ条約の締約国は、次のいずれかの手続により、この協定の締約国となることができる。

(i) 署名し、その後批准書を寄託すること。

(ii) 加入書を寄託すること。

(2) 批准書又は加入書は、事務局長に寄託する。

(3) 工業所有権の保護に關するパリ条約のストッホルム改正条約第二十四条の規定は、この協定の適用について準用する。

(4) (3)の規定は、いずれかの同盟国が(3)の規定に基づいてこの協定を適用する領域の事実上の状態を、他の同盟国が承認し又は黙示的に容認することを意味するものと解してはならない。

第十三条 この協定の効力発生

(1) (a) この協定は、(i)及び(ii)の国が批准書又は加入書を寄託した後一年で効力を生ずる。

(i) この協定が署名のために開放される日に歐洲条約の締約国である国の三分の二の国工業所有権の保護に關するパリ条約の締約国であるが歐洲条約の締約国であつたことがない三の国。ただし、それらの国のうち少なくとも一の国における特許又は発明者証の出願の数が、その国の批准書又は加入書の寄託の時に國際事務局によつて公表されている最新の年次統計において四万を超えている場合に限る。

(b) この協定は、(a)の規定に基づきその国についてこの協定が効力を生じた国以外の国については、その批准書又は加入書において一層遅い日が指定されていない限り、事務局長がその国の批准又は加入を通告した日の後一年で効力を生ずる。それよりも遅い日が批准書又は加入書において指定されている場合には、この協定は、その国について、そのように指定された日に効力を生ずる。

(c) この協定を批准し又はこれに加入する歐洲条約の締約国は、同条約を廃棄し、かつ、遅くともこの協定がその国について効力を生ずる日まで、に当該協定の効力を生じさせる義務を負う。

(2) 批准又は加入は、當然に、この協定のすべての条項の受諾及びこの協定に定めるすべての利益の享受を伴う。

第十四条 この協定の有効期間
この協定は、工業所有権の保護に關するパリ条約と同一の有効期間を有する。

第十五条 廃棄
(1) いずれの同盟国も、事務局長に於てた通告により、この協定を廃棄することができる。

(2) 廃棄は、事務局長がその通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

(3) いずれの国も、同盟の構成国となつた日から五年の期間が満了するまでは、この条に定める廃棄の権利を行使することができない。

第十六条 署名、用語、通告及び寄託

(1) (a) この協定は、ひとしく正文である英語及びフランス語による本書一通について署名する。

(b) この協定は、千九百七十一年九月三十日まで、ストラスブールにおいて署名のために開放しておく。

(c) この協定の本書は、署名のための開放が終了したときは、事務局長に寄託する。

(2) 事務局長は、關係政府と協議の上、スペイン語、ドイツ語、日本語、ポルトガル語、ロシア語及び總會が指定するその他の言語による公定訳文を作成する。

(3) (a) 事務局長は、この協定に署名した国の政府に対し、及び要請があつたときはその他の国の政府に対し、この協定の署名本書の騰本二通を認証して送付する。事務局長は、歐洲評議會事務局長に對しても、騰本一通を認証して送付する。

(b) 事務局長は、すべての同盟国政府に対し、及び要請があつたときはその他の国の政府に対し、この協定の修正の騰本二通を認証して送付する。事務局長は、歐洲評議會事務局長に對しても、騰本一通を認証して送付する。

(c) 事務局長は、要請があつたときは、この協定に署名した国の政府又は加入する国の政府に對し、英語又はフランス語による分類の騰本一通を認証して提供する。

(4) 事務局長は、この協定を國際連合事務局に登録する。

(5) 事務局長は、工業所有権の保護に關するパリ条約のすべての締約国政府及び歐洲評議會事務局長に次の事項について通報する。

(i) 署名

(ii) 批准書又は加入書の寄託

(iii) この協定の効力発生の日

(iv) 分類の使用に關する留保

(v) この協定の修正の受諾

(vi) この協定の修正の効力発生の日

受領された廃棄通告

(1) 歐洲条約の締約国であつて同盟の構成国となつていないものは、希望するときは、この協定の効力発生の後二年間、同盟の構成国となつていない場合に行使することができる権利と同一の権利を專門家委員會において行使することができる。

(2) (1)にいう国は、(1)にいう期間の満了後三年間、專門家委員會の會合に、並びに專門家委員會が決定する場合には專門家委員會が設置する小委員會及び作業部會の會合に、オブザーバーを出席させることができる。これらの国は、同一期間中、第五條(5)の規定に従つて分類の改正の提案を行うことができるものとし、第六條(1)の規定に従つて專門家委員會の決定及び勧告の通告を受ける。

(3) 歐洲条約の締約国であつて同盟の構成国となつていないものは、この協定の効力発生の後五年間、總會の會合に、並びに總會が決定する場合には總會が設置する委員會及び作業部會の會合に、オブザーバーを出席させることができる。

以上の証拠として、下名は、正當に委任を受けこの協定に署名した。

千九百七十一年三月二十四日にストラスブールで作成した。

アルジェリアのために
アルゼンティーンのために
オーストラリアのために
オーストリアのために
ストラスブール 千九百七十一年九月九日
ラウベ

ベルギーのために

J・ローデヴィック

ブラジルのために

ストラスブール 千九百七十一年六月二十

八日

パウロ・カブラル・デ・メーロ

ブルガリアのために

カメルーンのために

カナダのために

中央アフリカ共和国のために

セイロンのために

チャードのために

コンゴ(ブラザヴィル)のために

キューバのために

サイプラスのために

チェッコスロヴァキアのために

ダホメのために

デンマークのために

E・トックセン

ドミニカ共和国のために

ドイツ連邦共和国のために

フォン・ケラー

クルト・ヘルテル

フィンランドのために

エルッキ・トゥーリ

フランスのために

ストラスブール 千九百七十一年九月二十

日

M・ド・カマレ

ガボンのために

ギリシャのために

ジョルジュ・パブリアス

政府の承認を条件として

ハイティのために

ヴァチカンのために

ローランド・ガングホフファー

ハンガリーのために

アイスランドのために

インドネシアのために

イランのために

ストラスブール 千九百七十一年六月二十

二日

H・バクラワン

アイルランドのために

イスラエルのために

イタリアのために

P・アルキ

象牙海岸のために

日本国のために

ストラスブール 千九百七十一年九月十三

日

北原秀雄

ケニアのために

レバノンのために

リヒテンシュタインのために

ゲルリッツイリブリアン

ルクセンブルグのために

J・P・ホフマン

マダガスカルのために

マラウイのために

マルタのために

モリタニアのために

メキシコのために

モナコのために

ストラスブール 千九百七十一年九月二十

七日

R・ジョン

モロッコのために

オランダ王国のために

ストラスブール 千九百七十一年九月二十

二日

J・G・デ・ヨング

ニュー・ジラランドのために

ニジェールのために

ナイジェリアのために

ノールウェーのために

レイフ・ノードストランド

フィリピンのために

ポーランドのために

ポルトガルのために

ルーマニアのために

サン・マリノのために

セネガルのために

南アフリカのために

スペインのために

L・マルティネス・カンボス・コンデ・

デ・サントヴェニア

アントニオ・F・マサランブロス

スウェーデンのために

ヨーラン・ボルゴード

スイスのために

ヴァルター・シュタム

シリアのために

タンザニアのために

トーゴのために

トリニダード・トバゴのために

テュニジアのために

トルコのために

ウガンダのために

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

アラブ連合共和国のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合

王国のために

E・アーミティジ

アメリカ合衆国のために

リチャード・A・ウオール

ハーヴェイ・J・ウインター

昭和五十一年五月二十一日 衆議院會議録第二十三号

国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブル協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

八二八

上ヴォルタのために

ウルグアイのために

ヴィエトナム共和国のために

ユーゴスラヴィアのために

N・ヤンコヴィッチ

ザンビアのために

(注) 署名は、他の日付が表示されていない限り、千九百七十一年三月二十四日に行われ

国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブル協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

この協定は、一九六九年以降、工業所有権の保護に関するパリ同盟及び欧州評議会が中心となり、その準備を進めてきたが、一九七一年にストラスブルにおいて協定作成のための外交会議が開催され、同年三月二十四日に作成された。我が国は一九七一年九月十三日に署名を行つたが、この協定は一九七五年十月七日に効力を生じており、一九七六年五月十四日現在の締約国は二十一箇国である。

この協定は、協定による同盟の形成、「国際特許分類」と呼ばれる分類の採用及びその使用、同盟に設置される専門委員会及び総会の権限及び機能等について規定している。

なお、この協定は、批准書を世界的所有権機関の事務局長に寄託し、同事務局長がその批准書の寄託を工業所有権の保護に関するパリ条約のすべての締約国及び欧州評議会事務局長に通告した日の後一年で、我が国について効力を生じることとなつてゐる。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるのである。

二 本件の議決理由

この協定を締結することは、工業所有権の分野における一層緊密な国際協力を確立する上で有意義であるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費は、昭和五十一年度一般会計予算通商産業省所管国際会議等に必要経費の項に国際特許分類協定分担金として九百二十九万五千円計上されている。

昭和五十一年五月二十一日

衆議院議長 前尾繁三郎殿 外務委員長 鯨岡 兵輔

アジア・オセアニア郵便条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十一年五月十四日

参議院議長 河野 謙三 衆議院議長 前尾繁三郎殿

アジア・オセアニア郵便条約の締結について承認を求めるの件

アジア・オセアニア郵便条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

アジア・オセアニア郵便条約 各目的の政府から正当に委任を受けた下名の代表者は、

アジア及びオセアニアの地域にある郵政庁が直面する共通の問題の重要性を考慮し、それらの郵政庁の間に広範囲な協力関係を設定

しかつ発展させることが時宜を得たことであると確信し、

万国郵便連合憲章がそれらの郵政庁に与えた権利を行使して、

各自の政府による受諾、承認又は批准を条件として次の条約を締結することを合意した。

第一部 一般的规定

第一条 連合の構成及び目的

この条約を締結する諸国は、「アジア・オセアニア郵便連合(以下「連合」という。)」の名称で、単一の郵便境域を形成する。

2 連合は、加盟国の間の郵便関係を拡大し、円滑にし及び改善すること並びに郵便業務の分野における協力を増進することを目的とする。

第二条 連合員

次に掲げる国は、連合の加盟国とする。

(a) この条約の効力発生の日に連合員の資格を有する国

(b) 次条の規定に従つて連合員となつた国

第三条 連合への加盟

1 万国郵便連合の加盟国でアジア又はオセアニアにあるものは、アジア・オセアニア郵便連合の連合員としての加盟を請求することができる。

2 加盟請求の文書は、外交上の経路を通じてフィリピン共和国政府に送付するものとし、同政府は、その旨を加盟国に通知する。

3 加盟を請求した国は、その請求が加盟国の少なくとも三分の二によつて承認された場合には、連合に加盟したものとされる。

4 四箇月以内に回答しない加盟国は、棄権したものとみなされる。

5 連合への加盟は、フィリピン共和国政府がすべての加盟国政府に通知するものとし、8に定める条件が満たされた日から効力を生ずる。

6 必要な資格を有する国でこの条約のいずれかの規定に従うことができないものは、すべての加盟国が受諾することができような条件を付

して、連合への加盟を請求することができる。

第四条 連合からの脱退

1 加盟国は、外交上の経路を通じてフィリピン共和国政府に送付するこの条約の廃棄通告により連合から脱退する権利を有するものとし、同政府は、その廃棄通告を他の加盟国政府に通知する。

2 連合からの脱退は、フィリピン共和国政府が1の廃棄通告を受領した日から起算して一年の期間が満了した時に効力を生ずる。

第五条 公用語

連合の公用語は、英語とする。もつとも、英語を国語としない加盟国は、自国の費用負担で翻訳を行わせることができる。

第六条 特別取極

1 加盟国又は、加盟国の法令が許す限り、その郵政庁は、相互の間で国際郵便業務に関する特別取極を締結することができる。ただし、この条約の規定よりも公衆に不利な規定をその特別取極に入れないことを条件とする。

2 1の特別取極は、中央事務局の仲介により加盟国又はその郵政庁に通告する。

第七条 連合の機関

連合の機関として、大会議、執行理事会、アジア・オセアニア郵便訓練学校、中央事務局その他必要とされる機関を設ける。

第八条 大会議

1 大会議は、連合の最高機関とし、加盟国の代表者で構成する。

2 加盟国の代表は、必要があるときは連合の条約を改正するため、また、加盟国に共通の利害関係がある他の郵便上の問題で必要と認めるものを審議するため、各万国郵便大会議の開催の後二年以内に大会議として会合する。

3 各国は、それぞれの政府が正当に委任した一人又は二人以上の代表に大会議において自国を代表させる。

4 各国は、一個の投票権を有する。

5 オブザーバーは、国際連合若しくはその専門機関又は万国郵便連合加盟国の郵政庁を代表する者であることを条件として、連合の会議に顧問の資格で投票権なしで出席するよう招請されることが出来る。招請は、大会又は執行理事会の請求に応じ、会議の開催される国の政府が行う。

6 各大会議は、原則として、次の大会議の開催される国を指定する。その指定をすることができないこと又はその指定のとおりを実施することができないことが判明した場合には、執行理事会在、大会議の開催される国をこれと協議の上指定する。

7 招請政府は、中央事務局と協議の上、大会議の期日及び場所を定める。招請政府は、原則としてその期日の六箇月前に、各加盟国政府に対して招請状を送付する。この招請状は、直接に又は中央事務局長の仲介によつて送付することが出来る。

第九条 臨時大会議

1 臨時大会議は、加盟国の少なくとも三分の二の請求に応じ又はその同意を得て開催することが出来る。

2 臨時大会議の場所及び期日は、執行理事会在、その開催を決議した加盟国と合意の上決定する。

3 前条3から5までの規定は、臨時大会議について適用する。

第十条 執行理事会

1 執行理事会在は、大会議から大会議までの間に、執行理事会在の業務の継続を確保するため、原則として一年に一回、加盟国の過半数による議決で別段の決定がされない限り中央事務局の所在地において会合する。

2 執行理事会在は、すべての加盟国で構成する。同理事会在の会合には、加盟国の過半数が出席していなければならない。

3 各大会議の議長は、当該大会議開催後の執行

理事会在の第一回の会合を招集する。この会合において、同理事会在は、理事国のうちから議長国及び副議長国を選出するものとし、これらの国の任期は、次の大会議の終了の時までとする。

4 執行理事会在の第一回の会合の後の年次会合は、議長が招集する。

5 議長は、通常会期から通常会期までの間、加盟国の三分の二以上の多数の請求に応じ、原則として中央事務局の所在地に執行理事会在を招集することが出来る。

6 執行理事会在は、その活動を補佐し又は郵便上の特定の問題を研究する小委員会又は作業部会を設けることが出来る。

7 執行理事会在の運営費は、連合が負担する。理事国の職務は、無報酬とする。

8 加盟国は、執行理事会在の会合において、資格のある郵政職員に自国を代表させる。

9 執行理事会在の権限は、次のとおりとする。

(a) 大会議の決議によつて課される任務を遂行すること。

(b) 郵便業務の改善のため、加盟国の郵政庁と接触を維持すること。

(c) 中央事務局の運営のための規則を定め、及び同事務局の活動を監督すること。

(d) 大会議から大会議までの間、中央事務局の作成する連合の年次予算及び計算書を審査し及び承認すること。

(e) 万国郵便連合の機関、限定連合又はアジア及びオセアニアの地域に特別の利害関係を有する国際連合の他の専門機関と有益な接触を保つこと及び、必要があるときは、これらの機関の会議に出席する代表者を任命すること。

(f) 第十七条8の規定に従い、各万国郵便大会議に先立つて会合すること。

(g) この条約に規定されておらず、かつ、次の大会議まで解決を待つことができないその

他の管理上の問題を暫定的に処理するため、連合員の過半数の同意を得て必要な措置をとること。

第十一条 アジア・オセアニア郵便訓練学校

1 アジア・オセアニア郵便訓練学校は、アジア及びオセアニアにおける郵便業務の改善のために訓練の便宜を供与することを目的とする。

2 アジア・オセアニア郵便訓練学校の管理上の責任は、運営理事会在に委託する。同理事会在は、毎年会合する。同理事会在は、別段の決定がされない限り、バンコックにおいて会合する。

第十二条 中央事務局

1 中央事務局は、執行理事会在が別段の決定をしない限りマニラにおいて職務を行う。

2 中央事務局は、局長、次長その他連合が必要とする職員で構成する。

3 中央事務局局長は、連合の会議に出席し、及び投票権なしで討議に参加する。

4 中央事務局は、連合の会議の開催される国の郵政庁と共同してその会議の事務局の事務を行うものとし、また、加盟国のための連絡、通報及び調査の機関となる。

5 大会議又は必要があるときは執行理事会在は、資格のある郵政職員のうちから中央事務局の局長及び次長を選出し、これらの者の任期を定める。

6 中央事務局の局長と次長とは、できる限り、異なる国の国民でなければならない。

7 中央事務局は、執行理事会在の監督を受けるものとし、同事務局の会計は、その所在国の権限のある当局が監査する。

第十三条 大会議への議案の提出

1 加盟国の郵政庁は、大会議に対し議案を提出する権利を有する。その議案は、大会議の開催の少なくとも三箇月前に中央事務局に到着しなければならない。もつとも、大会議の開催に先立つ三箇月の期間中に同事務局に到着する議案

も、大会議の裁量により、審議することが出来る。

2 中央事務局は、1の議案を刊行し、できる限り速やかに加盟国の郵政庁に配付する。

第十四条 連合の会議における決定

1 第一部の規定を改正するためには、加盟国の少なくとも三分の二の同意を必要とする。連合の会議における決定で第一部の規定の改正が含まれていないものは、出席しかつ投票する加盟国の過半数による議決で行う。

2 各国は、この条約の規定に従つて招集される連合の会議において、他の国に自国を代表させることが出来る。ただし、一の代表団は、自国のほか二以上の国を代表することができず、また、自国のほか二以上の国に代わつて投票することが出来ない。

第十五条 大会議の手続規則

各大会議は、その手続規則を定める。その手続規則が採択されるまでの間、審議に関する限り、前回の大会議の定めた手続規則の規定を適用する。

第十六条 連合の経費

1 各大会議は、中央事務局長の勧告を基礎として、連合の年次経費の最高限度額を定める。その年次経費は、すべての加盟国が分担する。

2 加盟国は、連合の経費の割当てのため、三の集團に区分される。万国郵便連合の経費を五十単位等級、二十五単位等級又は二十単位等級の連合員として分担する加盟国は五単位を分担し、その経費を十五単位等級、十単位等級又は五単位等級の連合員として分担する加盟国は三単位を分担し、その経費を三単位等級又は一単位等級の連合員として分担する加盟国は二単位を分担する。もつとも、加盟国は、一層多くの単位を分担することが出来る。

3 連合に加盟する国及び連合から脱退する国は、その加盟又は脱退が効力を生ずる年の全期間について連合の経費を分担する。

昭和五十一年五月二十一日 衆議院會議録第二十三号 アジア・オセアニア郵便条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

第十七条 万国郵便大会議における協力

1 加盟国は、万国郵便大会議において、審議される議案又は事項が加盟国に共通の利害関係のあるものである場合には、できる限り協力する。

2 すべての加盟国の郵政庁は、万国郵便大会議のために作成する各議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に中央事務局に通知する。それらの議案は、第五条の規定にかかわらず、フランス語で作成することができる。

3 加盟国は、各万国郵便大会議において討議される議案その他の重要事項について意見を交換し及び調整するため、当該万国郵便大会議に先立ち、適当な時期に適当な場所で開催する。

第十八条 郵政職員との交換

加盟国の郵政庁は、郵便業務の発展及び改善に関する研究を行わせるために郵政職員を交換し又は一方のみに派遣することについて取決めるを行うことが出来るものとし、それらの郵政職員に対しすべての必要な協力及び便宜を与える。

第十九条 仲裁

加盟国の郵政庁の間の紛争問題は、万国郵便連合一般規則に定める方法で解決する。

第二十条 施行規則

加盟国の郵政庁は、この条約の実施に必要な手続及び細目を合意により施行規則で定める。

第二十一条 通常郵便に関する規定

1 「通常郵便物」とは、書状、郵便葉書、印刷物、点字郵便物及び小形包装物をいう。

2 死滅しやうい若しくは変敗しやうい生物学上の材料又は放射性物質を含有する書状及び別配達郵便物の交換は、相互に又は一方のみにそれらを受領することについて郵政庁が同意する加盟国の間においてのみ行われる。

第二十二条 郵便料金

1 連合の郵政庁の間の郵便関係においては、平路面路によつて交換されるすべての通常郵便物に

つき内国郵便料金を適用する。ただし、

(a) 万国郵便条約に定める国際料金の額が内国料金よりも低い場合及び内国業務として行われていない業務の場合には、国際料金を適用するものとし、また、

(b) いずれの加盟国も、内国料金の代わりに、自国の国際業務において適用される最惠引下料金を適用し、又は自国の国際料金の額の七十五パーセントを超えない特別料金を適用することが出来る。

2 航空郵便物については、国際料金を適用する。ただし、いずれの加盟国も、国際料金よりも低い内国航空郵便物の料金よりも低くない額の料金を採用することが出来る。

第二十三条 無料送達

加盟国の間で交換する郵便物の陸路、河川路又は海路による送達については、原則として料金を徴収しない。ただし、加盟国は、無料送達を認めることができない場合には、料金を徴収することが出来る。その料金は、万国郵便条約によつて許され又は定められている料金よりも低い額のものとすることが出来る。

第二十四条 郵便業務上の通常郵便物に

1 中央事務局と次の者との間で交換される公用の通常郵便物については、郵便料金を免除する。

(a) 郵政庁

(b) 万国郵便連合の機関

(c) 他の限定連合

2 1の免除は、中央事務局が差し出す航空通常郵便物については、適用しない。

25 第五条 万国郵便連合の文書の適用

1 この条約の規定は、加盟国の間で交換される通常郵便物に関するすべての事項及び業務を規律する。

2 加盟国の間における通常郵便物の交換に関する事項でこの条約に定めのないものについては、万国郵便連合の文書の規定を適用する。

第三部 最終規定

第二十六条 この条約の批准

1 委任を受けた各加盟国の代表者は、今回の大会議の終了の際にこの条約に署名する。

2 この条約は、署名国ができる限り速やかに受諾し、承認し又は批准する。署名国の受諾書、承認書又は批准書は、外交上の経路を通じてフィリピン共和国政府に寄託するものとし、同政府は、その旨をすべての署名国に通告する。

3 この条約は、これを受諾し、承認し又は批准した国については、いずれかの署名国がその受諾、承認又は批准を行わないことによつて効力を書されることはない。

第二十七条 この条約の効力発生の日及び有効期間

この条約は、千九百七十七年五月一日に効力を生じ、次回の大会議の条約の効力発生の時まで効力を有する。

以上の証拠として、下名の代表者は、各自の政府から正当に委任を受けて、フィリピン共和国政府に寄託されるべきこの条約の本書一通に署名した。同政府は、その贈本一通を各加盟国に送付する。

千九百七十五年十一月二十七日にメルボルンで作成した。

オーストラリアのために
A. F. スブラット

R. J. ページ

J. L. ブラディ

K. W. ファーネル

W. K. ウォーターソン

M. ビーク

中華人民共和国のために
張慶瑞

インドのために
A. V. セシャナ

インドネシア共和国のために

ルスリ

R. スバジョ

日本国のために
宮川渉

大韓民国のために
姜有遠

朴忠愛

ニュージーランドのために
C. A. ハドソン

J. E. B. エヴァンス

フィリピン共和国のために
F. R. タナベ

ネストール・L. ゴンザレス

F. F. サロンガ

R. O. ルイス

タイのために
S. スカネート

C. トングマ

M. チャントラングコン

K. キュスヴァーン

アジア・オセアニア郵便条約の最終議定書
委任を受けた各加盟国の下名の代表者は、本日
付けで作成されたアジア・オセアニア郵便条約に
署名するに当たり、次のとおり協定した。

条約への加入
この条約に署名しなかつた加盟国は、いつでも
これに加入することが出来る。加入書は、外交上
の経路を通じてフィリピン共和国政府に送付する
ものとし、同政府は、その旨をすべての加盟国に
通告する。

以上の証拠として、委任を受けた各加盟国の代
表者は、規定が条約の本文中にある場合と同一の
効力及び同一の価値を有するこの議定書を作成
し、フィリピン共和国政府に寄託されるべき本書
一通に署名した。同政府は、その贈本一通を各加
盟国に送付する。

千九百七十五年十一月二十七日にメルボルンで作成した。

オーストラリアのために

A・F・スプラット

R・J・ベージ

J・L・ブラディ

K・W・フアーネル

W・K・ウォーターソン

M・ピーク

中華人民共和国のために

張慶瑞

インドのために

A・V・セシャナ

インドネシア共和国のために

ルスリ

R・スバジ

日本国のために

宮川渉

大韓民国のために

姜有遠

朴忠愛

ニュージーランドのために

C・A・ハドソン

フィリピン共和国のために

J・E・B・エヴァンス

F・R・タナベ

ネストール・L・ゴンザレス

F・F・サロンガ

R・O・ルイス

タイのために

S・スカネート

C・トングマ

M・チャントラングコン

K・キスヴァーン

アジアリオセアニア郵便条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する

報告書

一 本件の要旨及び目的

アジアリオセアニア郵便連合(以下「連合」という)は、万国郵便連合憲章が認めている地域の郵便連合の一つであつて、連合の基本文書であるアジアリオセアニア郵便条約(以下「条約」という)に基づいて、一九六一年に設立され、我が国は一九六八年に加盟している。

本条約は、一九七五年十一月にメルボルンで開催された連合の第三回大会議において、現行条約に代わるものとして作成され、同年十一月二十七日に我が国を含む九箇国がこれに署名した。

本条約は、加盟国間の郵便関係を拡大し、円滑にし及び改善すること並びに郵便業務に関する協力を増進することを目的とし、連合の構成、機関、経費、郵政職員の交換、通常郵便物の種類、郵便料金、無料継越し及び万国郵便連合の文書の適用等について規定している。

なお、この条約は、一九七七年五月一日に効力を生じ、次回の大会議の条約の効力発生時まで効力を有することになっている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、アジアリオセアニア地域内の郵便利用者の利便の増大及び我が国の国際郵便業務の円滑な運営のために有益であるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費としては、昭和五十一年度特別会計予算郵政省所管郵政事業特別会計の国際分担金の目中に、アジアリオセアニア郵便連合分担金として七十三万円が計上されている。右報告する。

昭和五十一年五月二十一日

外務委員長 鯨岡 兵輔

衆議院議長 前尾繁三郎殿

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十一年三月五日

内閣総理大臣 三木 武夫

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律
日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一号中「又は銀行」を「又は銀行等」に、及び外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)に規定する外国為替銀行を「外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)に規定する外国為替銀行その他政令で定める金融機関」に改め、

「第八号、第九号及び第三十九条第一項を除き、」を削り、同条第二号中「銀行」を「銀行等」に改め、同条第三号中「受入」を「受入れ」に改め、同条第四号中「銀行」を「銀行等」に改め、同条第五号中「行なり」を「行」に改め、同条第十号中「貸付」を「貸付け」に改め、同条第十一号中「銀行」を「銀行等」に改め、同条第十二号中「貸付」を「貸付け」に改め、

第十八条の二第二項及び第二項中「貸付」を「貸付け」に、「銀行」を「銀行等」に、「銀行」を「銀行等」に改める。

第十八条の三の見出し中「借入金」を「借入れ及び債券発行」に改め、同条第一項中「借入金の額」を「借入金の現在額及び第三十九条の二第二項の規定により発行する債券の元本に係る債務の現在の合計額」に、「四倍」を「十倍」に、「こえる」を「超える」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該債券については、発行済みのものの借換えのため必要があるときは、一時当該額を超えて発行することができる。

第十八条の三第二項中「貸付」を「貸付け」に、「前項の規定による借入金」を「前項本文の規定による借入れ及び債券発行」に、「こえる」を「超える」に改める。

第三十九条第一項中「借入金の利子」の下に、「第三十九条の二第二項又は第二項の規定により発行する債券の利子(その発行につき発行価格差減額があるときは、当該発行価格差減額を含む。)」を加え、「銀行の貸付利率」を「銀行等の貸付利率」に改める。

第二十三条の見出し中「銀行」を「銀行等」に改め、同条中「銀行」を「銀行等」に、「銀行の役員」を「銀行等の役員」に改める。

第二十六条第二項中「借入金の利子」の下に、「第三十九条の二第二項又は第二項の規定により発行する債券の利子」を加える。

第三十九条の見出し中「借入」を「借入れ」に改め、同条第一項中「借入」を「借入れ」に改め、「又は」の下に「大蔵大臣の認可を受けて」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(外貨債券の発行)
第三十九条の二 日本輸出入銀行は、第十八条に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、大蔵大臣の認可を受けて、外国通貨をもつて表示する債券(以下「外貨債券」という)を発行することができる。

2 前項に定めるもののほか、日本輸出入銀行は、外貨債券を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、外貨債券を発行することができる。

3 日本輸出入銀行は、大蔵大臣の認可を受けて、外貨債券の発行、償還、利子の支払その他の外貨債券に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。

4 前三項に定めるもののほか、外貨債券に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十条中「左の方法によるの外」を「次の方法による外」に改める。

日本輸出入銀行法の一部を改正する

法によるのほかに改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、外貨債券に関する事務の遂行上必要がある場合において、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第四十一条中「銀行に」を「銀行等に」に改める。

第四十六条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「承認」を「認可又は承認」に改め、同条第五号中「借入」を「借入れ若しくは外貨債券の発行」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同条第六号中「借入」を「借入れ」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 日本輸出入銀行

理由

日本輸出入銀行の業務の円滑な運営に資するため、借入金等の限度額を引き上げるとともに、外貨債券を発行することができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、日本輸出入銀行の業務の円滑な運営に資するため、借入金等の限度額を引き上げるとともに、外貨債券を発行することができることとする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 日本輸出入銀行の借入れ及び債券発行の限

度額を自己資本の十倍(現行は借入金限度額として四倍である)に引き上げることとする。

2 輸出金融、技術提供金融及び輸入金融について、日本輸出入銀行と協調融資を行う金融機関の範囲を拡大することとする。

3 日本輸出入銀行は、大蔵大臣の認可を受け外貨債券を発行することができるものとす

二 議案の可決理由

本案は、日本輸出入銀行が今後予想される資金需要に弾力的に対処し、その業務の円滑な運営に資するための措置として適切妥当なものであると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和五十一年五月二十一日

大蔵委員長 田中 六助

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一 政府は、日本輸出入銀行の業務運営について資金の効率的運用に一層配慮するとともに、その融資・保証状況を明らかにすべきである。

一 政府は、日本輸出入銀行の中小企業向け貸付けを拡大するとともに、その資金運用を積極的に図るべきである。

石油開採公団法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十一年三月十六日

内閣総理大臣 三木 武夫

石油開採公団法の一部を改正する法律案

石油開採公団法(昭和四十二年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第三号中「及び附則第九条の第三項」を、附則第九条の第三項及び附則第九条の第四項に改める。

附則第九条の三の次に次の一条を加える。

第九條の四 公団は、当分の間、第十九条第一項に規定する業務のほか、通商産業大臣の認可を受け、石油製品販売業に係る経営の規模の適正化その他の構造改善に関する事業(二以上の石油製品販売業者(石油製品の販売量が通商産業省令で定める数量以上である者に限る。)が営業の譲渡し及び譲受けその他の通商産業省令で定める方法により行うものに限る。)に必要な資金の出資及び貸付けを行うことができる。

2 第三十五条の規定は、前項の通商産業省令に準用する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

石油製品販売業の構造改善を促進するため、石油開採公団に、臨時の業務として石油製品販売業に係る構造改善事業の実施に要する資金の出資及び貸付けを行わせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 議案の要旨及び目的

本案は、石油製品販売業の構造改善を促進するため、石油開採公団に、臨時の業務として石油製品販売業に係る構造改善事業の実施に要する資金の出資及び貸付けを行わせようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

石油開採公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

1 石油製品販売業に係る構造改善に関する臨時業務の追加

石油開採公団は、当分の間、通商産業大臣の認可を受けて、石油製品販売業に係る経営の規模の適正化その他の構造改善に関する事業(二以上の石油製品販売業者(石油製品の販売量が通商産業省令で定める数量以上である者に限る。)が営業の譲渡し及び譲受けその他の通商産業省令で定める方法により行うものに限る。)に必要な資金の出資及び貸付けを行うことができる。

2 大蔵大臣との協議

通商産業大臣が大蔵大臣と協議しなければならぬ場合を定めた第三十五条の規定は、1の通商産業省令に準用する。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、石油製品販売業の構造改善を促進するための措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和五十一年五月二十一日

商工委員長 稻村佐近四郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

石油開採公団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、石油の安定供給の確保の重要性にかんがみ、石油開採公団が石油政策全般の中核推進機関として十分その機能を果たせるよう更に検討を進めるとともに、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 石油産業の構造改善については、石油製品の安定供給及び価格の可及的低廉化に資するよう計画的に推進するとともに、石油企業の自主性を十分尊重すること。

二 油槽所の共同化、交錯輸送の解消等の推進を

る。

2 建築物の敷地が前項の規定による建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する制限を受ける地域又は区域の二以上にわたる場合において、当該建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、同項の規定による当該各地域又は区域内の建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の限度にその敷地の当該地域又は区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。

第五十五条を次のように改める。

(第一種住居専用地域内における建築物の高さの限度)

第五十五条 第一種住居専用地域内においては、建築物の高さは、十メートルを超えてはならない。

第五十五条 第一種住居専用地域内においては、建築物の高さは、十メートルを超えてはならない。

2 前項の規定は、次の各号の一に該当する建築物については、適用しない。この場合において、第三号に掲げる建築物は、その高さが十二メートル以下のものでなければならない。

一 その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物であつて、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて特定行政庁が許可したもの

二 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて特定行政庁が許可したもの

三 その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物であつて、特定行政庁が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めるもの

3 第四十四条第二項の規定は、前項第一号又は第二号の規定による許可をする場合に準用する。

第五十六条第一項第三号中「又は第二種住居専用地域内」、「第一種住居専用地域内の建築物にあつては」及び「第二種住居専用地域内の建築物にあつては十メートルを」を削り、同条第三項及

び第四項を削り、同条第二項中「前項を」前二項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 建築物が前項の地域又は区域の二以上にわたる場合においては、同項第一号及び第二号中「建築物」とあるのは、「建築物の部分」とする。

(日影による中高層の建築物の高さの制限)

第五十六条の二 別表第三(四)欄の各項に掲げる地域又は区域にある同表(四)欄の当該各項に掲げる建築物は、冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時まで(道の区域内にあつては、午前九時から午後三時まで)の間において、それぞれ、同表(四)欄の各項に掲げる平均地盤面からの高さの水平面(同表(四)欄に掲げる地域又は区域外の部分及び当該建築物の敷地内の部分を除く)に、敷地境界線からの水平距離が五メートルを超え十メートル以内の範囲においては同表(四)欄の各項に掲げる時間以上、敷地境界線からの水平距離が十メートルを超える範囲においては同表(四)欄の各項に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。ただし、特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合においては、この限りでない。

2 同一の敷地内に二以上の建築物がある場合において、これらの建築物を一の建築物とみなして、前項の規定を適用する。

3 建築物の敷地が道路、川又は海その他これらに類するものに接する場合、建築物の敷地とこれに接する隣地との高低差が著しい場合その他これらに類する特別の事情がある場合における第一項本文の規定の適用の緩和に関する措置は、政令で定める。

4 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地利用の状況により必要と認める場合においては、政令で定めるところにより、条例で、別表第三(四)欄及び(四)欄に掲げる時間に代えて、これと異なる時間を定めることができる。

5 別表第三(四)欄に掲げる地域又は区域外にある高さが十メートルを超える建築物で、冬至日において、これらの地域又は区域外の土地に日影を生じさせるものは、当該地域又は区域外にある建築物とみなして、第一項の規定を適用する。

6 建築物が別表第三(四)欄の各項に掲げる地域若しくは区域の外にわたる場合又は建築物が、冬至日において、これらの地域若しくは区域の土地に日影を生じさせる場合における第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第五十七条第一項中「前二条」を「前三条」に改め、同条第二項中「前条第一項第一号」を「第五十六条第一項第一号」に改める。

第五十九条の次に次の一項を加える。

(敷地内に広い空地を有する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の特例)

第五十九条の二 その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建築面積の敷地面積に対する割合、延べ面積の敷地面積に対する割合及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの延べ面積の敷地面積に対する割合又は各部分の高さは、その許可の範囲内において、第五十二条第一項及び第二項、第五十五条第一項又は第五十六条の規定による限度を超えるものとすることができる。

2 第四十四条第二項の規定は、前項の規定による許可をする場合に準用する。

第六十条第三項中「前八条」を「第五十二条から第六十条まで」に改める。

所有を目的とする地上権者及び賃借権者(以下「土地の所有権者等」と総称する。)が当該権利の目的となつて、土地の所有権者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかでないものを除く。以下「借地権」という。)を有する者(以下「土地の所有権者等」と総称する。)が当該「を協定する」を「についての協定(以下「建築協定」という)を締結する」に改める。

第七十条第一項中「建築物に関する協定(以下「建築協定」という)をしようとする者は、その全員の合意によつて」を「建築協定を締結しようとする土地の所有権者等は」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の建築協定書については、土地の所有権者等の全員の合意がなければならない。ただし、当該建築協定区域内に借地権の目的となつて、土地がある場合においては、当該借地権の目的となつて、土地の所有権者以外の土地の所有権者等の全員の合意があれば足りる。

第七十一条中「前条」を「前条第一項又は第三項」に改める。

第七十四条第一項中「土地の所有権者等」を「土地の所有権者等に改め、その全員の合意をもつて」を削り、同条の次に次の一項を加える。

第七十四条の二 建築協定区域内の土地で当該建築協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権が消滅した場合においては、その借地権の目的となつていた土地は、当該建築協定区域から除かれるものとする。

2 前項の場合においては、当該借地権を有していた者は、遅滞なく、その旨を特定行政庁に届け出なければならない。

3 特定行政庁は、前項の規定による届出があつた場合その他第一項の規定により同項に規定する土地が当該建築協定区域から除かれたことを

知つた場合においては、遅滞なく、その旨を公告しなければならぬ。

第七十五条中「前条第二項」を「第七十四条第二項」に改め、「認可の公告」の下に「次条において「建築協定の認可等の公告」という。」を加え、「土地の所有者等となつた者」を「土地の所有者等となつた者（当該建築協定について第七十条第二項又はこれを準用する第七十四条第二項の規定による合意をなかつた者の有する土地の所有権を承継した者を除く。）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（建築協定の認可等の公告のあつた日以後建築協定に加わる手続等）

第七十五条の二 建築協定区域内の土地の所有者で当該建築協定の効力が及ばないものは、建築協定の認可等の公告のあつた日以後いつても、特定行政庁に対して書面での意思を表示することによつて、当該建築協定に加わることができる。

2 第七十三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による意思の表示があつた場合に準用する。

3 建築協定は、第一項の規定により当該建築協定に加つた者がその時において所有していた当該建築協定区域内の土地について、前項において準用する第七十三条第二項の規定による公告のあつた日以後において土地の所有者等となつた者（前条の規定の適用がある者を除く。）に對しても、その効力があつたものとする。

第七十六条第一項中「土地の所有者等」を「土地の所有者等（当該建築協定の効力が及ばない者を除く。）」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（土地の共有者等の取扱）

第七十六条の二 土地の共有者又は共同借地権者は、第七十条第二項（第七十四条第二項において準用する場合を含む。）、第七十五条の二第一項及び前条第一項の規定の適用については、合せて一の所有者又は借地権者とみなす。

（建築協定の設定の特則）

第七十六条の三 第六十九条の条例で定める区域内における土地で、一の所有者以外に土地の所有者等が存しないものの所有者は、当該土地の区域を建築協定区域とする建築協定を定めることができる。

2 前項の規定による建築協定を定めようとする者は、建築協定区域、建築物に関する基準、協定の有効期間及び協定違反があつた場合の措置を定めた建築協定書を作成し、これを特定行政庁に提出して、その認可を受けなければならない。

3 第七十条第三項及び第七十一条から第七十三条までの規定は、前項の認可を受けた建築協定は、認可の日から起算して一年以内において当該建築協定区域内の土地に二以上の土地の所有者等が存することとなつた時から、第七十三条第二項の規定による認可の公告のあつた建築協定と同一の効力を有する建築協定となる。

5 第七十四条及び第七十六条の規定は、前項の規定により第七十三条第二項の規定による認可の公告のあつた建築協定と同一の効力を有する建築協定となつた建築協定の変更又は廃止について準用する。

第七十七条中「土地所有者等」を「土地の所有者等」に改める。

第八十五条第二項中「第七条」を「から第七条の二まで」に、「こゝを」を「超える」に改める。

第八十六条第一項中「第五十二条第一項から第三項まで」を「第五十二条第一項から第四項まで」に、「第五十六条第一項から第三項まで」を「第五十六条第一項から第三項まで」に、「第五十九条第一項」を「第五十九条の二第一項」を加える。

第八十六条の二の見出しを削り、同条中「第五十二条第一項」を「第五十二条第一項若しくは第二

項」に改め、同条を第八十六条の三とし、第八十六条の次に次の一条を加える。

（既存の建築物に対する制限の特例）

第八十六条の二 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物で次の各号の一に該当するもの（第一号から第三号までに掲げる用途（以下この条において「特定用途」という。）に供する階（特定用途に供する床面積の合計が百平方メートル以下である階を除く。以下この条において「特定階」という。）が地階のみにある建築物にあつては、最下階から直接地上へ通する出入口のある階までの部分に限る。）については、第三条第二項の規定にかかわらず、避難施設、非常用の照明装置、非常用の進入口又は防火区画に関するこの法律及びこれに基づく命令の規定（政令で定めるものを除く。）並びにこれらの規定に係る第四十条の規定に基づく条例の規定で定めるもの（特定階以外の階については、特定階における防火又は特定階からの避難上必要な避難施設、非常用の照明装置、非常用の進入口又は防火区画に関する規定に限る。）の適用があるものとする。

一 百貨店、マーケットその他別表第一（欄四）に掲げる用途で政令で定めるものに供する特殊建築物で三階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの

二 病院その他別表第一（欄二）に掲げる用途で政令で定めるものに供する特殊建築物で五階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの（前号に掲げるものを除く。）

三 ホテル、旅館、劇場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブその他別表第一（欄一）に掲げる用途又は四項に掲げる用途で政令で定めるものに供する特殊建築物で五階以上の階又は

は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートルを超えるもの（前二号に掲げるものを除く。）

四 前三号に掲げる用途に供する特殊建築物で五階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートルを超えるもの（前三号に掲げるものを除く。）

五 地下の工作物内に設ける建築物で居室の床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの

2 前項の場合において、建築物の敷地、構造、設備又は用途に関する特別の事情があるときは、同項の法令の規定にかかわらず、建設大臣がこれらの規定によるものと同等以上の効力があると認める構造方法を用いることができる。

3 第一項の規定により同項の建築物に適用される命令若しくは条例を制定し、若しくは改廃する場合又は同項の規定に基づく政令を改廃する場合においては、それぞれ、その法令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第八十七条第一項中「場合」の下に「（当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものである場合を除く。）」を加える。

第八十七条の二を、「第九十条」の下に「から第九十条の三まで」を加える。

第八十八条第一項中（第四項を除く。）を削り、第七条の二を、「第九十条」の下に「から第九十条の三まで」を加える。

「第七十四条第四項」を「第七条の二」に改め、同条第二項中「第八十六条の二」を「第八十六条の三」に改める。

第九十条の次に次の二条を加える。

（工事中の特殊建築物等に対する措置）

昭和五十一年五月二十一日 衆議院會議録第二十三号 建築基準法の一部を改正する法律案及び同報告書

八三六

ると認める場合においては、当該建築物の建築主又は所有者、管理者若しくは占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の使用禁止、使用制限その他安全上、防火上又は避難上必要な措置を採ることを命ずることができる。

2 第九條第二項から第九項まで及び第十一項から第十四項までの規定は、前項の場合に準用する。

(工事中における安全上の措置等に関する計画の届出)

第九十條の三 第八十六條の二第一項各号の一に該当する建築物の新築の工事又はこれらの建築物に係る避難施設等に関する工事の施工中において当該建築物を使用し、又は使用させる場合においては、当該建築主は、建設省令で定めるところにより、あらかじめ、当該工事の施工中における当該建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して特定行政庁に届け出なければならない。

第九十一條「法律の規定」の下に(第五十二條から第五十六條の二までの規定を除く。以下この条において同じ。)」を、「受ける区域」の下に(第二十二條第一項の市街地の区域を除く。以下この条において同じ。)」を加え、「以下本条において同様とする」を以下この条において同じに、「この法律又はこれに基く命令」を「この法律の規定又はこの法律に基づく命令」に改める。

別表第三 日影による中高層の建築物の制限

(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)
地域又は区域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	日影時間	日影時間
第一種住居専用地域	軒の高さが七メートルを超える建築物又は地階を除く階数が三以上の建築物	一・五メートル	四時間(道の区域内にあつては、三時間)	二・五時間(道の区域内にあつては、二時間)

第九十九條第一項第二号中「又は第九十條第一項を」と、第七條の二第二項(第八十七條の二第一項又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。又は第九十條第一項)に改め、同項第三号中「又は第九十一條第一項を」と、第十一條第一項に、「の規定による」を「又は第九十條の二第二項の規定による」に改め、同項第五号中「第二十三條」の下に、「第二十四條、第二十五條」を加え、「第五十二條第一項、第五十三條第一項」を「第五十二條第一項若しくは第二項、第五十六條第一項」の下に、「第五十六條の二第一項」を加える。

第百條第二号中「第七條第四項又は及び」これらの規定を削る。

別表第一(イ)欄中「病院」の下に、「診療所(患者の収容施設があるものに限る。)」を加え、同表(ロ)欄中「病院」の下に「及び診療所」を加える。

別表第二(イ)項に次の二号を加える。

八 三階以上の部分を(イ)項に掲げる建築物以外

九 (イ)項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの(政令で定めるものを除く。)

別表第二の次に次の一表を加える。

(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)
第二種住居専用地域	高さが増える建築物	四メートル	四時間(道の区域内にあつては、三時間)	二・五時間(道の区域内にあつては、二時間)
住居地域又は近隣商業地域若しくは準工業地域のうち特定行政庁が都市計画地方審議会の議を経て指定する区域	高さが増える建築物	四メートル	五時間(道の区域内にあつては、四時間)	三時間(道の区域内にあつては、二・五時間)

この表において、平均地盤面からの高さとは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいうものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、改正後の建築基準法(以下「新法」という。第八十六條の二第一項の規定は、施行の日から起算して三年(同項第二号に掲げる建築物及び同項第三号に掲げる建築物で、同号に規定する階における同項第一号から第三号までに掲げる用途に供する部分のうち、ホテル又は旅館に供する部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え、その他の部分の床面積の合計が二千平方メートル以内であるものについては、五年)を経過する日までの間は、適用しない。

2 (処分、手続等に関する経過措置)
この法律の施行前に改正前の建築基準法の規定によりされた承認、許可、申請等の処分又は手続は、それぞれ新法の相当規定によりされた処分又は手続とみなす。

3 (罰則に関する経過措置)
この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 (都市計画法の一部改正)
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八條第二項第二号イ中「第三号を、第四号」に改め、同号ハ中「工業専用地域」を「第二種住居専用地域又は工業専用地域」に改める。

(第二種住居専用地域内の建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する経過措置)
5 この法律の施行の際現に存する第二種住居専用地域については、当該第二種住居専用地域内の建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、十分の六と定められているものとみなす。(資金のあつせん等)

6 国及び地方公共団体は、新法第八十六條の二第一項の規定により新法第三條第二項の規定の適用を受けないこととなる建築物について建築主が附則第一項ただし書に規定する期間内に新法第八十六條の二第一項の規定により当該建築物に適用される法令の規定に適合させるために行う建築物に関する工事について、必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

理 由

建築物に関する防災対策を推進するため、既存の特定の特殊建築物等について防火避難施設の整備を義務付け、及び工事中の建築物の使用制限を強化するとともに、都市における環境の整備保全と土地の合理的な利用を図るため、新たに住宅地における日照の確保のための建築物による日影に関する基準を設け、第二種住居専用地域内における用途規制等を強化し、及び建築協定に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

建築基準法の一部を改正する法律案（内閣提出、第七十二回国会閣法第七五号）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、建築物に関する防災対策を推進するため、既存の特定の特殊建築物等に対する防火避難施設の整備を義務付け、及び工事中の建築物の使用制限を強化するとともに、都市における環境の整備保全と土地の合理的利用を図るため、建築物による日影に関する基準を設け、及び第二種住居専用地域内の用途規制を強化する等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 建築物に関する防災対策の推進

1 既存の百貨店等に対する防火避難施設整備の義務付け

(1) 既存の百貨店、ホテル、病院、キャバレー等の特殊建築物及びこれらの複合用途建築物並びに地下街で一定規模以上のものについては、防火避難施設に関する規定を、政令で定めるものを除き、適及適用するものとする。この場合において、敷地、構造等に関する特別の事情があるときは、建設大臣が同等以上の効力があると認める構造方法を用いることができるものとする。

(2) (1)の規定の適用に関しては、三年（病院、ホテル等は五年）の暫予期間を設けるものとし、国及び地方公共団体は、建築主が暫予期間内に防火避難施設に関する工事を行う場合に、必要な資金のあつせん、技術的な助言等の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 工事期間中における使用制限の強化

特殊建築物の増築、大規模の修繕、模様替等の工事で避難施設等に関する工事をする場合において、新築の場合と同様、原則として、工事期間中は当該建築物を使用してはならないものとする。ただし、特定行政庁が、安全上、防火上又は避難上支障がないと認めて、承認したときは、仮に使用することができるとする。

なお、特定行政庁は、工事期間中支障ないものとして使用されている特殊建築物等であっても、個別な特殊の事情により、安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認めるときは、当該建築物の使用の禁止等の措置を採ることができるとする。

3 建築確認を要する特殊建築物の範囲の拡大

建築等について確認を要する特殊建築物の範囲を拡大し、現行の百貨店、ホテル、病院、学校、劇場等のほか、新たに、キャバレー、ナイトクラブ、遊技場等を加えるものとする。

二 都市における環境の整備保全と土地の合理的利用の推進

1 住居系用途地域内の中高層建築物の日影の制限

(1) 第一種住居専用地域、第二種住居専用地域、住居地域等住居系用途地域内の中高層の建築物については、冬至の日において、その敷地外一定距離以上の部分に一定時間以上日影が生じないよう制限を行うものとする。

(2) 地方公共団体は、その地方の気候、風土の特殊性又は土地の利用状況により必要と認める場合においては、条例で、政令で定める範囲内で、(1)の日影時間を強化又は緩和することができるとする。

2 第二種住居専用地域内の用途規制の強化等

第二種住居専用地域内で建築してはならない建築物として、専用の店舗、事務所等第一種住居専用地域で建築することができない用途が三階以上の部分にある建築物及びこれらの用途の大規模な建築物を加えるとともに、同地域内の建築物の容積率及び建ぺい率の限度を強化するほか、住居系用途地域内の建築物の前面道路の幅員による容積率の制限を強化するものとする。

3 建築協定制度の改善

宅地開発が行われた土地等においては、土地の所有者は、一人で、当該土地の区域を建築協定区域とする建築協定を定めることができるものとする。また、建築協定の締結の促進を図るための規定を整備するものとする。

4 敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例

整地内に相当規模の空地を有し、かつ、その敷地面積が一定規模以上である建築物で、市街地の環境の整備改善に資するものの建築を促進するため、容積率の緩和等に関する規定を整備するとともに、第一種住居専用地域内においては、特定行政庁が住居の環境を害するおそれがないと認めた相当規模の空地等を有する建築物について、十二メートルまで高さの制限を緩和するものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、建築物の高層化及びその用途の複合化に伴う防災対策の推進及び都市環境の整備保全と土地の合理的な利用を図るための措置として必要と認めるが、既存の特殊建築物等に対し適及適用する防火避難施設の規定及び中高層建築物の日影制限の規定等に関し、修正する必要があると議決した次第である。

なお、本案に対しては別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和五十一年五月二十一日

建設委員長 渡辺 栄一
衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

建築基準法の一部を改正する法律
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「又は防火地域」を「若しくは防火地域」に、「決定又は変更」を「決定若しくは変更又は第五十二条第一項の区域の指定若しくはその取消し」に、「第五十二条第一項、第五十三条第一項若しくは第二項」を「第五十二条第一項若しくは第二項、第五十三条第一項から第三項まで」に改め、「第五十六条第一項」の下に「第五十六条の二第一項」を加える。

第六条第一項中「基く」を「基づく」に改め、同項第一号中「学校、病院、診療所、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、百貨店、マーケット、公衆浴場、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎又は自動車庫」を「別表第一に掲げる」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第二号及び第三号中「こえる」を「超える」に改め、同項第四号中「除く外」を「除くほか」に、「聞いて」を「聴いて」に改める。

第七条の見出しを「(建築物に関する検査)」に改

め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条の次に次の一条を加える。

(検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限)

第七條の二 第六條第一項第一号から第三号までの建築物を新築する場合又はこれらの建築物(共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。)の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事、廊下、階段、出入口その他の避難施設、消火栓、スプリンクラーその他の消火設備、排煙設備、非常用の照明装置、非常用の昇降機若しくは防火区画で政令で定めるものに関する工事(政令で定める軽易な工事を除く。以下この項、第十八條第八項及び第九十條の三において「避難施設等に関する工事」という。)を含むものをする場合においては、当該建築物の建築主は、前条第三項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に係る建築物又は当該避難施設等に関する工事に係る建築物若しくは建築物の部分を使用し、又は使用させてはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。

一 特定行政庁(前条第二項の規定による届出があつた後においては、建築主事)が、安全上、防火上又は避難上支障がないと認めて仮使用の承認をしたとき。

二 前条第一項の規定による届出をした日から七日を経過したとき。

2 前項第一号の仮使用の承認の申請の手續に關し必要な事項は、建設省令で定める。

第九條の三第二項中「登録」を「許可」に改める。

第十二條第四項中「若しくは前条第一項」を「前条第一項若しくは第九十條の二第一項」に改める。

第十八條第一項中「第七條及び第九條から第

十條まで」を「から第七條の二まで、第九條から第十條まで及び第九十條の二」に改め、同条第八項を次のように改める。

8 第六條第一項第一号から第三号までの建築物を新築する場合又はこれらの建築物(共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。)の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事、避難施設等に関する工事を包含するものをする場合においては、前項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に係る建築物又は当該避難施設等に関する工事に係る建築物若しくは建築物の部分を使用し、又は使用させてはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。

一 特定行政庁(第五項の規定による通知があつた後においては、建築主事)が、安全上、防火上又は避難上支障がないと認めて仮使用の承認をしたとき。

二 第五項の規定による通知をした日から七日を経過したとき。

第十八條第九項中「又は第十條第一項」を「第十條第一項又は第九十條の二第一項」に、「措置をとる」を「措置を採る」に改める。

第二十四條の次に次の一条を加える。

(建築物が第二十二條第一項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置)

第二十四條の二 建築物が第二十二條第一項の市街地の区域の内外にわたる場合には、その全部について同項の市街地の区域内の建築物に關する規定を適用する。

第二十七條第二項第一号中「病院」の下に「及び診療所」を加え、同項第二号中「別表第二(四)項第八号」を「別表第二(四)項第六号」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第五十二條第一項中「が十二メートル」を「の幅

員が十二メートル」に改め、「数値に」の下に「第一種住居専用地域、第二種住居専用地域若しくは住居地域又は特定行政庁が都市計画地方審議会の議を経て指定する区域内にある建築物にあつては十分の四を、その他の建築物にあつてはを加え、同項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「第二種住居専用地域」を削り、同条を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第二種住居専用地域内の建築物 十分の十、十分の十五、十分の二十又は十分の三十のうち当該地域に關する都市計画において定められたもの

第五十二條第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同項」を「これら」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第三号を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項」を「前二項」に、「同項中」を「敷地面積」とあるのは、「敷地のうち計画道路(第四十二條第一項第四号に該当するものを除く。)に係る部分を除いた部分の面積」とを「は、当該敷地のうち計画道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものと」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 建築物の敷地が前項の規定による建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に關する制限を受ける地域又は区域の二以上にわたる場合においては、当該建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、同項の規定による当該各地域又は区域内の建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の限度にその敷地の当該地域又は区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。

第五十三條第一項中「こえて」を「超えて」に改め、同項第一号中「第一種住居専用地域」の下に「第二種住居専用地域」を加え、同項第二号中「第二種住居専用地域」を削り、同条第四項中

「第二種住居専用地域」を削り、同条第四項中

「第二種住居専用地域」を削り、同条第四項中

「第二種住居専用地域」を削り、同条第四項中

「第二種住居専用地域」を削り、同条第四項中

「第二種住居専用地域」を削り、同条第四項中

「第二種住居専用地域」を削り、同条第四項中

「第二種住居専用地域」を削り、同条第四項中

「第二種住居専用地域」を削り、同条第四項中

「第二種住居専用地域」を削り、同条第四項中

「第二種住居専用地域」を削り、同条第四項中

「第二種住居専用地域」を削り、同条第四項中

「第二項」を「第三項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項各号に掲げる数値に十分の一」を「第一項各号に掲げる数値に十分の一」に改め、同項第二号中「かど」を「角」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 建築物の敷地が前項の規定による建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に關する制限を受ける地域又は区域の二以上にわたる場合においては、当該建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、同項の規定による当該各地域又は区域内の建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の限度にその敷地の当該地域又は区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。

第五十五條を次のように改める。

(第一種住居専用地域内における建築物の高さの限度)

第五十五條 第一種住居専用地域内においては、建築物の高さは、十メートルを超えてはならない。

2 前項の規定は、次の各号の一に該当する建築物については、適用しない。この場合において、第三号に掲げる建築物は、その高さが十二メートル以下のものでなければならない。

一 その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物であつて、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて特定行政庁が許可したもの

二 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて特定行政庁が許可したもの

三 その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物であつて、特定行政庁が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがな

いと認めるもの

3 第四十四条第二項の規定は、前項第一号又は第二号の規定による許可をする場合に準用する。

第五十六条第一項第三号中「又は第二種住居専用区域の下に、**第一種住居専用区域内の建築物に**あつては及び、**第二種住居専用区域内の建築物に規定する(一)又は(二)の号が指定されているものを除く。**」をこつては十メートルを割り、同条第三頁及び加へる。」

第四項を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 建築物が前項の地域又は区域の二以上にわたる場合においては、同項^{各号}第一号及び第二号中「建築物」とあるのは、「建築物の部分」とする。

第五十六条の次に次の一条を加える。

(日影による中高層の建築物の高さの制限)

第五十六条の二 別表第三の欄の各項に掲げる地の全部又は一部で地方公共団体の条例で指定する区域（以下は「区域」という。）内にある区域（以下は「区域」という。）の当該各項に掲げる建築物は、冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時まで（道の区域内にあつては、午前九時から午後三時まで）の間において、それぞれ、同表の欄の各項に掲げる平均地盤面からの

高さの水平面（対表欄に掲げる地域又は区域外の部分及び当該建築物の敷地内の部分を除く）に、敷地境界線からの水平距離が五メートルを超え十メートル以内の範囲においては同表

に) 欄の各項に掲げる時間以上、敷地境界線から(イ)又は(ロ)の号のうへから地方公共団体がその地方の気候及び風土の水平距離から十メートルを超えざる範囲において土壌利用の状況等を勘案して条例で指定する節は同表(イ)欄の各項に掲げる時間以上日影となる節

部分を生じさせることのないものとしなければならぬ。ただし、特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと

認めて建築審査会の同意を得て許可した場合において、この限りでない。

2 同一の敷地内に二以上の建築物がある場合において、これらの建築物を一の建築物とみなして、前項の規定を適用する。

3 建築物の敷地が道路、川又は海その他これらに類するものに接する場合、建築物の敷地とこれに接する隣地との高低差が著しい場合その他これらに類する特別の事情がある場合における第一項本文の規定の適用の緩和に関する措置は、政令で定める。

4 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地利用の状況により必要と認める場合においては、政令で定めるところによる。

り、条例で、別表第三(イ)欄及び(ロ)欄に掲げる時間に代えて、これと異なる時間を定めることができる。

4 対象
別表第三欄に掲げる地域又は区域外にある
高さが十メートルを超える建築物で、冬至日に
対象
おいて、これらの地域又は区域内の土地に日影

を生じさせるものは、当該^{対象}地域又は区域内にある建築物とみなして、第一項の規定を適用する。

165 第一項の規定による日影時間の制限の異なる建築物が別表第三の欄の各項に掲げる地域若しくは区域の内外にわたる場合又は建築物が、

冬至日において、これらの地域若しくは区域のうちに当該建築物がある地域若しくは区域外の土

地に日影を生じさせる場合における第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十七條第一項中「前二條」を「前三條」に改

め、同条第二項中「前条第一項第一号」を「第五
六条第一項第一号」に改める。

(敷地内に広い空地を有する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合等の特例)

第五十九条の二 その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物で、特定行政庁が交通上、安全

上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建築面積の敷地面積に対する割合、延べ面積の敷地面積に対する割合及び各部分の高さについて、合理的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの延べ面積の敷地面積に対する割合又は各部分の高さが、その許可の範囲内において、第五十

二条第一項及び第二項、第五十五条第一項又は第五十六条の規定による限度を超えるものとすることが出来る。

2 第四十四条第二項の規定は、前項の規定による許可をする場合に準用する。

第六十条第三項中「前八条」を「第五十二条から

第六十九条中「土地の所有権者並びに建築物の所有を目的とする地上権者及び賃借権者（以下「土地の所有権者等」と総称する。）が当該権利の目的

となつてゐる」を「土地の所有者及び建築物の所有者を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下「土地」

地の所有者等」と総称する。）が当該に、「を協定する」を「についての協定（以下「建築協定」という。）を締結する」に改める。

第七十条第一項中「建築物に関する協定（以下「建築協定」という。）をしようとする者は、その全員の合意によつてこれを建築協定を締結しようとする

る土地の所有者等は」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同法第三十一條の二第二項を「前項」とする。

2 前項の建築協定書については、土地の所有者等の全員の合意がなければならない。ただし、当該建築協定が成立した時地権者の目的となつて同条第一項の次に次の一項を加える。

る土地がある場合においては、当該借地権の目的となつてゐる土地の所有者以外の土地の所有者

者等の全員の合意がなければ足りる。
第七十一条中「前条」を「前条第一項又は第三項」に改める。

第七十四条第一項中「土地の所有者等」を「土地の所有者等」に改め、「その全員の合意をもつて」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第七十四条の二 建築協定区域内の土地で当該建築協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権が消滅した場合においては、その借地権の目的となつた土地

2 前項の場合においては、当該借地権を有しては、当該建築協定区域から除かれるものとす
る。

3 特定行政庁は、前項の規定による届出があつた者は、遅滞なく、その旨を特定行政庁に届け出なければならない。

た場合その他第一項の規定により同項に規定する土地が当該建築協定区域から除かれたことを知つた場合においては、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

第七十五条中「前条第二項」を「第七十四条第二項」に改め、「認可の公告」の下に「（次条において「建築協定の認可等の公告」という。）を加え、「土地の所有者等」となつた者を「土地の所有者等」と

なつた者（当該建築協定について第七十条第二項又はこれを準用する第七十四条第二項の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所有権を有する

「**継した者を除く。**」に改め、同条の次に次の一を
を加える。

協定に加わる手続等)
第七十五条の二 建築協定区域内の土地の所有者が当該建築協定の効力が及ぶもの、又は、建

協定の認可等の公告のあつた日以後いつでも、当該建築協定の効力を失ふこととなる。また、当該建築協定の効力を失ふこととなる。また、当該建築協定の効力を失ふこととなる。

昭和五十一年五月二十一日 衆議院會議録第二十三号 建築基準法の一部を改正する法律案及び同報告書

八四〇

きる。

2 第七十三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による意思の表示があつた場合に準用する。

3 建築協定は、第一項の規定により当該建築協定に加つた者がその時において所有していた当該建築協定区域内の土地について、前項において準用する第七十三条第二項の規定による公告のあつた日以後において土地の所有者等となつた者（前条の規定の適用がある者を除く。）に對しても、その効力があるものとする。

第七十六条第一項中「土地の所有者等」を「土地の所有者等（当該建築協定の効力が及ばない者を除く。）」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（土地の共有者等の取扱い）
第七十六条の二 土地の共有者又は共同借地権者は、第七十条第二項（第七十四条第二項において準用する場合を含む。）、第七十五条の二第一項及び前条第一項の規定の適用については、合せて一の所有者又は借地権者とみなす。

（建築協定の設定の特例）

第七十六条の三 第六十九条の条例で定める区域内における土地で、一の所有者以外に土地の所有者等が存しないものの所有者は、当該土地の区域を建築協定区域とする建築協定を定めることができる。

2 前項の規定による建築協定を定めようとする者は、建築協定区域、建築物に関する基準、協定の有効期間及び協定違反があつた場合の措置を定めた建築協定書を作成し、これを特定行政庁に提出して、その認可を受けなければならない。

3 第七十条第三項及び第七十一条から第七十三条までの規定は、前項の認可の手續に準用する。

4 第二項の規定による認可を受けた建築協定は、認可の日から起算して一年以内において当該建築協定区域内の土地に二以上の土地の所有

者等が存することとなつた時から、第七十三条第二項の規定による認可の公告のあつた建築協定と同一の効力を有する建築協定となる。

5 第七十四条及び第七十六条の規定は、前項の規定により第七十三条第二項の規定による認可の公告のあつた建築協定と同一の効力を有する建築協定となつた建築協定の変更又は廃止について準用する。

第七十七条中「土地所有者等」を「土地の所有者等」に改める。

第八十五条第二項中「第七条」を「から第七条の二まで」に、「こえる」を「超える」に改める。

第八十六条第一項中「第五十二条第一項から第三項まで」を「第五十二条第一項から第三項まで」に、「第五十六条第一項から第三項まで」を「第五十五条第二項第三号、第五十六条第一項若しくは第三項、第五十六条の二第一項から第三項まで」に改め、「第五十九条第一項」の下に「第五十九条の二第一項」を加える。

第八十六条の二の見出しを削り、同条中「第五十二条第一項」を「第五十二条第一項若しくは第二項（第五十九条第一項の下に「建築物の建築面積の二」に改め、同条を第八十六条の三とし、第八十六条の次に次の一条を加える。）」に改める。

（既存の建築物に対する制限の特例）
第八十六条の二 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物で次の各号の一に該当するもの（第一号から第三号までに掲げる用途（以下この条において「特定用途」という。）に供する階（特定用途に供する床面積の合計が百平方メートル以下である階を除く。以下この条において「特定階」という。）が地階のみにある建築物にあつては、最下階から直接地上へ通ずる出入口のある階までの部分に限る。）については、第三条

第二項の規定にかかわらず、避難施設、非常用の照明装置、非常用の進入口又は防火区画に関するこの法律及びこれに基づく命令の規定（政令で定めるものを除く。）並びにこれらの規定に係る第四十条の規定に基づく条例の規定で条例で定めるもの（特定階以外の階については、特定階における防火又は特定階からの避難上必要な避難施設、非常用の照明装置、非常用の進入口又は防火区画に関する規定に限る。）の適用があるものとする。

一 百貨店、マーケットその他別表第一の欄四項に掲げる用途で政令で定めるものに供する特殊建築物で三階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの

二 病院その他別表第一の欄（二）項に掲げる用途で政令で定めるものに供する特殊建築物で五階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの（前号に掲げるものを除く。）

三 ホテル、旅館、劇場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブその他別表第一の欄（一）項、（二）項又は（四）項に掲げる用途で政令で定めるものに供する特殊建築物で五階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートルを超えるもの（前二号に掲げるものを除く。）

四 前三号に掲げる用途に供する特殊建築物で五階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートルを超えるもの（前三号に掲げるものを除く。）

五 地下の工作物内に設ける建築物で居室の床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの

12 前項の場合において、建築物の敷地、構造、設備又は用途に関する特別の事情があるときは、同項の法令の規定にかかわらず、建設大臣がこれらの規定によるものと同等以上の効力があると認める構造方法を用いることができる。

13 第一項の規定により同項の建築物に適用される命令若しくは条例を制定し、若しくは改廃する場合又は同項の規定に基づく政令を改廃する場合においては、それぞれ、その法令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第八十七条第一項中「場合の下に（当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものであるを除く。）」を加える。

第八十七条の二第二項中「第七条の下に」第七條の二を、「第九十条の下に」から第九十条の三までを加える。

第八十八条第一項中（第四項を除く。）を削り、「第七條第四項」を「第七條の二」に改め、同条第二項中「第八十六条の二」を「第八十六条の三」に改める。

第九十条の次に次の二条を加える。
（工事中の特殊建築物等に対する措置）
第九十条の二 特定行政庁は、第九条又は第十条の規定による場合のほか、建築、修繕若しくは模様替又は除却の工事中の使用されている第六條第一項第一号から第三号までの建築物が、安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合においては、当該建築物の建築主又は所有者、管理者若しくは占有者に対し、相当の暫予期限を付けて、当該建築物の使用禁止、使用制限その他安全上、防火上又は避難上必要な措置を採ることを命ずることができる。

2 第九條第二項から第九項まで及び第十一項か

昭和五十一年五月二十一日 衆議院會議録第二十三号 建築基準法の一部を改正する法律案及び同報告書

施行の日から起算して三年(同項第二号に掲げる建築物及び同項第三号に掲げる建築物で、同号に規定する階における同項第一号から第三号までに掲げる用途に供する部分のうち、ホテル又は旅館に供する部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え、その他の部分の床面積の合計が二千平方メートル以内であるものについては、五年)を経過する日までの間は、適用しない。

2 (処分、手続等に関する経過措置)

この法律の施行前に改正前の建築基準法の規定によりされた承認、許可、申請等の処分又は手続は、それぞれ新法の相当規定によりされた処分又は手続とみなす。

(罰則に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 (都市計画法の一部改正)

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項第二号イ中「第三号」を「第四号」に改め、同号ハ中「工業専用地域」を「第二種住居専用地域又は工業専用地域」に改める。

(第二種住居専用地域内の建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する経過措置)

この法律の施行の際現に存する第二種住居専用地域については、当該第二種住居専用地域内の建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、十分の六と定められているものとみなす。

(資金のあつせん等)

16 国及び地方公共団体は、新法第八十六条の二第一項の規定により新法第三条第二項の規定の適用を受けないこととなる建築物について建築主が附則第一項ただし書に規定する期間内に新法第八十六条の二第一項の規定により当該建築物に適用される法令の規定に適合させるために

行う建築物に関する工事について、必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(別紙)

建築基準法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

建築基準行政は、人命の安全確保に重大な関係を有することにかんがみ、政府は、特殊建築物等に対し、更に実効のある防災対策を推進することにも、特に既存の特殊建築物等の防災避難施設の整備、改善について、速やかに有効適切な法制を整備する等、人命の安全確保について一層努力すべきである。

右決議する。

衆議院會議録第十八号中正誤

ペシ 段 行 誤 正

五三 二 四三 すること、

五三 二 四三 すること、

五三 三 末五 一九七四年度末 一九七四年度末

五五 四 二 小字及び一は修正 (小字及び一は修正)

定価 一部 一一〇円

発行所

東京都港区赤坂一丁目二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(大代)